

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧 (第3～6回分 体系順)

種別	個数
審議会の総意とした意見	26
委員の個別意見	181
質問	30
計	237

答申文案作成のための基礎情報となるご意見

答申に附帯する委員の個別のご意見

※資料内「CN」の欄は、会議回と通しNo.を記載（例：「3-1」は第3回会議の通しNo.1の意見・質疑）

※第7回分は当日卓上配布予定

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通し№	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
1	3-1	P1	序論	1策定趣旨	宮本	「地域の中で必要な機能や仕組みをどう支え、引き継ぐか」とありますが、どのような機能や仕組みなのか補わないと、策定主旨が伝わらないのではないかでしょうか。	記載内容について、修正を検討いたします。	企画政策課			●	◎
2	3-2	P1	序論	1策定趣旨	宮本	「そこで、令和7年～」ですが、基本構想は策定済みなので、「そこで、令和7年3月に～『小田原市基本構想』を策定しました。この『小田原市基本構想』で掲げた～ため、「第1期実行計画」を策定します」の方がよいのではないかというふうか。	記載内容について、修正を検討いたします。	企画政策課			●	◎
3	3-13	P14	第1期実行計画の枠組み	1実行計画の役割	別所	各施策が8つのまちの姿に割り振られているが、割り振られたまちの姿とは別のものにも重複すると思われる施策もある。どのような基準で割り振ったか、説明を追記していただきたい。	割り振りの意図が分かるよう文章表現について検討します。	企画政策課		●	◎	
4	3-14	P14	第1期実行計画の枠組み	1実行計画の役割	総意	「施策30. 多様な主体とのまちづくり」は、他の施策名が端的であるのに比べ、具体性に欠ける。「多様な主体との協働」や「共創」など、施策の目指す方向性を明確にすべきである。	施策名の修正について検討します。	企画政策課	●		◎	
5	3-15	P14	第1期実行計画の枠組み	1実行計画の役割	総意	「施策12. 子育ち」との表現はその意図は理解できる一方で、市民の理解が得られにくい可能性があり、より分かり易い表現などの工夫が必要。	CD5-40で対応します。	子育て政策課	●			
6	3-16	P14	第1期実行計画の枠組み	1実行計画の役割	根岸	各施策の不可分や副次的に関係している部分などを、視覚的に表現（施策〇は施策△と口〇の部分で関連）できると、気づきの視点が得られる議論が具体化する。	計画書発行の際には視覚的な工夫について検討します。	企画政策課		●	◎	
7	3-17	P14	第1期実行計画の枠組み	1実行計画の役割	総意	「地域福祉」と「こども・子育て支援」では、それぞれ現象と対策となっており、表現の揺らぎが生じている。全体的な表現の整合性を取ること。	施策名の全体的な表現の整合性について検討します。	企画政策課	●		◎	
8	3-18	P14	第1期実行計画の枠組み	1実行計画の役割	平井	市民アンケートと30施策の関係性が読み取りにくい。具体的には市民アンケートででは、「重要度が高く、満足度も高い」と認識されている「廃棄物の減量化・資源化」「環境美化」といったテーマが、「生活環境保全」や「生活空間」といった項目に含まれているのか、それとも外れてしまっているのかという点が不明確である。このテーマは非常に重要、今後の検討においてその位置づけを明確にする必要がある。	CD6-1で対応します。	環境政策課		●		
9	3-19	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	総意	KGIの項目数が多いため、類似のものをまとめるなどの対応を検討されたい。	類似のKGIをまとめなど整理を検討します。	企画政策課	●		◎	
10	3-20	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	総意	KGI設定を目的化せず、あくまでも目標値の設定は達成の手段として認識するとともに、その目標に取り組む姿勢こそが重要である。	KGIの設定は目指すべき「まちづくりの目標」についてその進捗を測ることを目的に設定するものですが、目標の設定やその達成に過度に縛られることがないよう、施策事業の着実な実施と継続的な改善を図ってまいります。	企画政策課	●			
11	3-21	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	関	「施策16. 地域経済振興」においては、産業全体の構造を見直していただきたい。例えば、スポーツの分野では特定のスポーツがスポーツ振興の面だけではなく、雇用創出やアリーナ建設などの新しい産業を生み出す可能性を持つている。環境分野やデジタル分野も同様である。新しい視点で捉えながら柔軟性を持った議論を進んでいただきたい。	事業者が地域経済の重要な担い手であることに加え、市民や市等の役割もあることから、地域が一体となって経済循環を図るうと「小田原市地域経済好循環推進条例」を制定し、この条例に基づき、市では、地域経済振興に向けた基本方針で「地域資源を最大限に生かした『需要喚起』と『地域内循環』による経済の活性化」を掲げています。具体的な取組として市内事業者の成長促進、誘客の推進、企業誘致の推進、付加価値の向上などに取り組む際には、ご指摘いただいたように新しい視点で産業を捉え、取り組んでまいりたいと考えています。	産業政策課		●		
12	3-22	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	総意	KGIの目標の方向性については「増」が多いため、複数の文字が並ぶよりも、視覚的に見やすく印象がつかみやすい矢印などを使うなど、ビジュアル面での工夫が必要である。	計画書発行の際には視覚的な工夫について検討します。	企画政策課	●		◎	
13	3-23	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	別所	「合計特殊出生率」をKGIとして設定すべきか検討願いたい。小田原市だけでコントロールすることが難しく、希望的観測のもとで「増えた方がよい」との考え方で設定するのではなく、今後数値はさらに減少していくことが想定され、現状を踏まえ真に設定すべきか再考すべき。	ご意見を踏まえKGIの見直し等について検討します。	企画政策課		●	◎	
14	3-24	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	別所	経済分野のKGI「創業者数」について、地域経済にとってもう一つの課題である事業承継も重要。創業者数だけでKGIとするのが適切か、あるいは事業承継を含めた形とするか検討いただきたい。	事業承継については、KGIを定めてはいませんが、事業承継を検討している事業者に寄り添った相談や支援ができる環境づくりや、セミナー等により事業者の意識を高めることを目標に取り組んでいます。創業者支援と事業承継の支援を両輪で捉えることは、それぞれの支援にかかる情報が双方の課題を解決に結びつくものでもあることなどから大変重要であると認識しており、引き続き、一体的な支援をしてまいりたいと考えています。	産業政策課		●		
15	3-25	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	別所	「治安がよいと思う市民の割合」を指標としている一方、治安に影響すると思われる「刑法犯認知件数」「交通事故件数」のみを持出しして設定する必要性には疑問を感じる。	「刑法犯認知件数」「交通事故件数」につきましては、行政や関係機関が防犯や交通安全に関する啓発のソフツ面の取り組みや道路整備などの効果について、体感的なものではなく、客観的に実数として評価できるものとして設定したものです。	地域安全課		●		
16	3-26	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	平井	すでに高い水準にある数値を、無理に上げていく方向を目指す必要はない。いかに良好な状態を維持していくという点も重要。また、高い状態が自然に維持されるものではないことも、市民と共有すべきことも重要な点である。	ご意見を踏まえKGIの表現の工夫等について検討します。	企画政策課		●	◎	
17	3-27	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	奥	KGI指標の並び順について、主觀指標と客觀指標は性質が異なるものであり、客觀指標を通じて最終的に市民がどう感じるかにたどり着くという考え方もある。客觀指標と主觀指標を前後にまとめるなどの工夫を検討されたい。	ご意見を踏まえKGIの表現の工夫等について検討します。	企画政策課		●	◎	
18	3-28	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	奥	「資源化率」について、循環型社会形成の分野における政策のトッププライオリティは「リデュース」であるため、廃棄物を出さないことが重要。「廃棄物排出量の削減」に焦点を当たる指標を設定していただきたい。「施策10 生活環境保全」の「燃せるごみ排出量」との入れ替えや、当該施策内に「資源化率」を入れるなど、まずは発生抑制に関連する指標を優先して設定検討いただきたい。	「家庭における一人一日当たり燃せるごみ排出量」も「資源化率」もどちらも重要な指標であると認識している。KGIについては課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまちという「まちの姿」にあわせた指標としたが、ご指摘について指標の設定を検討したい。	環境政策課		●	◎	
19	3-29	P14	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	信時	「行政サービスのデジタル化が進んでいると感じる市民の割合」について、デジタル化については市民がどう感じるかではなく、施策の進捗状況の問題である。実施に施策がどの程度進んでいるか、主觀と客觀で分けて評価することが重要である。施策のKPIにおいて具体的なデジタル化の進捗率について目標を掲げることを検討いただきたい。	デジタル化の進捗について、客観的に評価できる指標をKPIに設定することを検討してまいりたい。	政策調整課		●	◎	

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
20	3-6	-	第1期実行計画の枠組み	3実行計画の推進における視点	宮本	第3回会議資料5_3「実行計画の推進における視点」の一〇目 「行政改革と連動して計画を推進」→「行政改革と連動させて計画を推進」が適当かと考えます。	資料5については、資料4（行政案）の市民等周知に係る概要版となることから今後修正の予定はありませんが、御意見については今後の説明等の際の参考にさせていただきます。	企画政策課			●	
21	6-1	P14	第1期実行計画の枠組み	1実行計画の役割	平井	市民アンケートと30施策の関係性が読み取りにくい。具体的には市民アンケートでは「重要度が高く、満足度も高い」と認識されている「廃棄物の減量化と資源化」「環境美化」といったテーマが、「生活環境保全」や「生活空間」といった項目に含まれているのか、それとも外されてしまっているのかという点が不明確である。このテーマは非常に重要、今後の検討においてその位置づけを明確にする必要がある。	「施策10 生活環境保全」に、廃棄物全般と資源化が入っています。	環境政策課	●			
22	3-3	P15	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	宮本	2(1)アのKGIに「健康寿命」を設定していますが、基準年が7年前と古いため、この指標でよいのか検討が必要ではないでしょうか。また以前、県と市で健康寿命の考え方が違うことを確認ましたが、県の指標だと他県と比較できますが、市の指標で近隣他市町と比較できるのでしょうか（貴市の数値が高いのか低いのかわからず）。要は、市内のこれまでの数値から上げるというのではなく、P24に「運動習慣者の割合が国の目標値と比較し低い」とあるように、何かと比較して低い数値を上げていくような目標設定が必要ではないでしょうか。	CD5-24で対応します。	企画政策課		●		
23	3-4	P15	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	宮本	2(2)アのKGIに「資源化率」を設定しています。施策10の詳細施策に資源化の推進が入っているので、アウトプットの要素が強いように感じますが、施策では資源化の量を目標とし、その成果として「率」がゴールと捉えればよいのでしょうか。	CD3-28で対応します。	企画政策課			●	
24	5-3	P15	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	曾我	市民アンケートは無作為に行われたと存じますが、それでも回答者の立場や状況によって数値が大きく変化する可能性があると思います。このような点を踏まえるとKGIとして掲げられている目標についてより詳しい企画担当の方からのご説明をお願いしたいと思います。これらはすべて福祉に関する重要な内容ですので、ぜひ詳細を教えていただけますと助かります。	抽出方法ですが、市民の人口構成に基づいて、年齢や地域、性別の比率が実際の人口構成に一致するように抽出を行いました。その結果、アンケートを発送した時点では、小田原市の人口構成に合う形となっていました。実際に回答をいただいた方々の構成を見ますと、母数が多いこともあり、比較的高齢の方々の割合が多くなっています。そのため、高齢の方々のご意見や経験がアンケート結果に反映されているものと思われます。これを踏まえますと、アンケートの設問6番目の「子育て支援補助が手厚いと思う」という項目については、子育て世代の実感にどの程度合致するかが不明な部分もございます。一方で、「介護福祉施設のサービスが受けやすい」という項目については、ご自身が介護を受けている、もしくは親御さんが介護を受けている高齢世代の意見がある程度反映されているのではないかと考えております。	企画政策課	●			
25	3-5	P16	第1期実行計画の枠組み	2施策や事業の評価による進行管理	宮本	2(4)アのKGIに「入込観光客数」について、経済の好循環を生むという点では指標となり得ると思いますが、他都市ではオーバーツーリズムとの関係で、ただ増えればよいという状況ではない数値かとも思います。P54の「観光」でも特に触れられていないので、小田原ではこの点については当てはまらず、そのままKGIとするということです。	CD6-54で対応します。	企画政策課			●	
26	6-80	P16, P54	第1期実行計画の枠組み、施策・詳細施策	・KGI (4) ア ・施策19_観光	別所	地域経済の活性化を推しはかる指標として有効なものだと思いますが、P16の観光消費総額も指標として同じようなものなので、KGIとしてどちらか一つでもよいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、他都市では、オーバーツーリズムとの関係で、ただ観光客が増えればよいという状況ではないところも出てきていますが、施策19の観光では、そのあたりの記述はないのですが、貴市ではまだそこまでの状況ではないという理解でよいでしょうか。（もしも同様の問題が顕出しているのであれば「オーバーツーリズムの影響も考慮しながら、誘客を推進する」といった記載が必要ではないか。）	「地域経済の好循環」を推し量る指標として、本市を訪れる方の人数に加え、その方がどの程度本市で消費して市内事業者が潤い、地域経済の活性化に結び付いているか、それを数値として把握する必要があります。そのため、「入込観光客数」と「観光消費総額」はセットとして捉えています。イベントなどで一時的に観光客が増加する場合はありますか、現時点で本市は一般的なオーバーツーリズムの状況ではなく、今後も影響を注視しながら観光施策を進めてまいります。	観光課			●	
27	4-1	P17	施策・詳細施策	KGI (5) ア	内山	①KGI指標40 公共交通機関での市内の移動が便利だと思う市民の割合について前計画も、今回も、市民アンケートにおいて交通の便に関して課題感を感じている方は少なくなく、生活の満足度にも直結する問題であり、取り組みを充実させる必要があると考えます。	本市では、将来にわたって誰もが暮らしやすく安心して移動が可能な、まちを繋ぐ公共交通ネットワークの構築を目指し、既存の路線バスの維持・確保のための運行経費の一部補助、日中に路線バスの運行していない空白時間帯が生じている地域や駅・バス停から離れている公共交通不便地域における、地域のニーズと実情に応じた移動支援策の実証実験、県・民間企業と協定に基づく自動運転の実証実験、鉄道駅のバリアフリー化への国・県と連携した補助などに取組んでいくことで、地域の移動手段の確保等に努めていく考えです。	地域交通課			●	
28	5-1	P18	施策・詳細施策	施策1_地域福祉	木村	認知症の方への支援については、地域の高齢化が進む中で役割分担が難しくなっていることもあります、必ずしも適切な対応ができるている状況とは言えないという課題があります。例えば、認知症の方に対し気軽に声をかけるのは難しいという意見や、認知症の方が差けるワッペンなどの仕組みがあることを知らない地域住民もいるという現状が明らかになりました。このようなことから、認知症に関する取組や支援について、地域住民をより巻き込んだ形で進める必要があると感じています。また、ケアタウン構想の中で地域とどう関わり合いを持つかという点についても、トップダウンの方針だけではなく地域が十分に対応できない場合があることを考慮しなければなりません。このような課題を踏まえながら、今後の実行計画を進めていく必要があると思います。	認知症の方やその家族を地域で見守る体制づくりとして認知症の正しい知識を普及する「認知症サポート一養成講座」を開催しています。また、行方不明になるおそれのある高齢者の情報を事前に登録した方に対して、早期発見・保護を目的に、衣服に貼付するQRコードを記載した見守りシールを配布します。これらの取組は地域の理解と協力が不可欠のため、広報等を通じて周知に努めています。ケアタウンについても、15年に及ぶ取組を通じて、それぞれの地区において支え合いの仕組みづくりが進められました。多くの地区にサロン活動や、見守り活動、生活応援などの活動が定着する一方、担い手不足などの課題が顕在化していることを踏まえ、引き続き地域の主体性を尊重しつつ、行政として今まで以上に地域活動の担い手にしっかりと伴走し、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりとともに進めていく考えです。	高齢介護課 福祉政策課			●	
29	5-2	P18	施策・詳細施策	施策1_地域福祉	総意	「地域の支えをしっかりと地域が巻き込まれ、巻き込んだ形で進める」という趣旨を明示してほしい。	CN5-1と同様の回答です。	福祉政策課		●		

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
30	5-10	P18	施策・詳細施策	施策1_地域福祉	曾我	成果目標に「民生委員、民生児童委員の充足率」という項目がありますが、この充足率に関して基準値は96.2%とされており、KPIとして設定されています。ところが、この数値について確認したところ、確か今年の9月の時点では充足率が84%しか達成されていなかったように思います。ただ、今は11月ですので、私たちの地域ではすでに自治会長が積極的に動いている状況です。この充足率については、詳細施策第102地域福祉活動の支援に関する記載や、「地域福祉の基盤を支える社会福祉協議会と民生委員・児童委員」という部分とも関連します。私たちの地域の状況をお伝えすると、民生委員は19名在籍していますが、その中で70歳以上の方が半分を超えています。このような年齢構成を踏まえども、今後3年間で改選が予定されている際に備えて、事前に見越した取組を盛り込むべきではないかと思っています。そのため、主な取組の項目にこうした対応を明記していくだけでも重要な準備が重要だと考えます。改選時に急いで対応しないよう、混乱することを防ぐために必要な準備が重要だと考えます。地域の方々にとって心配なことがあります。まず民生委員へ相談するという機会が多いです。しかし、相談に来る方の多くが高齢者であったり、障害を持つ方であったりするため、民生委員の充足率を少しでも高めることができた方がいいと思います。もちろん100%の充足率を達成するのは難しいかもしれません、現実的な取組を主な施策として記載していただくことが有意義ではないかと考えています。	充足率を目標値に近づけるため、民生委員活動の周知のほか、令和7年度に行われた一斉改選を踏まえ、民生委員の推奨基準の緩和等さらなる運用の見直しを検討し、民生委員の充足に向けた環境づくりを行なっていきます。	福祉政策課		●		
31	5-19	P18	施策・詳細施策	施策1_地域福祉	曾我	「誰もが住みやすい小田原」というテーマについては施策1にも他の箇所にも書かれています。その中で、皆が小田原に住みたいと思い、居住を安心して暮らせる状況を目指しています。しかしその一方で、現実には多くの高齢者が居住に困っている状況がございます。昨年同じ質問をした際、令和6年5月30日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律」が施行されると言われました。そして、市として居住支援法人や関係団体との連携を進める旨の回答もいただきました。また、市営住宅に関してお尋ねしたところ、市営住宅入居者の約半数が高齢者であるという回答をいただきました。しかしながら、詳細を調べてみると、高齢者や障がいの方々が4階に住むことが難しい状況にあることがわかりました。この点について、どこで具体的に取り上げるべきか判断がつかず、少し戸惑っております。実行計画の体系図が示されたことは非常に分かりやすかったのですが、その体系図だけでは命に関わる施策30項目への関連性や具体性が明確に伝わりづらいところがあると感じています。そのため、今後の意見や対応を考える際、業務フロー図のような仕組みは難しいかもしれません。そのため、どのような考え方を意識していただけたいと思います。そして、特に居住に関する部分について体系図の中に具体的な記載をしていただけると非常にありがとうございます。ただ、この点についても具体的な施策や対応方針が分からぬ部分がございますので、市に質問させていただきたいと考えております。	福祉全般についてのお話ですが、現在は高齢者を例に挙げて住宅政策の話をしております。本市では、広く住宅政策に関しては都市部が所管しております。ただし、厚生労働省と国土交通省などが連携し、困難や様々な困難を抱える方々に住宅を提供する体制を整える取組を進めています。そのため、福祉部局としても都市部局と連携を行ない、具体的には市営住宅や民間の住宅供給に関わる不動産関連の関係者の皆様と協力しております。このような連携を密にして、福祉部局としても住居に困られている方々に対し、例えば保証人の問題などをクリアしながら、適切な住居を提供できるよう取り組んでおります。現在の総合計画の中では、この具体的な内容がうまく示せていないかもしれません、実務としてはこのような方向で連携を進めております。今後も居住に関する困難を抱える方々を支援する体制を強化してまいります。	福祉政策課	●			
32	5-4	P19	施策・詳細施策	施策1_地域福祉	曾我	詳細施策101に多機関協働事業と記載されていますが、この点については3年間かけて取り組む内容となっています。私は市民の立場として様々な場面での制度を見てきましたが、成年後見制度についてはかなりアピールされている印象を受けました。それから、少し高齢者向けの話になるかと思いますが、いわゆる「アクトイフィニア」というテーマについても触れたいと思っています。私の友人たちの状況を考えると、ちょうど定年退職して数年が経過した頃で、多くの人が自分の生活に落ち着き、次第にこういった内容にも目を向けてられるようになっています。同級生も含め、身近な人々を見ていると、このような取組が進められる良いのではないかと思いまして。	多機関協働については、成年後見制度の利用促進と合わせて、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに応えられるよう、各相談支援機関の協働など包括的な支援につながる取組を進めています。高齢者の生活支援では、高齢者が意欲と能力に元気に活動を続け、それが地域の活力につながるようプロダクティブエイジングを促進しています。アクトイフィニア応援ポイント事業では、受入施設や事業をより多くの分野に広げ、意欲的に活動へ参加しやすくなっています。	福祉政策課 高齢介護課		●		
33	5-11	P21	施策・詳細施策	2_高齢者福祉	関野	20ページの施策である「高齢者福祉」の21ページの詳細施策の箇所についてです。具体的には、2020下の部分に記載されている内容についてです。そこには、「認知症の方を地域社会で支えるため、認知症をんちしよう会などの活動を支援するほか、若年層に対する認知症の正しい理解の普及促進を図ります」とあります。この記載についてですが、認知症の方は、そもそも自身が認知症であることを認識することができない場合が多いです。現在、私の地元でも大変困っているのが、物品の受け渡しに関するトラブルであり、「受け取った」「受け取っていない」というような問題が頻繁に発生しています。この点について、ある方から「民生委員に相談すればいいのではないか」と言われることもありますが、実際には民生委員の方々も認知症の方を専門的に支援する資格をお持ちではありません。民生委員の役割は、75歳以上の人暮らしの方々など、そうした地域で支援が必要な方々の暮らしを助けることが中心です。そのため、認知症の方への対応や支援については専門性が不足しているのが現状かと思います。これから若年層に対して認知症についての正しい理解を普及させていくという方向性について、具体的にはどのような形で、どのような施策を考えておられるのか、教えていただきたいと思います。	認知症の方がご自身で認知症であると認識していないという点については、ご指摘のとおりだと思います。若い世代に対する認知症への理解を深める方法としてですが、まず「認知症の正しい理解を進めるイベント」が挙げられます。このイベントは認知症への正しい認識を広めることを目的としたものであり、これを通じて高齢者だけではなく、高齢者を介護するご家族の方にも認知症への理解を広めていく取組を行っています。また、それと同時に、地域全体で認知症を支えていくということでも必要だと考えています。さらに、今年度は認知症の若年層をテーマとした講演会を開催しました。その中で、認知症に備えるための準備を若い頃から行なうことが重要であるというお話をございました。私たちとしては、このようなイベントや活動を広報やホームページなどを活用して啓発し、認知症への正しい理解を進めていきたいと考えております。	高齢介護課	●			
34	5-21	P21	施策・詳細施策	施策2_高齢者福祉	曾我	施策2の詳細施策201の部分について、主な取組として敬老事業と長寿祝いの実施が記載されています。ここで記載されている内容についてですが、現在は78歳で対象となるものが80歳に変更になることや、長寿祝いに関しては来年から何が提供されなくなるということがあります。この記載の意味がこれを指しているかどうかという点について確認したい。	敬老事業の長寿祝いの実施についてですが、今年度から見直しを行いました。その内容としては、敬老行事の対象年齢を78歳から段階的に80歳まで引き上げていく方針です。なお、長寿夫婦祝いにつきましては、今年度をもって終了する予定です。ただし、敬老事業全体につきましては、今後も引き続き実施していく予定です。また、敬老事業のあり方検討会を市の方で定期的に開催しており、その中で事業内容の見直しを行います。年齢基準の変更や事業の実施有無についても、この検討会において議論されることになります。しかしながら、現行の計画期間中ににおいては、敬老事業を引き続き継続して実施していく方針となっております。	高齢介護課	●			

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討	
									質問	総意	個意		
35	5-31	P23	施策・詳細施策	施策3_障がい福祉	渡邊清治	施策3の障がい福祉の部分について、詳細施策304の箇所には社会参加の促進として、多くの障がい者が気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる事業を実施するという記載があります。私としては、多様性に関する内容を考慮した際に、例えばパラスポーツのような、いわゆる障がい者がある程度が含まれていても良いのではないかと考えました。	詳細施策304の委員御指摘の箇所の標記について、次のとおり修正します。 ・障がいのある人もない人も気軽に参加できるパラスポーツをはじめとする、スポーツ・レクリエーション事業を実施します。	障がい福祉課		●	◎		
36	5-5	P24	施策・詳細施策	施策4_健康づくり	渡邊清治	健康づくりや地域医療の分野については、小田原市との共同事業として以前から進めてきているため、大きな問題点はないのではないかと思います。その中でトピックとして挙がっているのは、施策4の健康づくりの部分です。成果目標である特定健診の受診率については、以前から60%という目標を掲げてきましたが、実際の基準値はほとんど伸びていないのが現状です。この目標値については現状維持で進めるしかないと考えていますが、具体的な取組をより良い形で書き直せる余地はあるかもしれません。ただし、現時点では具体的な文言を示すのが難しく、悩ましいところです。	特定健診の受診率向上事業については、データヘルス計画にも位置付けて取り組んでいます。これまで、様々な健康相談を兼ねた受診勧奨や、受診していない方への通知の発送、さらには日曜日に団体検診を実施するなど、受診率向上に向けた取組を行ってきました。その結果、少しずつではありますが受診率は伸びてきており、令和6年度の速報値では30.7%となっています。令和7年度からは、これらの取組に加え、職場で受診した検診の結果を市に提供していただく「みなし検診」にも取り組み始めました。この新たな制度の周知に努めることで、さらに受診率の向上を目指していきたいと考えています。	健康づくり課		●			
37	5-13	P24	施策・詳細施策	施策4_健康づくり	別所・出石	特定健診の受診率についてお話しした際に、目標値が非常に高く設定されていることに触れました。この目標値は、基準値に対して非常に高い数値となっており、大変アグレッシブな目標だと認識しております。特定健診を受診してもらうための介入は一般的に非常に難しいものだと考えております。そのため、地方自治体だけでなく、各企業の健康保険組合なども健診の受診を様々な形で勧奨しているものの、その介入が十分な効果を上げられないのが実情です。こうした状況の中で、健診受診率を倍増させるという目標は非常にアグレッシブであり、多くの方面にこの目標値いかに高いものであるかを理解していただき必要があるのではないかと思います。そのため、この目標値についての説明をどこかでしっかりと行っていただけると良いのではないかと考えます。 【出石会長追加意見】 計画を策定した時点ですでに設定されていたものですが、その際に、なぜこのような目標値を設定したのかという根拠やエビデンスについて私も知りたいと思いました。高い目標を立てるには、それ相応の意味や理由があるはずですでの、その点についてもあわせてご回答やご見解を伺えればと思っております。	特定健診の受診率は、国では市町村国民健康保険における受診率の目標値は令和11年度までに60%以上となっています。本市の今進めている第三期データヘルス計画においても、目標値を60%に定め、この達成を目指していることから、この数値を目標値と定めたいと考えております。	健康づくり課		●			
38	5-17	P24	施策・詳細施策	施策4_健康づくり	別所	特定健診の目標について、国の基準に合わせることは十分理解しておりますが、市民の方々が目標値の高さをしっかりと理解できるようになりますことが重要だと思います。結果として「少し伸びました」といった形になった場合、なぜこのように高い目標を掲げたのもかからず、目標を十分達成できなかったのか、と疑問を持つ方もいらっしゃるでしょう。その際に、市の努力が不足していたわけではなく、そもそも目標が非常に高い設定だったことをしっかりと市民の方々に理解していただく必要があります。このような状況を踏まえ、結果を読み解く際にも、市民の方々に正確な理解をしていただくための表現の工夫が求められると言えます。その点についてご配慮いただけると良いのではないかというふうに思います。	特定健診の目標値は国において市町村国保の場合は60%とされており、本市においてもこの達成を目指しているところですが、市町村国保の都道府県別受診状況をみると、神奈川県内の市町村国保の合計受診率は令和5年度は30.8%（公益社団法人国民健康保険中央会の資料）で、47都道府県中46位の結果となっています（国は38.2%）。県内市町村国保の受診率を併記するなどの工夫ができると良いと考えています。	健康づくり課		●	◎		
39	5-24	P24	施策・詳細施策	施策4_健康づくり	有賀	健康づくりにおけるまちづくりの目標である「いのちを大切にする小田原」の指標、KGIIは健康寿命になりますが、行政の資料では15ページに記載されています。以前、宮本委員から書面にてご指摘があったかと思われますが、基準年が平成30年とや古いデータを使用している状況です。この基準年で問題ないのでしょうか。	直近で計算した年が平成30年となっておりますのでこの数値で大丈夫です。	健康づくり課	●				
40	5-25	P24	施策・詳細施策	施策4_健康づくり	宮本	【上記5-24を受け】これについては1期計画の3年間のうちに必ず新しい数字が出るということでよろしいでしょうか。もし新しい数字が出ないのであれば、これを目標にすることは適切ではないのではないかと考えております。	第2期健康増進計画の中間年が今年度に当たっております。今年度もしくは来年度中に、健康寿命を計算しようと考えております。ただし、国の方で提供されるエクセルシートが利用可能となる予定ではありますが、現時点では直近でどの年度のデータが計算できるのかが明確ではありません。そのため具体的にどの年度のデータを用いるかについては、現段階ではお伝えすることができます。しかしながら、健康寿命の計算は実施する予定でございます。	健康づくり課	●				
41	5-12	P24, 25	施策・詳細施策	施策4_健康づくり	別所	施策4の健康づくりの部分に関してお話をさせていただきます。現状と課題の中には歯科検診に関する記述が含まれているのですが、詳細施策の部分では歯科検診に触れられていない状況となっております。この点に関して、現状と課題に歯科検診を明記する以上は、詳細施策の部分にも明確に歯科検診の件を記載していただくほうがよろしいかと思います。また、成果目標に入れていただくことも検討可能かと思いますが、いずれにしても内容の整合性をしっかりとそろえていただくことが重要ではないかと考えます。	歯科検診の件で課題、現状と課題のところには書かせていただきましたが、詳細施策の方にもということでした。詳細施策401保健予防の充実のところで、特定健診やがん検診等の実施というこの「等」に歯科健診を含めた考え方です。歯科健診についても、国の方で歯周病検診の見直しということが言われておりますので、今年度成人歯科健診の見直しを歯科医師会とともにしております。	健康づくり課		●			
42	5-6	P25	施策・詳細施策	施策4_健康づくり	渡邊清治	施策詳細の健康増進に関しては、先日、小田原市と医師会、常葉大学と共に宣言を行いました。この宣言は運動療法に関する取組の一環ですが、行政案公表時点では、「運動療法」という表現は使用できなかったと思います。施策の記述に関しては、現在の内容ではほぼ妥当だと感じています。主な取組の中では、地域自殺対策の強化について具体的な内容が不明確である部分が気になります。実際にどのようなプロセスが行われているかを明示していただけると、非常にありがたいと思います。	自殺対策については、第二期小田原市健康増進計画に位置付け、総合的に進めています。特に、相談窓口を持つ庁内関係課などの11部局が連携して20回にわたる連絡会議を開催し、情報共有を図っています。加えて、国が子供の自殺対策に力を入れている状況を受け、令和5年度から地区担当保健師が各小学校の6年生に対し、児童がSOSを発信する方法について学ぶ教育を実施する体制を構築しました。令和6年度には、市内の21校で1056人を対象に、この健康教育を実施しました。相談を気軽にできる環境作りや、ストレスを抱えた際の対処方法などを教えることで、子どもたちの心の健康を支援しています。今後は、生きづらさを抱える方々を身近な市民が受け止められるようにするため、「ゲートキーパー」の養成講座に力を入れていきたいと考えています。	健康づくり課	●				

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討	
									質問	総意	個意		
43	5-9	P25	施策・詳細施策	施策4_健康づくり	渡邊清治	子どもの自殺というのは非常に痛ましい問題です。学校現場でそういった兆候を早期にキャッチすることはとても重要だと思います。しかしながら、現在、それに対応できる医療機関は非常に限られている状況です。これは20代、30代、40代の方々にも共通する問題ですが、そのような方々が相談を受けた後に、市内の医療機関や心療内科へつなぐ具体的な手立てについて、もし深い状況で進められないのではないかとすれば、そうした取組についても積極的に進めさせていただきたいと思います。一緒に協力することで、より良い方向へ進めるができると思いますが、このような取組は現在進んでいるのでしょうか。	万が一、生きづらさを訴える子どもから個別相談を受けた場合には、様々な関係機関につなげるかどうかを検討します。また、少し難しい疾患をお持ちで適切な支援がないような方の場合には、保健福祉事務所に相談を行うなどして、何とか医療機関につなげられるように伴走的な支援を取り組んでいます。この対応については、保健師が担当しております。	健康づくり課	●				
44	5-20	P2-5	序論	3時代の潮流と小田原市の現状	総意	【上記5-19を受け】行政案2ページからの時代の潮流等や小田原市の現状において、様々な問題点が挙げられています。現在、それらに対して実行計画を用いて対応しようと進められている状況です。縦割りの仕組みがある程度避けられないとしても、それぞれの問題が住宅事情のように多方面にわたり、様々な行政分野に関わるのであれば、これらの問題を計画内に挙げておく必要があるのではないかと思う。そしておけば、福祉部局や市部局がそれぞれの取組により具体的に展開・調整することが可能になると思います。	計画内での表現について検討します。	企画政策課	●	◎			
45	5-22	P26	施策・詳細施策	施策5_こども・子育て支援	渡邊ちい子	施策5のことども・子育て支援について、1点ご質問とお願いがございます。現状と課題の26ページに記載されている5ポツ目です。こちらでは、地域の子育て当事者等による団体が様々な活動を希望しているものの、いろいろな課題を抱えているという点が前段で指摘されています。また、後段ではそうした活動を行っている当事者についての情報が漏れなくいいという障壁がある点が述べられています。これに対応する施策として、50において3年間で取り組むこととして「子育てに関する情報提供の充実を図る」という内容が2つ目の項目に含まれているため、後半の部分についてはこの施策で対応しようとしているのだと思います。しかしながら、前半の「様々な課題を抱えている」という点については、情報提供の充実だけではなく多くの課題を十分に解決することは難しく、さらに幅広いサポートが必要であると考えています。この点に関して具体的にどのような取組を行われる予定なのか、詳しくお聞きされればと思います。またお願いとしては、こうした活動に対して非常に困っている方が大勢いらっしゃいますので、ぜひ施策の主な取組に具体的な支援内容を記載していただき、さらなる対応を行っていただきたいと存じます。	(第7回会議を踏まえ回答作成中)	子育て政策課		●			
46	5-23	P26	施策・詳細施策	施策5_こども・子育て支援	渡邊ちい子	ここだけを見ると、そちらに繋がる部分が少し分かりにくく感じられるかもしれません。他の協働プロジェクトに関わるもの、またはすべてのプロジェクトに共通して関わることかもしれません。その点についても参考しながら見てみると良いのではないかと思います。そのような誘導があることで、より分かりやすくなるのではないかと思う。 【出石会長補足】 そのあたりの書き方は全体の計画の実行計画の書き方でよく「再掲」など、様々な方法がありますのでそれは全体の整理の中で調整しましょう。	計画内での表現について検討します。	企画政策課		●	◎		
47	5-26	P26	施策・詳細施策	施策5_こども・子育て支援	益田	施策5のことども子育て支援の成果目標についてですが、ファミサポの支援会員数が目標となっている点についてお伺いしたいです。支援会員の数といふよりも、実際に支援を必要としている人と支援を提供する人とのマッチング数や、その率のようなものの方が、実際の運用上は有効なのではないかと思いました。この点について、なぜ成果目標が支援会員数になっているのか教えていただけますでしょうか。	ファミリー・サポート・センター運営業務受託者からは、援助を希望される方に対する支援会員のマッチングは概ねできていると報告されています。しかし、1人の支援会員が複数の依頼会員の援助を行っている状況があるとともに、支援会員の高齢化により複数の依頼会員の援助が難しくなっている支援会員も増加しています。ファミリー・サポート・センター管理運営事業で安定的に支援を提供していくためには、支援会員の増加が最大の課題となっているため、市と受託者が連携し支援会員の確保に取り組んでいます。こうしたことから、支援会員数を成果目標としたものです。	子育て政策課		●			
48	5-27	P26	施策・詳細施策	施策5_こども・子育て支援	益田	私が現在実際に仕事をしている中で、ママたちと接する際に、ファミサポさんについてお話しすると、「使いづらい」というお母さんが非常に多いのです。ですので、現在ほぼマッチングができるという見解自体が少し違うのではないかというのが、私の率直な気持ちです。その点についてお伝えしておきます。	マッチングに関する課題として、利用開始の希望を受けてから援助内容に適した支援会員をマッチングするまでに時間がかかるケースや、自宅周辺に支援会員が存在せず、マッチングが成立しないケースがある現状を認識しています。また、最近では、障がい児や医療的ケア児、発達に特徴のある子どもなど、一般的な有償ボランティアでは対応が難しいケースが増えています。一方で、支援会員からは、万が一に備えてマッチングが行われたものの、実際に利用されず、時間と労力が徒労に終わったことへの落胆の声も上がっています。困ったときに役立つ、使いやすい制度運営を目指して、引き続き受託者と協力しながら取り組んでまいります。	子育て政策課		●			

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
49	5-28	P26	施策・詳細施策	施策5_こども・子育て支援	出石	施策5の子ども・子育て支援についてお話させていただきます。少々難しい内容となるかもしれません、ここに記載されている内容は、まず自指す姿にあるとおり、妊娠期からの支援が中心になっており、主に子どもが生まれてから話を書かれているように思います。ただ、現在の人口減少が進む理由の一つには、子どもを産み育てることが難しいと感じる方々が多く、結果として「子どもをます作らない」という考えに至ってしまっている状況があるように思います。このような課題については、この施策5だけでなく、他の施策の中にも触れている部分があるのでしょうか。例えば、「安心して暮らすことができる小田原」という項目などは、移住施策とも関連すると思われますが、小田原に住んでいる方々が安心して子どもを産み育てられる環境を整備していくことが重要なポイントの一つではないかと思います。施策5の内容には、主に子どもが生まれた後の健全な育成環境を整えることが含まれているようですが、産む以前の段階の支援や、環境づくりに関する取組については他の部分に書かれているのでしょうか。その点について教えていただけるとありがたいです。	ご指摘のとおりです。現在、日本全体において少子高齢化が大幅に進行しており、この状況は大きな課題となっております。まさに今が最後のチャンスであるという認識のもと、国も力を入れて取り組んでいるところでございます。また、市としても様々な政策を開催している状況でございます。今回の子ども施策である「子ども・子育て支援」に関して、ご指摘のとおり、子どもを持つうと考える夫婦が何をためらうかという点では、やはり経済的負担の問題が大きいのではないかと思います。このような負担への懸念や、子育てにお金がかかりこと、また子育ての大変さに関する情報が広く共有されていることなどから影響しているのではないかと考えております。そのため、経済的な側面などに対する不安を感じいらっしゃる方々も多いようです。小田原市のこども・子育て支援施策の考え方についてですが、決して直接的に「出生率を上げる」ことを目標としたものではありません。会長もおっしゃったように、安心して子育てができる環境を整えることを重視しております。「小田原は子育てがしやすい地域だ」ということを実感していただき、それによって自然と「ここなら子どもを産み育てられる」と考えていただけるような取組を行っております。そのため様々な施策を実施しております。結果として、これらの取組が移住・定住にも繋がる可能性があると考えております。	子育て政策課	●			
50	5-30	P26	施策・詳細施策	施策5_こども・子育て支援	総意	【上記5-28を受け】検討できるようであれば、それこそ安心して子育てができるだけではなく、子どもを産み育てられるような環境について何か書くことができないか	施策5こども・子育て支援の目標(1)いのちを大切にする小田原の中で、「安心して子どもを産み育てることができる環境の整備」を掲げています。安心して出産できるために、施策5の中では、妊娠期から切れ目のない相談支援を行うこととしているほか、施策6地域医療・小児・周産期医療の確保することを掲げています。	子育て政策課	●			
51	5-7	P28	施策・詳細施策	施策6_地域医療	渡邊清治	施策6の地域医療についてですが、市立病院が来年5月から総合医療センターに名称変更してオープンする予定です。そのため、今回の実行計画では具体的な取組を見直し、必要に応じて変えていく必要があります。内容自体は従来のものと大きく変わらず、文言が多少修正されたように見受けられますが、この総合医療センターに関する施策については、現在、部会の中で詳細に話し合いが進められているため、ほぼ問題はないと考えています。	概ね妥当であるとのご意見のため回答不要としました。	病院管理局(経営管理課)		●		
52	5-14	P29	施策・詳細施策	施策6_地域医療	別所	施策6 地域医療に関する箇所についてです。詳細施策601の地域医療連携の中には、「骨髄移植ドナーへの支援」と「献血の普及啓発」という2つの項目が含まれております。この2つの項目が詳細施策のどこかに含まれていること自体には全く異論はございません。しかしながら、この2つが「地域医療連携の推進」という項目に入っていることから、場所として本当に適切かどうかについて少し疑問を感じております。もちろん献血制度が地域で支えられているという意味はありますか、献血の普及啓発にはさらに広い意味が含まれているのではないかと考えております。この2つの項目が地域医療連携という内容と本当に強く結びついているかどうかを検討する必要があるように思っています。むしろ「医療体制の充実」や「医療の充実」に含める方が、位置づけとしてより適切であり、しっくりくるのではないかと考えております。	地域医療連携の推進に関する内容についてですが、骨髄移植ドナーへ献血の普及啓発にに関して、医療体制の方に含める方が適切ではないかという意見があったかと思います。しかしながら、医療体制については、基本的に直接医療と関わりのある内容が含まれているため、これら以外の内容を地域医療連携の推進の項目に含める形となっていっているのが現状です。また、この2つにふさわしい名称が現状では存在しないため、地域医療連携の推進の項目にこれらを入れる形となっております。こちらとしては、骨髄移植ドナーや献血の普及に関する支援については、医療体制の範疇ではないという判断をしている状況となっております。	健康づくり課			●	
53	5-15	P29	施策・詳細施策	施策6_地域医療	別所	詳細施策603の小田原市立総合医療センターの健全経営に関する部分についてです。具体的には、2つの箇所に「医療センター開院後も医師確保に取組・救急センターをはじめ、救急・小児・周産期医療や高度医療など、公立病院に求められる不採算医療を担っていく」と記載されています。この内容についてですが、この文言は、たとえ不採算医療であっても財政をきちんと確保しながら、市として積極的に取り組んでいくという意味で解釈すれば良いのかどうかを教えていただきたいと思っております。この点は非常に重要な点ですので、ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。	経営管理課		●		
54	5-18	P29	施策・詳細施策	施策6_地域医療	総意	公立病院に求められている「不採算医療」について、これは一般的な観點から記述された内容だと思われます。しかしながら、こうした表現は一般的には「公立病院が不採算医療を担っている」ということを示している内容だとは理解できます。ただ、記述の仕方によれば「小田原市の総合医療センターが不採算になっている」という解釈を、市民間で生じさせる可能性があると思われます。そのため例えば、「採算が合わない医療に課題がある状況」など、表現を工夫する必要があると考えます。そうすることで、不採算医療をその病院が直接行うことを前提として捉えられてしまう、という誤解を避けられるのではないかでしょうか。基本的に公立病院ではそうした課題に対応する側面を持っているとはいえ、このままでは「財政的に必要以上に資金を使って運営している」というような印象を与える危険性があります。先ほどの説明にもございましたが、財政としっかり調整しながら進めるという前提があるということは理解しています。ただ、この部分の表現については、もう少し工夫を凝らしていただきたいと思います。	「不採算医療」を「政策的医療」に修正します。	経営管理課	●	◎		
55	5-8	P30	施策・詳細施策	施策7_消防・救急	渡邊清治	消防・救急に関しては特殊な部分ではありますが、記載されている取組は広域にわたりて増えていますので、今度は災害時の問題もありますがある程度書かれていると思います。	概ね妥当であるとのご意見のため回答不要としました。	消防本部(消防総務課)		●		

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
56	5-29	P30	施策・詳細施策	施策7_消防・救急	出石	資料の30ページに記載されている消防・救急の成果目標についても気になっております。その点についてもご説明をいただければ幸いです。2番と4番についてですが、これらは消防車と救急車の到着時間について言及していると思います。特に救急車に関して、4番の目標値は現状の基準値10分31秒に対して目標値10分となっています。減少を目指す方向性は理解できますし、到着時間を短くするという目標設定も納得できるのですが、一方で、もし現在の状態が現状維持するのか精一杯という状況であれば、「減少」ではなく「現状維持」という目標設定も考えられるのではないかと思いました。また、救急車の到着時間については、広域消防での運営状況が影響するかと思いますが、現在2市5町で運営されているのでしょうか。それであれば、近隣の例えは厚木や平塚などの到着時間についての比較ができるのではないかでしょうか。この目標値である10分が近隣と比較してどの程度の位置づけにあるのかということについて教えていただけるとありがとうございます。	救急車の通報から現場到着までの平均時間についてですが、基準値として令和6年度の目標は10分31秒とされています。この基準値は全国平均の10分30秒よりもわずかに長い状況です。ただし、近隣地域と比較すると、小田原市よりも短い時間で現場に到着しているという状況になっています。具体的な数字は現在手元にありませんが、平均時間は比較的短く、現場到着が迅速に行われていると考えられます。目標の方向性についてですが、「時間の短縮」を目指して取り組んでいます。今後の計画としては、救急ワークステーションの導入を予定しています。これは緊急救急と研修施設を兼ね備えた拠点から、救急車1台を配備し運用するものです。この施設から迅速に対応できる体制を整え、現場到着時間の短縮を図る予定です。現状ではまだ施設の運用に至っていないため、それを含めた上で、現場到着までの平均時間をさらに短縮する方向性で努力してまいります。	救急課	●			
57	5-16	P32	施策・詳細施策	施策8_多様性	別所	施策8 多様性です。この中に平和政策の推進という項目が含まれているのは良いことだと考えております。ただし、多様性と平和政策の推進が、多くの方がこの文章を読んだ際に直接結びつくかどうかが少し疑問に思われます。そのため、もしかすると、多様性と平和政策の推進がここに含まれている理由や背景について、何か説明を多様性の内容の中に加えておいた方が、文章全体として読みやすくなるのではないかと考えております。	【総務課】 ◆自指す姿の記載に、「争うことなく」又は「平和」を加えます。 ○一人ひとりが個人として尊重され、多様な価値観を認め合い、【争うことなく】共に支えあうことで、誰もが個性や能力を十分に發揮し、自分らしく生きると【平和】暮らしています。 【人権・男女共同参画課】 多様性の中には、メインとして人権政策があります。その指針の中で、女性、子ども、高齢者、障がい者、インターネットによる人権侵害など、15分野について自指す人権施策を提示している点が記載されています。32ページの「自指す姿」の箇所では、「多様な価値観を認め合い」という部分がございます。この部分には、平和についても思想的な側面が含まれており、多様な価値観を認め合うことは、平和政策の推進にも深く関わっているため、それを多様性の一環として位置付けたという考えがあるのではないかと思います。	総務課・人権・男女共同参画課		●	◎	
58	6-2	P34	施策・詳細施策	施策9_自然共生	平井	総合計画には基本構想があり、「自指す姿」が示され、その後に成果目標が提示され、さらに「主な取組」が記載される流れになっていると理解しております。これまでのような流れで拝見してきたのですが、この施策9に関しては、基本構想部分でうたわれている「こどもたち」といった概念や、「環境配慮経営をする企業」といった主体が、実際の施策部分における現状と課題の認識や3年間で取り組むこと、そして主な取組の内容において、具体的にどのように関わるのが少し読み取りににくいと感じました。 具体的な対応策としては、取り組む内容の中に「市民」という言葉が様々に取り上げられていることは認識しておりますが、可能であればこの「市民」の部分に加え、子供たちや企業などの主体を含めて、「市民、こどもたち、企業をはじめとする」といった形で記載していただけると、基本構想から具体的な取組まで、一貫した考え方が伝わるのはいかがかと考えました。	CN6-5で対応します。	環境政策課	●	◎		
59	6-3	P34	施策・詳細施策	施策9_自然共生	平井	成果目標の4つ目として「森里川海ブランド認定品」という項目が挙げられております。しかし、資料を拝見した際に、この項目が具体的に何を指しているのかが読み取りにくく感じました。こちらについて、具体的な内容をもう少し明記していただけとあります。	次の内容を注釈として追記します。 「おだわら環境志民ネットワーク会員が提供する商品等を自然環境に貢献する背景を含め魅力として市内外へ効果的に発信していくため「おだわら森里川海ブランド」として認定する取組」	環境政策課	●	◎		
60	6-4	P34	施策・詳細施策	施策9_自然共生	平井	「現状と課題」の2つ目の項目についてですが、「都市部の自治体や住民等との連携による人材の巻き込みが必要です」と記載されております。この「都市部」というのが具体的にどの地域を指しているのかが少しわかりにくかったです。同じような点として、3年間で取り組むことの1つ目に「都心部」とありましたが、こちらも具体的にどの地域のどのような形での取組を想定しているのかということが非常に重要だと思いますので、この部分の概念を明確に整理していただけると良いのではないかと考えます。	都県を特定し連携するものではないため、具体的に地域を記載しないこととしておりますが、「都市部」と「都心部」という表記につきましては、環境基本計画との整合を図り修正し「首都圏」に統一します。	環境政策課	●	◎		
61	6-5	P34	施策・詳細施策	施策9_自然共生	平井	基本構想と現状と課題の認識、それから取り組む内容や成果目標が一貫性を持っていないように感じられます。それぞれが独立して並べられている印象があり、突然出てくる話もありますし、前段にあった話が実際の取組に生かされていない点が気になりました。 特に気になったのは、基本構想の中でも12ページの部分です。12ページでは「自然環境の恵みが溢れ、暮らしや宮みと調和するまち」といった小田原の将来について触れられており、重要なプレーヤーとして「未来を担うこどもたち」や「環境配慮経営を企業価値向上に繋げる意識を持つ企業」などが挙げられています。しかしながら、施策の後段部分ではこうした存在がはっきり読み取れないのです。具体的には、環境に関心のある市民、いわゆる「アプローチ市民」と呼ばれる方々と一緒に何かをしていくというような印象で書かれている部分があり、基本構想に記されている12ページの内容がしっかりと成果や施策の部分に反映されていないと感じます。そのため、基本構想で示されている重要な要素をもっと受け止め、施策の内容や展開にも具体的に活かしていただきたいというのが、わかりやすく申し上げると私のお願いです。	「詳細施策901多様な主体による環境課題解決」中、3年間で取り組むことの2つ目の項目について、「遊休地において、市民や活動団体、企業など多様な主体と連携しながら環境再生活動を推進していきます。」に修正します。	環境政策課	●	◎		

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
62	6-6	P34	施策・詳細施策	施策9_自然共生	奥	文章の1行目の最後に「地域循環共生圏の視点を取り入れながら様々な環境分野において」という記述がございます。この部分について、地域循環共生圏をここに入れていただいているのは大変良いと評価いたしますが、「地域循環共生圏の視点に立ちながら」と表現を変更していただければ、より適切で伝わりやすいと思います。	「地域循環共生圏の視点に立ちながら」に修正します。	環境政策課		●	◎	
63	6-7	P34	施策・詳細施策	施策9_自然共生	奥	「様々な環境分野において、環境と経済が循環する仕組み」という記述につきましては、環境分野だけに限定するのではなく、様々な、もしくはあらゆる政策分野や活動分野の中に環境配慮をしっかりと組み込むことが重要だと考えます。そのような視点なくして、「環境と経済の両立」、さらには「環境、経済、社会の統合的向上」という視点での仕組みの構築にはつながらないと思います。そのため、環境分野だけに焦点を当てるのではなく、より広い分野を視野に入れる表現にしていただき、「環境社会経済が統合的に向していく仕組み」といった表現へと修正していくことを提案いたします。	環境分野だけに限定せず、経済・社会分野においても環境配慮に取り込む重要性から、「環境・経済・社会が統合的に循環し」に修正します。	環境政策課		●	◎	
64	6-8	P34	施策・詳細施策	施策9_自然共生	奥	2つ目の項目についてです。「環境課題解決をフィールドに」という記述につきましては、文章が少し不正確に感じられるため、表現を見直していただく方が良いと思います。「環境課題解決への取組をきっかけにした関係人口の拡大」といった表現が内容により近いのではないかと考えますので、正確性を向上させるための文章修正をお願いいたします。	ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 「環境課題解決を経済性と社会性のある取組にしていくため、首都圏の自治体や住民等との連携による人材を巻き込み関係人口の拡大を図ることが必要です。」	環境政策課		●	◎	
65	6-9	P34	施策・詳細施策	施策9_自然共生	奥	ページの一番下に脚注として「ネイチャーポジティブ」の説明が記載されている部分についてですが、この説明は少しつきりにくいと感じられます。「自然を回復軌道に乗せる」という表現は適切ですが、その後の「生物多様性の損失に歯止めをかける」という記述がやや曖昧です。具体的には、「損失の流れを止め、回復へと反転させること」を明確に表現する必要があるだと思います。環境省の「ネイチャーポジティブプラットフォーム」ではわかりやすい説明文が提示されておりますので、それを参考に改善していただくことを提案いたします。	「『生物多様性の損失を止めて回復させる』ことであり、私たちの暮らしや社会経済を持続可能としていくためにも重要な考え方です。」と改めます。	環境保護課		●	◎	
66	6-12	P34	施策・詳細施策	施策9_自然共生	出石	クマの問題は確認されていますか。	箱根町と隣接しておりますので、そちらからの影響があるかもしれないとは考えております。しかし、現在のところ小田原市内にクマが出没したという報告は入っておりません。ただし、先ほど申し上げましたように、野猿対策などを通じて飼友会の方々と緊密に連携を取らせていただいております。そのため、この連携の中でクマ対策についても議論を進めていくことを考えております。	環境保護課	●			
67	6-10	P35	施策・詳細施策	施策9_自然共生	奥	詳細施策902の主な取組についてです。この中で「鳥獣や外来生物の被害防止の促進」という項目があり、さらにその次に「野猿による被害の防止、被害軽減対策」とあります。この部分では、猿だけを持出しして記述されている理由について確認させていただきたいです。特持出した理由が「猿による被害が特に深刻であるため」ということなら納得できますが、例えばイノシシなど他の有害鳥獣による被害も実際にはかなりあるのではないかと思われますので、本来であれば猿もイノシシも「有害鳥獣」の中に含めるべきではないかと考えます。この点についてのご意見や背景をお伺いしたいと思います。	「野猿による被害の防止及び被害軽減対策」を削除し、「有害鳥獣や外来生物による被害防止の促進」に一本化します。	環境保護課		●	◎	
68	6-11	P35	施策・詳細施策	施策9_自然共生	奥	詳細施策904についてですが、「緑化の推進」という項目に記載されている内容はその内容自体は適切だと考えます。ただし、この施策の主眼が「都市部における緑化」に重点を置いていると理解しております。一方で、脱炭素や気候変動対策の観点から考えると、森林や農地を含む「グリーンインフラ」の整備が重要であり、それらが吸収対策としても非常に重要な役割を担っているという視点を補う必要があると考えます。この施策が主に市街地緑化を目指しているため、農地や森林、山間部などを視野に入れた「グリーンインフラ」の整備についての言及が不足している印象です。その点をどこに位置づけるべきかについては、慎重な検討が必要であると思われます。総合計画の中に「グリーンインフラ」という言葉が一度も記載されていないようです。この言葉の位置付けについても、どこかに盛り込む必要があるのではないかと考えますので、ご検討いただければ幸いです。	現在改訂作業中の緑の基本計画では「グリーンインフラ」についても記載する予定であることから、詳細施策904の緑化の推進においても「グリーンインフラ」に関する内容を取り入れたいと考えています。	みどり公園課		●	◎	
69	6-34	P35	施策・詳細施策	施策9_自然共生	宮本	詳細施策901の主な取組に、環境基本計画の策定及び改定とありますが、P34には、環境基本計画の計画期間が令和4～12年度とあります。第1期計画期間（3年間）中に策定や改定の予定があると考えてよいのでしょうか。	詳細施策901に関連して、環境基本計画の見直しましたは策定がこの期間中に行われるかどうかについてのご質問でございます。現在、環境基本計画の見直しを行っているところです。年度以降につきましては、この計画の見直し後に必要に応じて検討を進めていくという形になります。そのため、記載の方法については、これまでの記載を参考しておりますが、他の記述や計画全体の内容を考慮した上で、それに合わせていきたいと考えております。また、施策の計画の推進を中心とした記述に修正を加えることを検討してまいります。	環境政策課	●			
70	6-35	P35	施策・詳細施策	施策9_自然共生	宮本	詳細施策902の主な取組に、ネイチャーポジティブの推進とあります。具体的な取組は環境省が認定する自然共生サイトの登録などで、KPIの「生物多様性に係る環境保全に取り組んでいる区域」がそれだと思いますが、これは市が申請して認定される数を目標としていると考えてよいのでしょうか。（行政関係なく民間が申請して認定されるものもあるため）。	詳細施策902のネイチャーポジティブの推進の中での目標値の箇所につきましては、民間が申請して認定されるものを含めるというような形で考えております。	環境保護課	●			
71	6-36	P35	施策・詳細施策	施策9_自然共生	宮本	詳細施策903の主な取組に、自伐型林業導入の検討とあります。第1期計画期間において、導入に向けて課題等の整理を行うという理解でよいでしょうか。それとも既に具体的に動き始めていて、計画期間中に導入できる可能性があるということでしょうか。	詳細施策903の自伐型林業導入の検討です。こちらにつきましては、令和7年度に本市における自伐型林業の導入可能性に関する調査を実施中です。その結果も踏まえまして、第1期計画期間中において、導入に向けて課題等の整理や実施内容スケジュールの検討等を行います。検討の進捗結果によれば、例えばモデルの整備などを第1期計画期間において試行的に、自伐型林業を導入してみる可能性はございます。	農政課	●			

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
72	6-13	P36	施策・詳細施策	施策10_生活環境保全	奥	成果目標についてですが、指標を立てることが難しいという点については理解しております。現在、環境基本計画の見直し検討が環境審議会で進められており、そこではごみ排出量に加え、資源化率や資源化率を指標として挙げています。そのため、サークュラーエコノミーの実現を目指す観点からも、資源化に関する指標を資料に含めていただけると良いのではないかと考えております。	燃せるごみの排出量と資源化率の双方がサークュラーエコノミーの実現に向け重要であるので、重要業績目標達成指標、施策の成果目標をどのように置くか検討しながら調整を進めてまいります。	環境政策課		●	◎	
73	6-31	P36	施策・詳細施策	施策10_生活環境保全	別所	施策10生活環境保全の「現状と課題」の2つ目のポイントに関して、「ごみの減量化に関する記載が「剪定枝や製品プラスチックなど分別品目を拡大することが効率的である」という内容になっている点についての質問です。この部分について「詳細施策1001などを確認すると、実際に「資源化の促進」がごみの減量化に効果的であるという点を示しているのではないか」というご指摘を踏まえた内容ですね。確かに、分別品目の拡大が必ずしもごみの減量化に直接的につながるとは言えませんので、記載の書きぶりについて精査が必要ではないかというご質問であると理解いたしました。この点については、さらに具体的な情報を基に、記載内容の見直しが適切かどうかを検討する必要があると考えます。	分別品目を拡大することで、資源化されていなかった品目の資源化を推進し、ごみとなってしまうものを減量化していく意味合いのものなので、ご指摘を踏まえわかりやすい文章となるよう追記するなど工夫してまいります。	環境政策課		●	◎	
74	6-14	P37	施策・詳細施策	施策10_生活環境保全	奥	詳細施策1002ごみの適正処理に関する取組として挙げられている項目の一つに、「デジタル技術を活用した収集運搬業務を進めています」という表記がありますが、「効率的な収集運搬業務を進めています」といった表現を加えることで、より適切になるのではないかと考えます。	詳細施策1002の3項目目の「廃棄物の処理については、高齢化の進展等、社会環境の変化を捉え、市民ニーズに的確に対応するため、デジタル技術を活用した収集運搬業務を進めています。」を「(略)デジタル技術を活用し効率的な収集運搬業務を進めています。」への修正を検討します。	環境事業センター		●	◎	
75	6-15	P37	施策・詳細施策	施策10_生活環境保全	奥	詳細施策1003衛生環境の保持に関する取組の項目についてですが、「市民のニーズに適切に対応した斎場運営を行います」という表現が前段の美化や衛生環境保全の内容と大きく異なるため、及びてつながりで、斎場運営を別の項目として分けたほうが分かりやすいと思います。	◇3年間で取り組むこと 「害虫駆除や屎尿処理を適切に行うとともに、公衆便所や環境美化促進重点区域における喫煙所の衛生的な環境を維持します」と「市民のニーズに適切に対応した斎場運営を行います」に分けて修正します。 △主な取組み 「ベットの災害対策検討」と「ドッグランの開催」を一本化し、「ベットの適正飼育の推進」に切り替えます。	環境保護課		●	◎	
76	6-16	P37	施策・詳細施策	施策10_生活環境保全	奥	詳細施策1004公害対策の推進の項目についてですが、「高齢者に対して注意喚起のチラシを配布し啓発に取組ます」という表記は、あたかもチラシ配布だけを行うように読めてしまいます。そのため、公衆に対する適切な指導を徹底するといった表現を用いる方が、取組の内容をより確に伝えることができるのではないかと思います。この施策には「適切な指導」という表現が既に含まれておりますので、そのような言葉を活かして記載することをおすすめいたします。	次のとおり修正いたします。 「生活環境に対する苦情発生原因の低減に向けて行為者に対して注意喚起のチラシを配布し啓発に取り組むとともに、発生した苦情に対しては発生源への指導等、適切に対応していきます。」	環境保護課		●	◎	
77	6-17	P37	施策・詳細施策	施策10_生活環境保全	出石	いくつかの自治体は相当ごみ屋敷問題がクローズアップされていて、強く取り組んでいるところもあります。この点、小田原市はそういう状況ではないという理解でよろしいでしょうか。	ごみ屋敷問題に関しては、まったく存在しないというわけではありません。しかしながら、特定空き家などに関する対応については都政政策の担当部署が進めています。一方で、ごみ屋敷に関する問題については、小田原市内で3件ほどの事例が確認されています。そのうち2件について報告があり、1件に関しては住人のご親族の方と連絡を取り、その結果として整理が進められて綺麗になったというお話を伺っています。もう1件についても、現在所有者の方と接触をしながら対応している状況です。	環境保護課	●			
78	6-18	P38	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	平井	「グリーン購入・環境配慮契約」や「市内環境価値」といった、少し聞き馴染みのないような単語については、注釈を付けていただくと良いのではないかと思います。 【出石会長】 注記を付けるのは一般的な話で市民に聞きなれない言葉とか専門用語的なのは全般的につけるということです承知をください。	対応いたします。	企画政策課・ゼロカーボン推進課		●	◎	
79	6-21	P38	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	奥	「目指す姿」のところの文章についてですが、「省エネルギーへの意識が一人ひとりに芽生え」という表現が目指す姿として掲げられています。しかし、「芽生え」という表現では不十分であると感じました。一人ひとりがしっかりと意識を持つ必要があると考えますので、「一人ひとりが持つ」という形で書き換えていただかうがよいのではないかでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「～意識を一人ひとりが持ち」に修正いたします。	ゼロカーボン推進課		●	◎	
80	6-22	P38	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	奥	「現状と課題」の部分についてです。地球温暖化の原因となる温室効果ガスについて、「(二酸化炭素)」という表現がありますが、実際には二酸化炭素だけが原因ではありません。しかし、大きな割合を占めているのは二酸化炭素であるため、「(特に二酸化炭素)」という表現に補足するほうが適切ではないかと感じました。	ご指摘のとおり修正いたします。	ゼロカーボン推進課		●	◎	
81	6-23	P38	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	奥	「現状と課題」の最初の項目の最後には、「緩和策だけではなく適応策もあわせて取り組むことの重要性」が記述されており、これは確かに重要なと思います。しかし、詳細な施策を確認すると、緩和策のみが記載されている状況です。適応策についてはこの部分で触れられておらず、他の施策に譲るという整理でよいか、確認が必要だと思います。また、防災の観点などあわせた適応策についても重要ですので、この内容が施策内にカバーされているのかどうか、より明確にする必要があると考えます。	委員がおっしゃるように、適応策はかなり多岐にわたる分野に及んでおりまして、個々の施策をまとめて表現することが難しい状況にございます。そのため、それぞれの分野で表現を行う形を取らせていただきたいと考えております。したがって、こちらではあえて表示をしていない状況となっております。	ゼロカーボン推進課		●	◎	

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
82	6-24	P38	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	奥	成果目標1についてです。「二酸化炭素排出量」という表現は問題ないですが、「(民生部門)」となっています。環境基本計画では、民生部門だけではなく産業部門や運輸部門も含めて目標値を設計しているはずです。そのため、なぜここで民生部門のみを対象としているのか、確認が必要です。また、民生部門には家庭部門と業務部門が含まれていますが、「民生部門」とひとくくりする形で問題ないのか、再考が必要だと思います。確かに、二酸化炭素排出量の削減幅が民生部門で進んでいないという課題は理解できます。しかし、電気自動車の導入促進や公共交通機関へのモーダルシフトを考えると、運輸部門の二酸化炭素削減策も重要です。そのため、地域全体の二酸化炭素排出量削減目標を量または率として設定することが、より適切ではないかと思います。	成果目標における二酸化炭素排出量の削減が民生部門に限定されている理由についてですが、こちらは15ページのKG1で、5番に記載されている二酸化炭素排出量の削減率を基準としております。この指標では、部門を問わず全体的な削減率として示しております。ただし、施策の方では実際の取組結果が反映されるようなKPIを設定するべきであると考えております。主に業務部門や家庭部門など、行政が重点的に取り組む部分を民生部門として特化して設定しております。この指標の置き方にについては、企画政策課と再度調整を行いながら検討を進めたいと考えております。	ゼロカーボン推進課		●	◎	
83	6-28	P38	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	出石	【CN6-22を受けて】適応策については他の施策で取り組むことになりますがそれは今約束できますか。	他の施策について、私自身がすべてを確認しているわけではありませんので、すべてにおいてそのような形が網羅されているのかどうか、まず確認をさせていただきたいと考えております。現在、気候変動対策推進計画においても適応策を設定しております。7つの分野ごとにそれぞれの適応策を位置付けております。そのため、各分野で進めている取組の中で、脱炭素に寄与する内容が適応策につながるものございますので、まずその点について確認を行い、もし表現が不十分な部分があれば、補足を加えるといった調整をさせていただければと考えております。	ゼロカーボン推進課		●	◎	
84	6-29	P38	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	総意	脱炭素に関する緩和策だけではなく、適用策についても何らかの形で検討すべき。	他の施策について、私自身がすべてを確認しているわけではありませんので、すべてにおいてそのような形が網羅されているのかどうか、まず確認をさせていただきたいと考えております。現在、気候変動対策推進計画においても適応策を設定しております。7つの分野ごとにそれぞれの適応策を位置付けあります。そのため、各分野で進めている取組の中で、脱炭素に寄与する内容が適応策につながるものございますので、まずその点について確認を行い、もし表現が不十分な部分があれば、補足を加えるといった調整をさせていただければと考えております。	ゼロカーボン推進課		●	◎	
85	6-19	P39	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	平井	詳細施策1102やその他の項目についてですが、「気候変動対策推進計画」というものがあります。この計画では、現在の気候変動に伴う高温の常態化に対応するため、市民の安全を守る手段として公共施設で避難対策を整えるといった、ある種の適応策が取られています。しかし、このような適応策は地球環境全体の視点からは「誤適応」と呼ばれるものであり、大規模な調査設備の導入が適切であるのかという点に疑問が指摘されています。今回の計画全体においては、適応策と環境負荷緩和策を両立させる必要性がうたわれているのですが、具体的な個々の取組を進めていく中でトレードオフの関係、つまり一方を立てると他方が立たないというような問題が想定されます。この点について、どのようにお考えでしょうか。	非常に難しい問題ですが、緩和策と適応策の両方にについて進めていかなければならぬという認識を持っております。トレードオフの関係になる部分があるという点も当然認識しておりますが、それぞれの対策について、どこまで進めていくかという兼ね合いが重要であると考えます。そのため、基本的には緩和策と適応策の双方について行政として取り組むべきことを着実に進めていくというスタンスを持っております。	ゼロカーボン推進課		●		
86	6-20	P39	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	平井	農業の持続可能性や過疎地域における耕作放棄地の「多面的価値（耕作放棄地の活用等）」に関する記述についてです。農業分野で通常使われている概念として「多面的機能」という言葉がありますが、耕作放棄地が活用されることは自動的にその多面的機能や価値が発揮されるというわけではありません。この部分については農業分野の専門家の方々とも十分に話し合っていただき、耕作放棄地の活用が農業の多面的機能や価値につながることを記載する場合は、「多面的価値」という表現へ書き換えることで整合性が取れるのではないかと思います。	農業に関連する部分については、多面的価値に関する表現の使い方が問題になるかと思いますので、その点については農政の担当部署と調整を行い、表現の検討を進めてまいりたいと考えております。	ゼロカーボン推進課		●	◎	
87	6-25	P39	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	奥	詳細施策1102のタイトルについてです。「省エネルギー化推進」という表現ですが、「化」は不要ではないかと思います。「省エネルギーの推進」という表現にすべきだと感じました。「省エネルギー化」という表現が、「省エネルギーを推進する」という内容と重複するためです。	ご指摘のとおり修正いたします。	ゼロカーボン推進課		●	◎	
88	6-26	P39	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	奥	3年間で取り組む事項の1つ目の項目についてですが、「多面的価値」という表現は適切ではないと思います。耕作放棄地等の活用を重視した内容であれば、「多面的価値」を用いず、具体的な記述にするほうがよいと感じます。「多面的価値」や「多面的機能」については、例えば防災の観点や食育、食料供給などが含まれるため、農林業の施策のほうが適切かと思います。	ご指摘を踏まえ、「農業を重視し、周辺環境や生物多様性に配慮した農業型太陽光発電～」に修正いたします。	ゼロカーボン推進課		●	◎	
89	6-27	P39	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	奥	詳細施策1103地域脱炭素の推進についてです。この内容は良いと思いますが、地域の脱炭素化を進める際には、まちづくりと一緒にエネルギー供給のあり方や再生可能エネルギーの導入を考える視点が重要だと思います。これを踏まえて、環境部だけでなく建築部局も巻き込んだ対応を促すべきです。具体的には、建築物省エネ法の促進区域などの導入や促進計画の作成を進めることが求められると思います。このような観点を総合計画に盛り込むことで、より効果的な取組が可能になると考えます。	「まちづくりと一体となった地域脱炭素のあり方」についてですが、こちらもご指摘の通り適切だと思われますので、表現を追加する方向で検討を進めさせていただきます。	ゼロカーボン推進課		●	◎	
90	6-30	P39	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	出石	詳細施策1102において、3年間に取り組むことの1つ目は、単に太陽光発電設備などの導入を促進することとされています。そして、地産地消に關しても触れられていますが、安全策については記載がないようです。これは先ほどの似たような話とも関連するかと思いますが、この辺りについては、環境への配慮や近隣環境への配慮をしつつ進めるという内容を加えるべきではないかと考えます。	3年間で取り組むことの1つ目の項目の冒頭に、「国の施策を注視しながら、災害発生リスクや自然環境保護の観点に十分留意したうえで、」を追記いたします。	ゼロカーボン推進課		●	◎	
91	6-32	P39	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	別所	太陽光発電に関する記載についてです。こちらに関しては、会長のおっしゃった意見と重なる部分があるとのことです。太陽光発電については、環境面の影響だけでなく、国の政策が大きく関係するため、記載をより安全にするためには「国の施策を見ながら」「国の政策をにらみながら」などのニュアンスを加えることが適切ではないかという内容ですね。このご提案については、確かに現状の記載にそのような視点を付け加えることによって、よりバランスの取れた内容となり、政策との連動性を強調する形での記載が可能になると考えます。	3年間で取り組むことの1つ目の項目の冒頭に、「国の施策を注視しながら、災害発生リスクや自然環境保護の観点に十分留意したうえで、」を追記いたします。	ゼロカーボン推進課		●	◎	

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
92	6-33	P39	施策・詳細施策	施策11_脱炭素	有賀	市役所2階ロビーにて、小中学生が描いた脱炭素をテーマとしたポスターが掲示されているのを目指しました。ポスターのテーマは「地球のためにみんなが取り組めるゼロカーボンアクション」となっており、非常に力作が並んでいました。子どもたちへの意識づけとして、とても良い取組だと思います。これまで毎年行われている企画なのでしょうか。とても良い取組だと思います。中井町の中学校の作品が多いかなと思ったのですが、学校ごとに力の入れ方が違うのかなと感じました。	毎年取り組んで今年で14回目になります。学校によって宿題にしているようなところもありまして、個人の意見で書いている学校とそれそれその差が出てきているというところです。	ゼロカーボン推進課	●			
93	5-44	P40	施策・詳細施策	施策12_子育ち	渡邊ちひろ	施策12の子育ちの成果目標の4点目についてです。多様で特色ある質の高い保育教育を実践している施設の基準値が36に対して目標値が63となっています。この部分について、私としては基準値から目標値にかけての設定が非常にシンプルしているように感じました。KPIの一覧の基準値に関する説明を確認したところ、基準値は令和6年度に意見交換会に参加した園の実数を示しており、計画期間中に全国が意見交換会に参加することを目標にしているという記載がありました。この点を踏まえると、目標値63というのは意見交換会に参加する園の数を示しているものであり、実際に特色ある質の高い保育教育を実践している施設の数とは異なるのではないかと感じました。	保育の質を定量的に評価することは、保育環境や子どもの発達の促進を確認するうえで重要ですが、非常に難しい課題と認識しています。成果目標については、定量的に評価できる指標について検討いたします。	保育課		●	◎	
94	5-51	P40	施策・詳細施策	施策12_子育ち	内山	施策12の子育てに関する部分なのですが、「保留児童数」という項目が成果目標の中に掲げられています。こちらについて説明を確認しますと、「保育所などを利用した」と申請しているものの、入所できない児童の数であると記載されています。この「保留児童数」は「待機児童数」とは異なるということなのですが、この違いについて説明をいただきたいです。私の理解では、保留児童というのは特定の施設への入所を希望しているために入所できない方や、育児休業中に申請の予定がある方などが含まれているのではないかと考えています。その点を再確認させていただきたいています。また、保留児童数が「100人」という基準になっていますが、その100人の内訳や具体的な状況についても教えていただけますでしょうか。	保留児童数の件につきまして、先ほど内山委員からもご説明があったように、保留児童の概念については、基本的に特定の保育の日だけを希望されている方、育児休業中の方、国庫補助を受けている認可外保育施設を利用されている方、また求職活動を休止している方などが対象となります。このような規定に基づいて申し込まれている方々を整理した結果、保留児童数が数百人といつ状況になっております。	保育課	●			
95	5-52	P40	施策・詳細施策	施策12_子育ち	内山	渡邊委員がお話しされていた、4の成果目標の部分に関することです。実践されている内容について、多様で特色ある質の高い幼児教育・保育を実践している施設として、研修に参加した施設という表現になっている点に関しては、私も少し違和感を感じております。渡邊委員からは、この指標の表現を変えることを提案されていましたが、他に質の高い保育を実践していることを示すような指標はないのか、という点について伺いたいと思っております。また、先ほど保留児童数とも関連があるのではないかというお話をありましたか、質の高い保育を実践する施設が増えることによって、保留児童数が減少するのではないかという点も関連づけられるかと思っております。この点について、質の高い保育を実践する施設の数や内容を、どのように図ることができるのかについても、伺いたいと思います。	「質の高い幼児教育」の意見交換会に参加していただくことが目的ではなく、出席していただいた上でそこで学んだことを園にフィードバックしていただくことが重要な目標の1つとなっております。また、この意見交換会では、各園が取り組んできた事例発表も行われております。例えば、幼稚園の場合、「子ども主体の保育」に向けた取組をテーマにしたものなどがありますが、年度によってテーマは異なります。この意見交換会を通じて、実際に各園が実践してきた取組の発表を共有することも含めて、今回の施設の活動を進めています。さらに、「質の高い取組」という観点につきましては非常に難しい問題ではありますが、各園がそれぞれ質の向上を目指して、様々な取組を進めている状況です。全体的に、保育施設49園、幼稚園24園、計63園に共通する指標として意見交換会を1つの自安として位置付けさせていただいた経緯がございます。また、このような取組が保留児童数の減少に繋がるかという点についてですが、質の向上には寄与するものの、受け入れ状況との直接的な連動が難しい場合もございます。現在、待機児童や保留児童が発生する背景には、保育士の不足や様々な要因があることも事実です。これらの複合的な課題を含め、今後対策を進めていく必要があると考えております。	保育課	●			
96	5-56	P40	施策・詳細施策	施策12_子育ち	内山	成果目標の4については、研修会の内容が質の向上につながるような取組の発表や、それに関連する内容であるという点を確認いたしました。そういう方向性で進めていただけるということで理解をいたしました。他に指標を設定するというのは確かに難しい部分はあると感じましたが、それぞれ自己評価や評価活動を行っていると思いますので、そのような取組を活用することも可能ではないかと考えます。ただし、特にこちらが推奨するというわけではなく、一つの提案として受け止めただければと思います。	保育の質を定量的に評価することは、保育環境や子どもの発達の促進を確認するうえで重要ですが、非常に難しい課題と認識しています。成果目標の設定については、定量的に評価できる指標について検討いたします。	保育課		●	◎	
97	5-61	P40	施策・詳細施策	施策12_子育ち	別所	施策12の成果目標4について、渡邊委員と内山委員もすでにご指摘されており、執行部の説明を伺いましたが、この部分はアカウンタビリティに関する内容だと考えてあります。そのため、きちんと説明ができるのか重要なポイントだと思っています。この説明を伺う限りでは、例えば基準値でも良いのですが、最終的に目標値として「これだけの結果が達成されました」と示した際に、それぞれの園について、「この園ではこういった対応を行い、特色のある質の高い幼児教育を実践しています」といった具体的な説明がすべて可能である、という理解でよろしいのでしょうか。それとも、これは単に意見交換会に参加した人数に過ぎないという意味であり、具体的に多様で特色のある質の高い幼児教育が実践されているかどうかはわからない、という状況なのでしょうか。この点は非常に重要な点です。施策12の成果目標において「実践している施設数」と明記する以上、小田原市として掲げた施設数について裏付けがあり、それに関する説明がアカウンタビリティの観点からしっかりと行えるかどうかをお伺いいたします。もしもこういった説明ができないのであれば、成果目標の表現を変更していただく方が適切ではないかと考えております。見解をお聞かせいただけますと幸いです。	この部分に関しましては、各園の取組自体が同一の指標に基づくものではないことは事実です。ただ、その中で今回開催された意見交換会では、基準構造を行った後にグループワークを実施し、近隣の園での過去の取組に関する事例発表を行いました。それにより、各園の参加者が他園から資料を受け取り、意見交換を行うという形になっております。ただし、当然ながら、すべての園のすべての保育士や幼稚園教諭が参加しているわけではなく、一部の方々が参加されている状況です。そのため、参加者の方には会の内容を各園に持ち帰っていただき、参考にしていただけるようお願いしております。また、参考にするかについては、各園や各保育所の考え方をございますので、そういう点も含めて対応していく形になるかと思います。また、最終的にアカウンタビリティの話になりますと、今回の取組のすべてに対して追跡調査を行い、実際にどの程度までが反映されたかを確認することは現状では難しいのが事実です。ただ、このような取組を継続的に行うことで、次回の参加者に向けたテーマ設定などに役立っていく予定です。また、参加者の方々から意見をいただいており、その中で実践部分の不足が指摘されれば、そこは課題として認識する必要があるとも考えています。	保育課			●	
98	5-62	P40	施策・詳細施策	施策12_子育ち	総意	成果目標4については、意見交換会に参加している施設数とすべきである。または、多様で特色があり質の高い「63園が目指すべきもの」について、定量的に示すことができる指標に修正すべきである。	保育の質を定量的に評価することは、保育環境や子どもの発達の促進を確認するうえで重要ですが、非常に難しい課題と認識しています。成果目標については、定量的に評価できる指標について検討いたします。	保育課		●	◎	

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
99	5-40	P40, 41	施策・詳細施策	施策12_子育ち	益田	施策12の「子育ち」という点についてお話しさせていただきます。一番最初の会議の際にも、この「子育ち」というタイトルについて質問させていただいたのですが、その内容を拝見すると、「目指す姿」においては「子育ち」という表現で良いと感じる部分がございます。しかしながら、詳細施策1202・1203の施策を確認すると、「子育ち」というタイトルがややしつくりない印象を受けております。全体を通じて見ますと、「子育ち」という表現と施策内容との間に少し隔たりを感じております。	子育てをしている当事者への支援に関する施策を「子育て支援」、子ども自身が主体的に生きる力を身につけるための施策を「子育ち」と整理したものです。「子育ち」という言葉は、現状では一般的ではないかもしれません、子どもの育ちにかかわる施策等に使用されるケースも増えてきていると認識しています。	子育て政策課		●		
100	5-41	P40, 41	施策・詳細施策	施策12_子育ち	益田	現状と課題の最後の部分にある家庭教育支援についてです。「子どもを主体とした家庭の支援」と記載されており、これはおそらく「子育て」に関係する内容なのだろうと思います。しかし、施策の中身を拝見すると、結果的には「家庭教育学級の取組」という形になっており、それが施策として位置づけられているのだと思います。ただ、現在実施されている家庭教育学級と「子どもを主体とした家庭の支援」という内容が、私自身の中でどうしても結びつかない印象を持っておりまして、全体として違和感覚えます。	家庭教育支援につきましては、子供を主体とした家庭の支援としてという書き方に関しまして、「こどもまんなか社会の実現」を意識してこのような表現となっております。ご指摘のとおり、現状の取組としては、家庭教育学級の開設やPTA研究集会の実施などを行っておりますが、これらが直接子供に働きかける内容ではない点については確かに課題があると感じております。ただ、私どもとしては「こどもまんなか社会の実現」に向けて取組を進めていきたいと考えております。まずは家庭を支えるという側面から進めていく形ではございますが、将来的には子供が主体となった形での支援ができるような取組にしていくべきだと考えております。その方向で引き続き努力してまいります。	子育て政策課		●		
101	5-45	P41	施策・詳細施策	施策12_子育ち	渡邊ちひろ	詳細施策1201の3年間で取り組むこと1つ目になります。子どもの社会参画力を育み担い手につなげるために、体験活動を実施するとされています。これを受けて、主な取組として「社会参画力の育成」という項目が挙げられておりますが、これが対応している部分のように感じつつも、参画力の育成がより上位の概念であると思われます。そして、その中で体験活動しか実施していないのであれば、主な取組としては「体験活動」と記載する方が分かりやすいのではないかと感じました。そのため、この点について、社会参画力を育む取組の中で体験活動以外にどのような活動が含まれているのかについて、併せて教えていただけますでしょうか。	詳細施策1201のこと、若者の活躍推進に関して、自然の中での体験活動と社会参画力との関係についてお話しします。この取組では、特に宿泊体験学習を特色として行っています。今年度は非日常的な体験をテーマに掲げており、宿泊を通じて子供たちの社会参画力を育むことを目的としています。さらに、将来的には地域の担い手となるようなリーダーの育成を目指しているという目的もあり、宿泊体験活動がその取組のひとつとして位置づけられています。また、ジュニアリーダーの養成や、青少年育成推進員の方々による事業の展開を通じた、こどもたちの社会参画力の育成にも力を入れています。そのような様々な活動を含め、この取組の主な目的は、子供たちの社会力を育成することにあります。委員からのご意見を真摯に受け止め、より良い方向へ改善していきたいと考えています。	青少年課		●		
102	5-48	P41	施策・詳細施策	施策12_子育ち	渡邊ちひろ	詳細施策12の成果目標のところについてご説明いただきありがとうございました。ご説明を伺ったうえで、やはりこちらは意見交換会に参加した園の数を示しているというふうに私は受け取りました。そのため、成果目標については「保育を実施している」ではなく、「説明会に参加をした」や「意見交換について開かを持っている」といった表現のほうが、より実態を表しているのではないかと感じます。具体的に、「質の高い保育に关心を持っている」といった形で示すほうが適切かと思いますが、いかがでしょうか。	保育の質を定量的に評価することは、保育環境や子どもの発達の促進を確認するうえで重要ですが、非常に難しい課題と認識しています。成果目標については、定量的に評価できる指標について検討いたします。	保育課		●	◎	
103	5-49	P41	施策・詳細施策	施策12_子育ち	渡邊ちひろ	詳細施策1201のところについて、宿泊学習に関する内容は非常に魅力的なプログラムだと感じております。私自身、これに関して意見を申し上げましたし、さらに他にも実施されている取組があるとのことですので、主な取組の箇所に体験学習を細かく記載することを必須とするわけではありません。ただし、「体験活動を実施します」という限定的な書き方をされるよりも、3年間を通じて様々な取組を行っているといつ点を、より多様性を持つ表現されたほうが良いのではないかと感じております。	委員ご指摘のとおり、限定的な表現とならないよう、検討してまいります。	青少年課		●	◎	

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
104	5-53	P41	施策・詳細施策	施策12_子育ち	内山	詳細施策1201こども・若者の活躍推進についてですが、先ほど話題になっていた社会参画力の育成について、体験活動が挙げられていることを確認しております。この点については良い取組であると感じております。ただし、社会参画力の育成を進める以前に、まず社会参加の機会があるかどうか非常に重要であると考えております。現在、子ども基本法が施行され、子ども施策について子どもの意見聴取を行うという取組が進んでいるかと思いますが、もう少し子どもが社会参加する機会を広げる視点で捉えることができれば、この社会参画力の育成にもつながる取組が進められるのではないかと考えております。そのため、こども・若者が社会参画する機会について、具体的な施策があれば記載いただけるとありがたいです。この内容は「子育ち」という項目にも関連しているのではないかと考えております。	詳細施策1201こども・若者の活躍推進として「こども・若者の意見表明の機会の確保や施策への反映を進めるため必要な体制を整備します。」としていますが、主な取組では、「こどもの社会参画力の育成」としているだけでこどもの社会参加の機会の確保のため具体的な取組を記載しておりません。「こどもの社会参画力の育成」のための取組を進める中で、こどもの社会参加の機会も確保していくと考えています。若者の社会参加の機会としては、はたちのつどいや若者応援コンペティションがあります。	子育て政策課		●		
105	5-57	P41	施策・詳細施策	施策12_子育ち	内山	こども・若者の施策については、機会がいろいろあるということを理解いたしました。そのような機会がより見える形で記載されると良いのではないかと感じました。	こども・若者の社会参加の機会確保に関する施策は十分ではないと考えていますので、「こども・若者施策会議」で検討をすすめてまいります。	子育て政策課		●		
106	5-32	P42	施策・詳細施策	施策13_学校教育	関野	施策13の学校教育についてお尋ねします。成果目標の4番目のスクールボランティアの活動件数ですが、令和6年度が4万348件、令和10年度は4万件と減少しています。この4年間で活動件数が減少している理由について、生徒数が減少したことが影響しているのか、ボランティアを担当するなり手が不足しているためなのか、その点を教えていただきたいです。	スクールボランティアの活動件数に関しては、確かに令和6年度の基準から比べて目標値は減っております。現在すべての市立幼稚園5園、小学校25校、及び中学校11校で、こちらのボランティア活動を行われておりますけれども、今後、園児や児童生徒数が減少に傾向にあるということを踏まえまして、減少してはおりませんけれども現状の水準を維持するということでこのような数値を設定させていただいております。	教育総務課	●			
107	5-46	P42, 43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	渡邊ちい子	施策13の学校教育についてです。この成果目標の1、2及び3の部分には、学習に関する事項が記載されているようです。これを受けて、詳細施策1301の取組内容について確認すると、3年間で実施する取組の内容は、社会教育や生涯学習に関連した記述であると感じられます。実際に教育振興基本計画を拝見したところ、3年間で取り組む項目のうち1つ目と2つ目については、社会教育に関する項目の冒頭部分の内容がそのまま転記されているように見受けられます。この部分について、成果目標と主な取組をつなぐ説明としては、学習に関する具体的な取組についての記述をもつと詳しく記載いただいた方が、内容がわかりやすいのではないかと思います。ただし、あえて「生涯にわたって」という部分を強調して記載されている背景や理由があるのであれば、その点について教えていただければと思います。	「小田原市教育大綱」で掲げている「社会力の育成」に向けて、学校教育では「学ぶ力」「豊かな心」「健やかな体」「関わる力」の育成を重点としている。この重点に細づく形で様々な具体的な取組を実施しているが、本計画においてはこれらを包括した表現で整理しています。「生涯にわたって」という表現については、令和5年度に策定した現行の「教育振興基本計画」により、学校教育だけでなく生涯教育に枠を広げた内容となっており、これから的人生100年時代をより豊かに生きていけるように、この社会力を生涯にわたる学びをとおして育んでいくことが重要であるという観点から記述しています。	教育指導課		●		
108	5-50	P42, 43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	渡邊ちい子	詳細施策1301について、この内容を拝見していくと、学校教育がその先の生涯に向かってつながっていくという点は、とてもよく理解できました、おしゃれなとおりだと感じました。ただ、成果目標と主な取組との間をつなぐ具体的な内容、すなわち「実際にどのようなことを行なうか」がここでは明示されていないように思います。目標すべき方向性を示しつつも、それはあくまで目標であるため、具体的な取組について明記していただかうが、より明確で効果的のではないかと感じました。	より具体的な取組は、先行して策定している「教育振興基本計画」において整理しており、本計画においてはこれらを包括した表現で整理しています。	教育指導課		●		
109	5-55	P42, 43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	内山	教育に関する3点目として質問を含めて述べたいのですが、小田原市では「スクールボランティアの活動件数」を成果目標として掲げていることが確認できました。スクールボランティアが活動していることはわかったのですが、この取組は、国が進めている「地域学校協働本部」の取組とは少し異なるものとして捉えてよろしいでしょうか。国では「地域とともにある学校づくり」を推進しており、学校側が地域から支援を受けるだけでなく、学校が積極的に地域へ働きかける、地域のまちづくりに貢献していくという両方向の取組が進められていると思います。一方で、小田原市で示されている施設を見る限りでは、学校が地域から支援を受けるを中心としている施設が並んでいる印象を受けました。もし学校側が地域に貢献するような教育活動や取組があるのであれば、これらも施策に記載していただくことで、「地域とともにある学校づくり」がより明確に反映されるのではないかと思います。これは国が目指している「地域学校協働本部」の方向性にもつながる内容かと思いますので、その点についてお伺いいたします。	【教育総務課】 小中学校全校において学校支援地域本部を設置し、保護者や地域住民により学校支援活動を行っています。地域学校協働活動を推進する人員を配置するなど、地域学校協働本部として組織的・継続的に地域と学校の連携・協働ができる仕組みを構築し、「地域とともにある学校づくり」を推進していくことを考えています。また、「新しい学校づくり」においても、学校と地域との連携強化を念頭に置いた検討をしていることから、地域コミュニティ施策との連携も図りながら充実に努めています。 【地域政策課】 現在、地域の現場では、担い手の確保が最大の課題であると捉えています。地域の美化活動・防災訓練への子どもたちや保護者の参加といった地域ニーズに対応のほか、教育活動を地域とつなぐため、地域活動を所掌する市長部局で地域担当職員の拡充を進めるとともに、地域担当職員が学校に常駐するモデルを展開しています。この内容については、施策15の方に記載があるほか、協働プロジェクトの次世代の関わりに関する資料にも関連内容が読み取れるのではないかと考えています。	教育総務課・地域政策課				

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
110	5-34	P43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	有賀	詳細施策1301教育活動・支援体制の充実についての3年間の取組内容の最後に連絡する部分となります。おだわら子ども若者教育支援センターにおける文章の締めくくりの部分ですが、学校教職員や関係機関等との連携について述べられている箇所で、学校の前に「保護者の理解を得ながら」といった表現を入れる必要があるのではないかと感じました。保護者と学校側の考え方の違いが生じる可能性もあることを踏まえ、まずは保護者とともに子どもを育てるという視点を重視しながら、学校や教職員、関係機関等との連携を図る体制を構築していく必要があると考えます。	児童生徒の教育的ニーズの中には、保護者の様々な思いも願いも含まれており、現代の多様化・複雑化した教育的ニーズに対して、学校だけではなく、関係機関が連携した取組をしていくことが重要だと考えています。表現については、修正も含めて検討していきます。	教育指導課		●	◎	
111	5-35	P43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	有賀	詳細施策の1302地域とともにある学校づくりについて、主な取組の一つとして放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営があります。現在、私は酒匂小学校の放課後子ども教室で学習アドバイザーを務めています。要望があるのですが、今年度は参加希望者の数が多く、先着順のため教室に参加できない児童が見受けられました。児童クラブとは異なり、子ども教室は「誰でも参加できる」ということをコンセプトに始めた事業であると考えてあります。毎年楽しみにしている児童が多いため、なるべく希望者全員が参加できるような仕組みづくりを進めさせていただきたいと思います。	学校ごとに使用可能な教室数やスタッフ数等、状況が異なるため、希望者全員が参加できる環境が整わない場合があります。しかしながら、各学校の状況も踏まえながら、可能な限り多くの児童が参加可能となる環境作りに努めていきます。	教育総務課		●		
112	5-36	P43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	有賀	詳細施策1303「教育環境の整備」に関する主な取組の最初に、特別教室等への空調設置が挙げられています。この点について、特別教室だけでなく屋内運動場への空調設置も追記することを検討されるべきではないかと考えます。近年の猛暑の影響により、体育の授業や部活動が実施困難となる状況が見受けられることがございます。また、屋内運動場は地域の防災拠点としての役割も担っておりますので、その重要性を踏まえると、予算面での制約はあるものの、屋内運動場への空調設置は急務であると考えております。	体育館を含めた、既存施設への空調設置については、「新しい学校づくり」の進捗等を踏まえながら、環境改善につながるよう取り組んでいきます。	教育総務課		●		
113	5-38	P43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	総意	特別教室等への空調設置について、屋内施設や体育館等にも配慮されたい。	体育館を含めた、既存施設への空調設置については、「新しい学校づくり」の進捗等を踏まえながら、環境改善につながるよう取り組んでいきます。	教育総務課	●			
114	5-54	P43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	内山	施策13の「学校教育」に連動して申し上げたいのですが、まず詳細施策1301教育活動・支援体制の充実という項目です。先ほど、取り組む内容が不明確なのではないかという議論がなされていたかと思いつか、個人的には、それほど大きな違和感を持たずに、この部分を読み込んでいました。しかし、詳細施策1303新しい学校づくりの推進という内容が含まれており、こちらが本日の議論の出発点ともいえる部分です。この「新しい学校づくり」が目指しているものには、ソフト面、つまり教育活動の在り方や進め方を含んでおり、そこから小田原市新的学校づくりを進めていこうとしているところです。この内容については私も委員として審議に参加させていただきましたが、そのため、この「ソフト面の充実」に関する部分が、詳細施策1301にも反映される必要があるのではないかと思っております。「新しい学校づくり」の目指している方向性や取組の中心となる部分が施設1301にも記載されていないこと、本来の意図が十分に伝わらないと感じしております。また、市町村レベルで教員の職務や働き方の管理などに関する権限があるかと思いつか、教員に関する施設についての記述が見当たりません。例えば先生方の働き方に関する課題やアプローチ、またそれに関連する施設について記載されていると良いのではないかと考えております。	「小田原市教育大綱」及び「小田原市教育振興基本計画」が令和10年度から新たな計画期間となり、令和9年度に改定作業を行ったため、ソフト面の詳細はその中で肉付けしていくことを想定しています。「新しい学校づくり」の諸計画が先行している状況ですが、この中で教育活動や教職員の働き方改革等、幅広にはなるが今後の「目指す姿」を打ち出した上で、現在国が検討を進めている「新学習指導要領」を始めとする国の教育施策の動向も踏まえながら、以降の大綱ほかの改訂につなげていきます。	教育指導課		●		
115	5-58	P43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	内山	教員に関する施設については、人事の管理が県に関係している部分はあるかと思いますが、一方で服務監督など市町村が主体的に対応できる領域もあるかと考えます。そのような背景の中で、教育の新しい仕組みやシステムの推進を進めていくとともに、教員の方々への支援についてもぜひ検討していただければと思います。	「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」に基づき、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進していきます。	教育指導課		●		
116	5-59	P43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	曾我	職員のことについては教職員担当課長のお話を通して理解できました。現状と課題の部分において、「質の高い教育活動を行なうため」という点が挙げられていますが、その下に書いてある「未来にとって望ましい教育環境のあり方」との関連があると受け止めました。この点について、詳細施策1301の主な取組として「ICT活用教育の推進」が挙げられているのですが、現在、子供たちはICTについて非常に詳しく、外部から指導員を招いて行われている活動も良いものだと思います。ただし、いつも気になっているのが教員のガバナンス面です。具体的にはコンプライアンスやその関連事項についてです。これらが研修会などに含まれているのかどうか、そして教職員に対する取組も、この「ICT活用教育の推進」に含まれているのかという点を伺いたいと思います。	ICT活用教育の推進においては、活用の幅を広げるだけでなく、教員のガバナンスなども含めた研修の内容が盛り込まれております。また、ICT支援員の派遣なども含めて、教員がより良くICTを活用できるようにする取組がすべて含まれているとお考えいただけて大丈夫です。	教育指導課	●			
117	5-60	P43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	曾我	詳細施策1302の内容についてですが、先ほど有賀さんからお話をあった「放課後子ども教室」について質問があります。児童クラブは既に外部委託されていると思いますが、「子ども教室」の運営に関してですが、学校の子どもたちの希望者数については学校によって多い少ないといった差があることは理解しています。ただ一番気になるのは、学校行事との兼ね合いです。特に6年生の帰宅時間に合わせる必要がある場合、学校によって実施回数にムラがあるようになります。そのため、このような状況を改善し、どの学校でも均等に機会を得られるようにしていただけると非常にありがたいと考えています。この点についてお伺いしたいです。	引き続き、活動場所や下校時刻について各学校と連絡調整を図り、全ての学校において、安定した事業運営ができるよう努めていきます。	教育総務課			●	

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
118	5-63	P43	施策・詳細施策	施策13_学校教育	久田	施策13学校教育の詳細施策1303の新しい学校づくりに関して、先ほど内山委員からもご意見がありました。私も新しい学校づくりの検討委員会の一員として関わらせていただいております。その活動を通して、教育環境の整備という枠や学校教育の枠だけに止まらず、様々な分野との整合性を図る必要があると認識しております。単に学校を順番に建て替えるということではなく、将来の人口分布や小田原市全体の都市計画に沿っているかどうか、防災の観点から機能しているかどうかなど、様々な視点を考慮する必要があります。また、統合舎を進める場合、跡地の活用について公民館などを検討しなければならないケンカもあるため、今後は複数の部署との連携が不可欠だと考えます。そうしたことを踏まえど、学校教育の詳細施策の中だけに留まらず、最終的には庁内横断の協働プロジェクトに何らかの形で組み込むほうが適切ではないかと考えます。	「新しい学校づくり」は学校再編を含む学校再整備が最終的な目標であり、その実現には都市計画・インフラ整備、再編後の跡地活用や避難所・地域コミュニティ機能の確保等、教育委員会の所掌にとどまらない広範な視点での検討・調整が必要となります。「新しい学校づくり検討委員会」においても、全局的な推進体制をとることが必要不可欠である、という意見を多くいただいており、基本計画の策定とともに、体制整備に向けた調整を進めます。	教育総務課・企画政策課		●		
119	5-33	P46	施策・詳細施策	施策15_市民活動・地域活動	関野	施策15の市民活動・地域活動についてです。関連する個別計画において、地域別計画の中で「地域コミュニティ組織の基本指針」があると伺っていますが、令和7年12月に改定するとされています。この改定内容について、もしわかつていることがあれば教えていただきたいです。	地域コミュニティ組織基本指針についてですが、今見直し作業を進めています。この指針そのものに関しましては、平成29年に策定したものでございまして、全連合会の区域でコミュニティ組織が立ち上がり、これから組織をどういう形で進めて効果的な活動を進めていかかという指針でございます。昨年度から新しいコミュニティ施策ということで、地域の負担を軽減する、担い手を掘り起こす、活動促進する、こういったような柱を立てながらコミュニティ施策を推進して参りましたので、基本方針が10年経過するこの機会をとらえて、中身を見直し12月ごろまでには書いて市中の決定をとり、そのあと地域の方にご説明していくたいと考えております。	地域政策課	●			
120	5-37	P46	施策・詳細施策	施策15_市民活動・地域活動	有賀	成果目標の3と4についてですが、いずれも認知度が指標となっております。まちづくり委員会の認知度は半数に満たない状況であり、その認知度を高めることが必要であると考えられます。一方で、自治会に関しては、8割以上の市民がその存在を認識しているため、認知度を高めることで担い手不足の解消につながるかどうかについては、少し難しいように感じます。例えば、現在の自治会の加入率を目標や手法として掲げるなどの方法を検討してみると良いのではないかと思いました。	まちづくり委員会の認知度を向上させることを指標として設定し、取組を推進していくことを考えています。自治会加入率について、行政としては、自治会連合会と連携しながら加入促進に向けた施策を展開する方向性ですが、加入率を算出する母数となる世帯数の増加が大きく、加入率を上げるのは難しい構造にあるほか、加入率に関する指標はアウトカムに近いと考えているため、まずは、認知度のさらなる向上を指標としていきたいと考えています。	地域政策課		●		
121	5-39	P46	施策・詳細施策	施策15_市民活動・地域活動	総意	自治会の認知度というものがKPIとして妥当かどうかについて疑問がある。	地域活動団体の担い手不足が顕在化し、從来どおりの活動を維持することが難しくなっていく中、まちづくり委員会とあわせて、地域活動団体の中核となる自治会の認知度を高めることができ、地域で補完しながら活動を展開する指標になると考えています。	地域政策課	●			
122	5-42	P47	施策・詳細施策	施策15_市民活動・地域活動	益田	市民が成果目標について考える際の質問なのですが、成果目標の「つながりができる人の数」という基準が現在存在していないということよろしいでしょうか。また、市民活動の中で、1501の項目に関してですが、おだわら市民学校がここに含まれていてことを期待して、この項目に含めているのだろうと思います。しかしながら、私の感覚からすると、おだわら市民学校は生涯学習の場であると思われます。実際に「学びの場」として記載されていますし、そういう位置付けであると認識しています。ただし、施策14については、おだわら市民学校の記載はありません。「キャンパスおだわら」のみが触れられている状況です。この点について考えると、おだわら市民学校の位置付けがどのように捉えられているのか、少し疑問に思っています。	成果目標についてですが、この成果目標に関しては令和7年度から新たな取組を進めています。これまでアンケートの中には仲間づくりに関する設問は含まれていませんでしたが、令和7年度から新たにこの設問を設けることになりました。そのため、基準値が0と設定されております。 次に、「おだわら市民学校が施策1501市民活動の支援に位置付けられている理由について説明いたします。おだわら市民学校の主な目的の一つとして「担い手づくり」が挙げられます。これは、おだわら市民学校が立ち上げられた当初から掲げられている目的でございます。また、「学びの場」という側面も当然のことながら重要であると考えております。この学びの場という部分も非常に大切にしていると考えております。現在、おだわら市民学校の事業内容を見直している段階でございます。この見直しを進めるにあたり、「担い手育成」を市民活動全体の中で推進するという方向性で考えております。このような理由から、おだわら市民学校については市民活動の支援の施策に位置付けしております。ただし、おだわら市民学校の中で実施される生涯学習の事業においては、「学び」の部分も非常に重要です。この「学び」の部分については、現時点では施策の中に直接含まれておませんが、生涯学習の分野にも適合するものだと考えております。今後も、この部分を重視して進めてまいりたいと考えております。	生涯学習課	●			
123	5-43	P47	施策・詳細施策	施策15_市民活動・地域活動	総意	おだわら市民学校の運営について生涯学習の観点があるという回答がありましたが、そうであれば、例えば施策14詳細施策1401にも「おだわら市民学校の運営」を含めても良いのではないかと思う。	おだわら市民学校事業については、「担い手づくり」などの目的を達成するための手段として、生涯学習の観点を重視しておりますが、まちづくりの目標と本事業の目的との整合を踏まえ、施策15詳細施策1501に位置付けております。	生涯学習課	●			
124	5-47	P47	施策・詳細施策	施策15_市民活動・地域活動	渡邊ちひろ	施策15の詳細施策1502です。細かい点にはなりますが、3年間で取り組む内容として挙げられている項目のうち、4つ目に「市民集会施設の維持管理を行うとともに、老朽化が進んだ施設の閉鎖等について調整を進めます」と書かれています。この文章を拜見した際に、閉鎖が前提で進められるよう感じられてしまっています。おそらく、施設の改修やその他の選択肢も含めて調整される方向性が考えられていると思いますが、何を知らない方が見た場合、「施設がなくなってしまうのではないか」という印象を受ける可能性があると感じました。そのため、もし改修などを含む多様な方向性で調整が進められるのであれば、その旨がわかるような記載にしていただけると、より内容が伝わりやすくなるのではないかと感じました。	市民集会施設については、大規模な修繕は行わず、現状のままの利用することを前提として地域に貢献しているもので、現在、施設の改修等については予定していません。ただし、消防設備の維持管理や機械警備等は必要であるため、「市民集会施設の維持管理を行うとともに」としています。	地域政策課			●	

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
125	6-37	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	山本	自指す姿の部分で、加藤市長が「地域経済の好循環で豊かな市」を目指すと述べています。つまり、地域の資源を活用して、地域内でお金を循環させるということです。しかし、現状として人口が減少し、それに伴い行政の税収も減少しているため、十分なお金がない状況です。このような状況では、市が強力でお金を回すことが難しいため、後半部分で述べられている「企業家や多様な企業の活用」が非常に重要であると考えています。外部から資金やノウハウをどのように取り込むかがポイントであり、それが小田原市の発展につながるという視点が必要です。また、「投資」という視点を持つことが重要なと思います。例えばアメリカも日本に投資を求めるように、資金が不足している時代では外部からの資金をいかに取り込むかが重要です。行政に入ってくるお金は税収が中心ですが、民間が外部から資金、人材、ノウハウを持ち込むことによって市の活性化を目指すべきです。この施策が具体的な形で進められているか、改めて見直していただければと思っております。	行政案の関連する個別計画に「地域経済振興ビジョン」がありますが、その中で基本方針を、「地域資源を最大限に生かした『需要喚起』と『地域内循環』による経済の活性化」としています。需要を増やす、地域外から、「ヒト・モノ・コト」を呼び込んで、地域の中で流れるお金を増やすことを自指して取り組んでいるところです。ビジョンにつきましては、総合計画との足並みをそろえて見直すことをビジョンの中に記載しており、行政案が整い次第、その内容を踏まえて総合計画の実行計画とも調整しながら、ビジョンの見直しを行っていく予定です。	産業政策課		●		
126	6-42	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	根岸	施策16に紐づくKGIの1つとして創業者数、つまり創業者の数を増やすという目標が設定されているかと思われます。一方で、KPIの1つ目には「起業1年後の生存率」という項目があります。資料を確認すると、市全体のデータではなく、特定の事業の成果を測るもの、具体的には小田原箱根商工会議所の企業スクールを受講された方々の生存率を指しているよう見受けられます。この場合、KGIである「創業者数を増やす」という目標とKPIとの運動性をどのように整理されているのかについて、お伺いしたいと思います。	創業支援につきましては、本市における創業者数を増やすためにこれまで取り組んでおり、KGIに設定しています。また、創業時の支援のみならず、創業後、事業を継続できるよう支援していくことも必要であることから、起業1年後の生存率をKPIの一つに取り上げています。創業時から継続した創業支援を行い、創業しやすいまちを形成し、機運を高めていくことを目指し、目標を設定しました。	産業政策課		●		
127	6-43	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	根岸	成果目標の1は資料によると、92.3%から94%という数値が示されています。この94%は帝国データバンクの全国平均値をベースにしているとのことだったかと思いまが、この1.7%の増加について、母数がどのくらいにもなると思いつます、創業者数の全体の実数を増やすという目標に対して、この1.7%を増加させることができなかどうかについて疑問を感じました。その点をぜひお聞きしたいと思います。	起業1年後の生存率については、目標値を帝国データバンクの報告書から94%とし、基準値は、起業スクールを経た創業者の生存率としています。基準値が高い値であるものの全国平均に達していないため、これを目標に設定しました。起業スクールの受講者をはじめ、小田原で創業した方が継続して事業を続けられるよう商工会議所など関係機関と連携しながら取り組んでまいります。	産業政策課		●		
128	6-44	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	根岸	成果目標の1つ目は先ほどのお話を聞連しており、2つ目は立地を支援した企業の新規市民雇用者数という点になります。これも非常に重要な点であると考えておりますが、どうしても立地奨励を行っている対象企業が主な対象となるかと思います。ただ、現在ではリモートワークが広がりつつあり、大きな立地オフィスを誘致しなくても働くことができるようになります。働き方があります多様化している状況だと感じております。現状を見ると、対象となる企業は重厚長大な大企業やBtoB企業が多いのではないかと感じますが、今後の3年間で時代が大きく変化していく中で、これまでの企業誘致やその形態を反映したKPIにならぬかという印象を持ちました。参考として、小田原のワーカープレイスマーケットでは、3年間ほどで約300件のビジネスマッチングや事業相談が行われているようです。このような新しい形態のビジネス、つまり個人同士でのマッチングやBtoB以外の新たなビジネスの作られ方が取りこぼされるのは、少々もったいないのではないかと思います。	CN6-50で対応します。	産業政策課		●		
129	6-45	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	根岸	成果目標の1番、2番、そして3番の流れに関して申し上げますが、展示館や見本市による引き合い件数も、従来型のビジネスマッチングの形態を重視したKPIに設定されているのではないかと感じました。そのため、2番の目標についても同じ理由から、もっと個人に焦点を当てたり、新しい経済の潮流を踏まえてアップデートすることができれば、非常に良い方向に進むのではないかと感じます。そのため、この点について、先ほどのKPIとKGIの関係性の視点から詳しくお伺いできれば、大変嬉しく思います。	今回設定したKPIとKGIは、B to Cを網羅するものではありませんが、個人事業者も含めて、市が関与する事業により展示会や見本市へ出展し、販路開拓を行った際の引合(商談)を集計したものとなっています。	産業政策課		●		
130	6-50	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	根岸	立地を支援している企業の2番の部分についてですが、現在行われている内容に関しては、ワーカープレイスマーケットの方でもビジネスマッチングをしっかりとカウントしております。そのため、そのような状況を踏まえた設定や拾い起きる形でのご検討をいたただけると嬉しいです。	立地奨励金対象企業の事業計画書から平均市民雇用計画数を算出するとともに、オフィス企業の誘致目標を勘案して設定しました。	産業政策課		●		
131	6-59	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	関	全体的な内容を拝見すると、まずパンチが効いていないと感じられます。山本委員からもご指摘いただいた点ですが、小田原市の本来の特性として、商業都市としてのあり方や産業投資によって発展してきた歴史がありますので、これからの中間で、さらにはその先を見越した産業政策や経済政策として、何を具体的に自指すのかが明確に記載されていないように思われます。特に「自指すべき姿」の箇所においては、地域産業の創業をしっかり進めていくという方向性を、もっと明確かつ力強さを示すべきではないかと思います。現状では、この部分に力強さが不足している印象を受けます。また、需要喚起と地域内循環だけでは地域経済を完全に回すことはできません。外部経済を取り入れることが重要であり、例えば観光産業は外部からの資金を地域内に呼び込むことで産業や雇用を生み出す仕組みになっています。そのため、外部経済を積極的に取り入れる姿勢を施策において前面に打ち出していたたければと思います。	施策16については、全体的なところから詳細について、様々に賜ったご意見をもとに検討してまいります。	産業政策課		●	◎	

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
132	6-60	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	関	現状と課題の部分についてですが、前回の9月の議論でも触れましたように、デジタル化の優位性を明確に打ち出さなければ、現在の競争環境では生き残ることが難しいと考えられます。AIの活用なども含めて、デジタル化をしっかりと進めいく必要があると思います。さらに観光産業、農業、水産業など、各産業においてもデータの活用が重要であり、これを基盤とした施策の展開が求められます。現時点での「デジタル化」「オープンデータ」「AI」などの言葉が施策に盛り込まれていないことは、ある種の驚きと言える状況です。これから約3年間に向けて産業政策を設計するのであれば、これらの要素をしっかりと取り入れていただきたいと考えます。	CN6-59で対応します。	産業政策課		●	◎	
133	6-61	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	関	政府のSDGs評価の立場で意見を述べさせていただきます。小田原市は、SDGs未来都市として第2回目の認定を受けており、非常に素晴らしい実績をお持ちだと思います。しかしながら、この内容の中にSDGsの視点がほとんど含まれていない点は非常に不思議に感じております。SDGsのゴール8「働きがいも経済成長も」という目標であり、やはり生活感を伴う経済成長という視点が求められています。また、SDGsのゴール9は「産業と技術革新の基盤を作ろう」というものです。小田原市が技術革新をどのように進め、どの技術を基盤としていくのかという姿勢が、SDGs未来都市としても少し明確に示される必要があるのではないかと考えます。	CN6-59で対応します。	産業政策課		●	◎	
134	6-62	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	関	現在の統計データを見ますと、実は雇用先はかなり豊富にあります。しかしながら、人手不足が最大の問題となっています。この影響で最近倒産が増えている原因を探ると、需要を取り込めずに倒産しているわけではなく、雇用の確保が難しいことが一因となっているのです。この点を踏まえると、労働者問題についてより詳細に取り組む必要があると感じます。具体的には、人手不足や雇用、従業員の確保の課題を踏まえた対策が求められます。特に女性活躍の観点から、女性の役割をどのように位置づけるかが重要です。また、外国人技能研修生の問題も特に水産業において深刻であり、加工の現場においては外国人技能研修生や労働者が重要な役割を果たしているはずです。この部分についても十分な検討が必要だと考えます。	CN6-59で対応します。	産業政策課		●	◎	
135	6-63	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	関	人材育成の観点も重要です。産業の視点を考える上で、エネルギー問題や地球温暖化対策を含めることができます。これらの要素を視野に入れ、関連項目について全く的な修正をお願いしたいと考えております。現状と将来を見据えた要素がこの内容にほとんど盛り込まれていないというのは、非常に惜しいことだと思います。これらを踏まえた上で、ぜひさらなる改善をお願いしたいと思っております。	CN6-59で対応します。	産業政策課		●	◎	
136	6-71	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	山口	現状課題として雇用促進に向けた就職支援等について実施されていることは記載されていますが、まさしくその取組として、商工会議所などの組織やメンバーが関与する形で開催を進めているという状況があるようです。しかし現在、中高年層やシニア層に対する支援が小田原市の住民構成を考えると、より必要ではないかと思います。その背景として、求職状況の変化に合わせた取組が必要であり、詳細施策1602の若年者層等への雇用支援の中にもこの内容が含まれていると良いのですが、さらに先を考えれば若年者層の支援はもちろんのことですが、中高年層の就労支援にも注力する必要があるのではないかと感じます。例えば小田原市の立地条件として新幹線を利用可能などもあり、小田原市外に働きに行く方が増えています。現在、定年が65歳まで延長されている中で、例えば子育てが終わった方が収入をあまり得る必要がなくなった状況でも、小田原市内で中高年層向けの就職先をもっとあつせんできるようになれば、地域の経済や流通にも良い影響を与えるのではないかと考えています。この点についても可能であれば、検討していただけるとありがとうございます。	働く意欲のある中高年・シニア層への雇用支援については、引き続き国・県等の関係機関と連携し、市内企業等への雇用につながるよう取り組んでまいります。	産業政策課		●		

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
137	6-75	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	別所	<p>「創業支援」というキーワードが挙がっていますが、創業の定義を明確にすることが大切ではないかと感じております。と言いますのは、「創業」といっても、個人商店を始めることを指す場合もあれば、スタートアップを目指す場合もあり、目指す方向性によって全く内容が異なります。それをすべてひとまとめに「創業」としてしまうと、具体的に何を支援すれば良いのかが曖昧になってしまうのではないかと思います。小田原市全体の状況を考慮する必要があるため、おそらく全体を俯瞰して政策が作られているのだと思います。しかしながら、対応すべき内容はそれ自体異なってくると思います。例えば、「創業1年後の企業生存率」を見る場合も、個人商店が1年後も存続しているか、あるいは一定規模の雇用を生み出す企業が存続しているかによって、経済的な影響が全く違ってくると思います。ですので、創業に関して明確な基準を設け、それに基づいて支援の内容を見直す必要があるのではないかと考えております。</p> <p>もちろん、現実的な範囲で追いかけるべき指標を絞ることは重要だと思います。「企業生存率」を見ることは1つの方法ですが、それと同時に支援した企業への投資総額や、1年後の経常利益率、雇用数などの経営指標をきちんと分析し、それらが拡大傾向にあるかどうかを追いかけていくことが必要だと思います。なお、1年後の企業生存率が100%ではない理由については、基本的には「ビジネスモデルがしっかりしていない」か「1年分の資金調達ができないままスタートしてしまった」という2つの大きな問題が原因であると考えています。もし支援を行なうのであれば、創業段階からこの2つの要因をしっかりと確認しながら進めてることで、1年を超える企業存続が可能になるのではないかと思います。ただし、その先の成長については、投資額による影響が大きいと思いますので、その部分も注意して見る必要があると感じております。</p> <p>また、個人商店の場合と、雇用を伴う企業の場合では、スタート時点での状況が全く異なります。例えば、個人商店の場合、人件費部分は自分自身の生活費を稼げれば良いという考え方があるため、企業規模が小さくなる傾向があります。一方で、雇用を伴う企業では自指す規模や成果の定義が異なります。成功の定義をそれ自体明確にした上で、それに基づいて支援を追いかけることが必要だと考えます。この点について見直しをしていただければ良いのではないかと感じています。</p>	<p>創業者の企業生存率については、起業スクールの卒業生が追跡可能であることからこちらから目標値を算出しています。創業者数の基準値は、「小田原市創業支援等事業計画」中の数値を用いています。市ではこの計画を創業の基本計画に位置付けておりますので、市の創業の定義としては、平成28年度に産業競争力強化法に基づき経産大臣に認定された「小田原市創業支援等事業計画」の内容となります。</p>	産業政策課		●		
138	6-78	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	別所	企業生存率を起業スクールの参加者で見ているという点については理解しております。同じ方々に関して、投資額や経常利益率、雇用者数といった情報も把握できると思いますので、それらのデータも併せてきちんと確認していただくのが良いのではないかと思っております。	起業スクールを経た創業者につきましては、商工会議所でその後の相談等に応じて対応しているところですが、事業者の事業規模も様々であり、商工会議所のフォローアップも事業者ごとに行っている中で、まずは事業継続の有無を目標値として確認することとしました。	産業政策課		●		
139	6-79	P48	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	宮本	成果目標に「起業1年後の企業生存率」が掲げられています。もともと1年後の企業生存率は全国的にも高い傾向にあり、地域経済振興を図るうえでは、地域での定着率なども考慮して、3年後の生存率を計画期間3年にあわせて設定できないか、と思いますが、いかがでしょうか。（数字を持ち合わせていないなどの理由があれば致し方ないかと思います）	企業生存率を目標値におくこと自体が初めてなので、まずは1年後の企業生存率を基準として取り組んでまいりたいと考えています。	産業政策課		●		
140	6-70	P48、P54	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興、施策19_観光	関	一番重要なのは産業政策について、非常に先を読んで思い切って実行していくことです。観光については観光自体が産業ではないため、観光という活動を具体的なコンテンツとして動かす際には、産業化を進めながら、それをしっかりと地域経済に落とし込むことが重要です。特に、AIやデジタル化の分野については避けた通ることができない課題ですので、より積極的に取組を進めていただく必要があります。そのような取組によって、これから3年間、さらにはその先の未来を見据えた成果を呼び込むことが可能となります。ぜひ、もう少し先を見据えた計画づくりをお願いしたいと思います。	CN6-59で対応します。	産業政策課、観光課		●	◎	
141	6-38	P49	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	山本	施策1603についてですが、地域産業に関わる部分です。地場産業は非常に苦戦している状況ですが、神奈川県では令和8年度11月に「工芸EXPO」が開催される予定です。県内には鎌倉彫や箱根細工など、国から指定を受けた地場工芸品があり、これらの地場産業を活用する良い機会となります。例えば小田原市の地場木工業なども含め、これらを工芸EXPOをきっかけに他の地場産業とともに宣伝し、市を盛り上げる具体的な施策をぜひ検討していただければと思います。	工芸EXPOの実施主体は県であり、現在、事業計画を策定している状況です。市としても、事業計画の内容等を確認しながら、本市の取組を構築するなど検討してまいります。	産業政策課		●		
142	6-39	P49	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	山本	詳しい施策1604に関してですが、ハルネ小田原の商業機能を高める取組についての課題です。現在の状況は十分ではありませんので、近隣商業施設との連携をしっかりと行つていただきたいと思っております。例えばラスカやミナカなど近隣商業施設との情報共有、意見交換を行っており、引き続き、連携を図っています。また、今後、ハルネ小田原の施設内容や運営体制などを見直し、商業機能をより向上させていく考えです。	ハルネ小田原の運営にあたっては、すでにラスカやミナカなど近隣商業施設との情報共有、意見交換を行っており、引き続き、連携を図っています。また、今後、ハルネ小田原の施設内容や運営体制などを見直し、商業機能をより向上させていく考えです。	商業振興課		●		

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
143	6-46	P49	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	根岸	詳細施策1602ですが、「多様な手段による働く場の創出」というタイトルについて、働く場だけではなく中身を見ていくと「働く機会、場と機会の創出」と表現するほうがより正確ではないかと思います。また、施策の中にはビジネスプロモーション拠点やワークプレイスマーケット、企業スクールなどが含まれていると思いますので、産業横断のマッチングやそれに関連する要素を個々の取組や主な内容で盛り込むことも良いのではないかと感じました。さらに、後に出てくる農林業や他の事業とのつながりなどを考慮することで、好循環を生み出せるような表現にすることが可能なのではないかと思います。 3年間で取り組むことの2つの点に関して、「新たなビジネス展開やオープンインバーションの創出を支援します」という表現について、「創出します」という言葉は適切か少し考えました。また、「オープンインバーション」という言葉が若干わかりづらい印象を受けます。そのため、多少長くなつたとしても、「産業横断のマッチングを通じた新しいビジネスの創出」や「企業支援」といった表現を用いるほうがわかりやすくなるのではないかと思います。	「多様な手段による働く場の創出」について、「働く機会、場と機会の創出」と表現するご提案については今後検討いたします。「新たなビジネス展開やオープンインバーションの創出を支援」の箇所を「創出」までにするご提案をについては、行政が行うことは「創出」の「支援」であるため「支援」の文言は必要であると考えています。	産業政策課		●		
144	6-47	P49	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	根岸	詳細施策1604に関連して、商店街や中心市街地のにぎわいづくりについてですが、これは1602で取り組んでいるコミュニティづくりと連携させることができると良いのではないかと思います。ワークプレイスマーケットにおいては、外部から関わる方々や地元のワーカーの方がまちづくりに関わる流れが生まれています。具体的には、地域で困っている事業者の方や商店街の方々のお手伝いをする方が増えてきており、先日は提灯まつりのおみこしを担ぐ際に、このビジネス拠点から8名の方が小田原に出向くというような動きも見られました。このように1602の多様な働き方が地域の暮らしと繋がり、1604の取組に展開されていくことが見受けられます。このような内容を主な取組に加えることができれば、より良い方向性が生まれるのではないかと考えます。	コミュニティづくりと連携してにぎわいの創出に繋げていくことは、詳細施策の1602と1604の将来的な姿であるものと捉えています。それ自体を主な取組に位置付けるというよりは、それぞれの取組の中で、さまざまなコミュニティと連携することが不可欠であると考えています。	商業振興課		●		
145	6-64	P49	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	関	1601 市内事業者の成長促進についてですが、新たに成長が期待される需要分野については、既に政府から発表されているものがあります。これを見据えた形で支援策を作成していくだけが良いかと思います。	CN6-59で対応します。	産業政策課		●	◎	
146	6-65	P49	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	関	1602についてですが、タイトルがやや難解で、内容が2つ含まれているように感じます。「多様な手段による働く場の創出」というタイトルでは、働き方の多様性を促進することと、創業を促進することの2つが含まれているようです。そのため、「創業促進」と「働く場の創出」という内容を明確に区分して記載したほうが良いのではないかと考えます。 また、自治体にとって働く場の確保は雇用問題として重要ですが、その前提として創業の促進が必要です。創業がなければ働く場の創出も実現しづらいという点を踏まえ、「多様な創業促進」と「働く場の創出」の両方をタイトルに盛り込む形に変更していただければと思います。	CN6-59で対応します。	産業政策課		●	◎	
147	6-66	P49	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	関	1603の部分についてですが、こちらは、以前もお話ししたいたい内容と関連していますが、産業が非常に横断的な傾向を見せている点が重要なと思います。従来のように第1次産業、第2次産業、第3次産業と分けて考えるだけではなく、特に第3次、第4次産業が大きく成長していることを鑑みると、より横断的な視点で産業を捉える必要があります。この点が反映されていないように思われるまでの、該当の分野についても触れていただければありがたいです。	CN6-59で対応します。	産業政策課		●	◎	
148	6-67	P49	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	関	1604の部分についてですが、こちらは急に商業の話題に戻っていますが、もう少し「都市景観」といった視点を取り入れていただければと思います。景観と街のにぎわいには非常に非常に大きな関連性があり、これを考慮することでよりよい内容になるかと思います。そのため、都市計画に関連する部分についても見直しを少し加えていただければと考えています。	詳細施策1604においては、景観の要素も含め、街から博物館やなりわい交流館を活用した回遊促進、にぎわい創出などに取り組むこととしています。都市景観に係る取組自体は、施策25「都市基盤」詳細施策2502「地域資産を活用したまちづくりの推進」で整理します。	商業振興課		●		
149	6-72	P49	施策・詳細施策	施策16_地域経済振興	山口	ハルネ小田原に関する話題です。私自身、小田原に住んで50年になりますが、ここは非常に気になるところです。令和3年から新規出店数が7.5店舗程度ということですが、平日の状況を見ると、上階は一定の集客があるようと思えるものの、地下の部分はやや停滞しているように感じます。こうした状況を改善するためにも、小田原市の力を借りながら、より力を入れて取り組んでいただきたいと考えています。	ハルネ小田原については、地域経済の振興と中心市街地活性化、さらには市民の利便性を図る施設として、施設内容や運営方法の見直しを行うとともに、老朽化した設備等の更新を進めています。	商業振興課		●		
150	6-51	P50	施策・詳細施策	施策17_農林業	平井	農業産出額を「維持」という形で目標にされていますが、現在の農業の可能性を考えますと、またデフレから脱却した状況において「維持」だけを目標にすることで若い人たちが農業に参入する動機付けとなるのか、疑問に思います。私は普段東北におりますが、現状を見る限り、「維持」だけでは不十分だと感じています。もう少し意欲的な目標設定を行っていただきても良いのではないかと思っています。	別所委員からの意見に対し、再度精査するとしました。このことから、毎年の物価上昇率を確認し、見込みを立てそれを反映することは困難という状況もあります。このことから近年における毎年の農業産出額の変動率を考慮し目標値をしたいと考えます。	農政課		●	◎	

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
151	6-68	P50	施策・詳細施策	施策17_農林業	関	林業は現在担い手がどんどん減少しています。このことは非常に大きな問題であるとともに、逆にチャンスとも捉えられる部分があります。戦後すぐに農地解放によって小規模に区切られてしまった農地を、もう一度大規模化することで機械化を進めることができになります。このように、ピンチをチャンスに変える可能性を秘めていると言えます。1つ目のポイントとして、大規模化への転換が挙げられます。さらに、所有と利用の分離についても重要なです。特に新規農業を始めた方が、農地を所有するのは依然として高いハードルが存在しています。そのため、所有と利用をしっかりと区分した上で新規農業者が参入できる体制を整えることが大切です。また、何を作るかについては、小田原は観光地でもある一方、東京や横浜といった消費地にも近いため、マーケットに適したものを作りたいことを求められると思います。現在の傾向としては、農家の方々が自分たちの作りたいものを生産していくことが多いですが、市場の需要に応じた農業生産、いわゆるマーケットインの発想への転換を促す必要があるかもしれません。このような取組を皆さんとともに進めていきたいと思います。	御意見の内容につきましては、農林業全般に係る諸事業に関わる内容のため、事業推進をしていく中で都度、考えてまいりたいと存じます。	農政課		●		
152	6-73	P50	施策・詳細施策	施策17_農林業	曾我	施策17における農林業の現状と課題についてお話しします。農業者の高齢化や若者の農業離れが進んでいる現状が挙げられます。また、農業者の収入が不安定であることが、後継者不足につながっている課題としても指摘されています。私自身も迷づくりをしている人ですが、小田原市において、私の夫や子供も農業の過酷さをよく知っているため、農業を継続していくことの難しさを実感し、農業から離れるような状況があります。このような現状の中、KPIの一部として「新規就農者数」と「耕作放棄地の解消面積」が設定されています。この指標に関する新しい資料が配されましたので、その内容に基づきご説明させていただきます。新規就農者については、農業に挑戦したいと考える方に向けて2年間の研修が行われるとともに、補助金の制度もあるようです。その後、5年間の営業計画を立てて継続していく仕組みになっています。一方、耕作放棄地については、自然共生の取組も関連がありますが、施策17においては、「新規農業者」に関連する課題として取り上げられる部分です。KPIにおける基準値として、新規就農者数が10人、耕作放棄地解消面積が70アールから380アールまでと定められています。これらの数値については根拠があり、目標値の意味も理解できます。ただし、「持続可能な農業を展開する」という目標値を実現には、大きな努力が必要です。たとえば、新規農業者が2年間の研修を終えた後、土地の売買や賃貸に関する様々な制約を乗り越えて上位で、さらに5年間の計画を立てて継続して農業に取り組む必要があります。このように、制度の枠組みは整っているものの、7年間の期間を終えたときに、どの程度の新規農業者が実際に農業を継続しているかという点に疑問を感じています。また、新規農業者が取り組んだ耕作放棄地が再び放棄されてしまうのではないかという懸念もあります。そこで伺いたいのが、新規農業者が農業に定着し、継続して活動していただける方の割合や見込みについて、どの程度の目安があるのでしょうか。この点についてご意見をお聞かせいただければ幸いです。	新規就農者がどれだけ残っているかということについてですが、年間の相談件数としては、まったく農業の経験がない方が15件から20件ほど相談に来られることがござります。このような方々に対しては、いきなり農業を始めるには難しいため、次に必要な手続きについての説明を行いながら、農業の研修に進んでいく流れを提案させていただいております。実際に研修に参加される方は年間で約8人ほどございます。新規就農に関する記録データについてですが、平成29年度頃からの記録が残っており、その平均では年間8人から10人程度が新規就農をされております。そして今までのところ、新規就農者で離農された方、つまり農業を辞めた方は2人から3人ほどしかいない状況です。	農政課	●			
153	6-74	P50	施策・詳細施策	施策17_農林業	曾我	森林についてのお話ですが、ここには小田原木材の流通に関することが書かれています。そして、関連する個別計画として「小田原森林ビジョン」というものが存在しています。その計画を少し読ませていただいたところ、森林の概要について触れていました。その内容によると、小田原市の森林のうち55%が個人の私有地であり、さらに、その大部分が5ヘクタール未満の小規模な面積となっています。これは先ほど委員がおっしゃった通り、管理が手薄になりがちな状況を示しています。私自身は迷づくりに関わっているのですが、水の管理について、水利組合や生産組合、森組合といった組織と協力しながら活動しています。しかし、森林を維持する作業は非常に困難です。中には手放す方もいる状況です。また、私の地域では市や町が園路や道や圃場の整備をしてくださっていますが、これから新たに農業に取り組む方々もそういった事情に直面するかもしれません。森林を維持することの重要性については、水利組合などとも連携し、取組を進めていくべきだと思います。ただ、森林に関する話から少し離れたかもしれませんが、現在の森林や木材の流通について、私有地がこれほど多い状況で全体的な管理や取組が可能なのかという点に疑問を感じています。その点について質問させていただきます。	森林は個人の持ち主が多いところでやっていけるのかというご質問、ご意見でございました。確かに林業は木材価格が低迷していたりと、採算が合わない状況が出ております。そのため施策9の自然共生で、小田原市の森林整備面積というものを成果目標に入れさせていただいておりまして、個人の方だけではやはり採算が合わないところでの公共事業として、森林整備というものを進めさせていただいております。	農政課	●			
154	6-76	P50	施策・詳細施策	施策17_農林業	別所	農業に関する部分ですが、先ほどの農業産出額に関するご説明について、理解はしましたつもりであります。目標値が36億6,000万円となっていますが、維持と記載されているものの、これが5年後の目標値として設定されている点に関して、現在の物価上昇傾向を踏まえると、この数字をそのまま維持することは事実上難しいのではないかと思います。もしこの36億6,000万円を目標値として掲げるのであれば、毎年物価上昇率をきちんと確認した上で、この目標値を変動させる仕組みを取り入れていただきたいと思います。そのような仕組みがない場合、維持という表現の意味が曖昧になるため、維持を本当に実現するための具体的な数字の見直しを検討していただければ幸いです。	毎年の物価上昇率を確認し、見込みを立てそれを反映することは困難という状況であります。このことから近年における毎年の農業産出額の変動率を考慮し目標値としたいと考えます。	農政課		●	◎	
155	6-56	P50, P52	施策・詳細施策	施策17_農林業、施策18_水産業	平井	施策17や18に関しては、課長がおっしゃった内容がきちんと読み取れる形で、もう少し表現を工夫していただきたいです。	ご意見のとおり、表現を工夫し、現状と課題へ記載いたします。（水産海浜課）	農政課、水産海浜課		●	◎	
156	6-48	P51	施策・詳細施策	施策17_農林業	根岸	詳細施策1703農業生産・流通の振興においては、高付加価値化やブランド化、新しい農業の形を地域連携で進めることが重要だと考えます。そして、1701と連動して「地域支援型農業の促進」に取り組むことで、消費者側の理解リテラシー向上させることが非常に重要なだと感じています。この点に関しては農業に関わる方々からもお話を伺っております。このような理解促進を主な取組に加えることで、地域交流の幅も広がり、より良い結果を生み出せるのではないかと考えます。	施策17農林業のブランド化及び農業の振興に関する内容についてですが、生産だけでなく消費の部分も非常に重要なと考えております。したがって、既存の農業従事者だけでなく、新たに農業に携わる方々とも意見交換を行なうながら、消費者に必要とされるものが何であるかを踏まえ、今後の活動に取り入れていきたいと考えております。	農政課		●		

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
157	6-52	P51	施策・詳細施策	施策17_農林業	平井	「地域支援型農業」という言葉に関してです。これは非常に重要な概念だと考えますが、確かに農水省も「コミュニティサポート農業」といった形で地域や都市、コミュニティを軸に取り入れています。ただ、「地域支援型農業」という表現が、消費者が農業を支えるというイメージとして十分に伝わるかどうかは少し疑問に思います。そのため、農水省でも使用している「コミュニティ」という言葉を積極的に活用していくことで、より適切な表現になるのではないかと考えます。	食料・農業・農村を維持、保全という課題は、農業者のみで解決するものではなく、消費者となる地域の方々が支えていく必要があり、その意識の醸成も含めより分かりやすく理解を得る表現として活用したいと考えます。	農政課			●	
158	6-55	P51	施策・詳細施策	施策17_農林業	平井	過去の趨勢を考えると、農業については減少傾向にあるという現状です。そのため、農業に関しては本当に変革を進めるという姿勢を、もう少し明確に伝えていただきたいたいと思います。	農業をはじめ生産業に関する様々な施策事業においては、実際に携わる方々、その方々を支える方々、これから携わり又、支えようとする方々が活躍でき、魅力あるなりわいであるということを伝えられるよう心掛けたいと思います。	農政課			●	◎
159	6-53	P52	施策・詳細施策	施策18_水産業	平井	こちらについて詳しく読むと理解できるのですが、一番目の課題として老朽化対応が挙げられています。漁港エリアについては、にぎわいを創出するという形で個別の詳細な施策が策定されている状況です。例えば早川地域では「エリアプランディング」が策定されたと聞いております。そのような取組があるからこそ、詳細な政策を実現的につなげさせていき、単に老朽化への対応といでのりの施設だけではなく、漁港市場を反映する場合には、現代的な価値を高め、回遊性を向上させるような視点を施設に反映させると良いのではないかと考えております。現在、水産庁でも「海業」という概念のもと、単に安全な食を提供する従来の水産業に留まらず、観光や商業、さらには地域住民の誇りを高めるような取組を総合的に進めていくチャレンジを行っています。せひ、そうした視点を踏まえた形で施策の書き方や方向性を見直していただけるとよいのではないかと思います。	水産市場の管理運営と再整備についてお話しします。まず、詳細施策1803については、水産市場に特化した内容となっております。水産市場は、安全で安心な水産物を供給する重要な施設であることから、現在までの再整備に向けた検討を進めております。再整備に向けた準備が整うまでの間は、機能の維持を図りながら管理運営を行い、早期の再整備に取り組んでいく方針です。 早期の再整備に取り組む中で、山本委員からもご指摘いただいたように、水産市場は観光の拠点となり得る施設としての役割も期待されております。さらに、小田原漁港エリア、特にその一部である水産市場については、小田原漁港全体とその周辺を含めたエリアづくりを進めていく構想を掲げております。小田原漁港は、水産市場を含む本港から南側に広がる漁港を指し、その範囲全体を考慮しながら、エリアづくりとそのにぎわいの形成を進めてまいります。また、早川エリアのプランディング構想にも関連し、エリア全体の活性化が描かれているところです。 詳細施策の具体的な取組としては、漁船を活用したクルーズ事業や漁業交流体験の支援など、海側の活動に関する施策を進めていく予定です。これらの施策は、3年間での取組を計画しております。今後さらに具体化を図ってまいります。「海業」という言葉については、現在施策の中に盛り込まれておりませんが、今後の書き方にについては検討を進めていきたいと考えております。今後とも施策の充実に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。	水産海浜課			●	
160	6-57	P52	施策・詳細施策	施策18_水産業	平井	大きなエリアとしての構想の中で、個々のパートが動いているということを、前段の現状と課題部分などに記載していただけると良いのではないかと考えております。	ご意見のとおり、表現を工夫し、現状と課題へ記載いたします。	水産海浜課		●	◎	
161	6-40	P53	施策・詳細施策	施策18_水産業	山本	魚市場の建て替えは緊急の課題であると認識しております。しかし、地区全体のグランドデザインを描いても実効性は低い現状があります。そのため、市場関係の中で一部に焦点を当てるような建て替え計画が必要だと考えております。例えば、道路の状況や観光客・流通業者・水産業者それぞれの動線に関する問題があります。現在、これらは全てが同じ動線上にあり、問題が生じています。また、商業エリアと共に冷蔵施設との位置関係にも課題があり、共同冷蔵施設は建て替え計画に含まれていませんが、これが適切な場所かどうかなども検討する必要があります。市場周辺の水産関係者と商業関係者が連携しながら進めていくことが重要だと考えております。	市場の再整備に関しましては、現在、基本構想を策定するために関係者の皆様との意見交換を行なながら、策定に向けて着実に進めている状況でございます。その過程において、小田原漁港周辺の飲食店や水産関係者で構成される「小田原地魚大作戦協議会」の皆様と連携を図りながら推進しております。今後もこのような形で丁寧に意見交換を行なながら、計画を進めて参りたいと考えております。	水産海浜課			●	
162	6-41	P54	施策・詳細施策	施策19_観光	山本	観光協会にも常々お伝えしておりますが、小田原の魅力を「ひとに優しい共生のまち」としてD&Iの視点・福祉の観点を踏まえた観光を提案したいと思っています。障がい者や高齢者の方々に優しく手を差し伸べる観光で、安心感を提供し、「また訪れたいたい」と思っていただけるような地域づくりを目指していくべきです。特に、障害のある方が安心して観光できる場所としての地域の魅力を考え、時代の流れに沿つた取組を進めていくことが必要です。また、観光業界も人手不足が問題となっています。この問題に対しては、障がい者やシルバー人材、短時間勤務が可能な主婦の方など、多様な人材を働き手として取り入れることが解決策のひとつと考えています。こうした多様性を取り入れることで、働き手の確保だけでなく、お客様としても広く受け入れられる仕組みを構築していただきたいと思っております。この点に関しては早急に取り組む必要があると感じております。	「ひとに優しい共生のまち」の視点での観光施策については、観光協会主催イベントにおいて、障がい者用の仮設トイレを設置するほか、小田原市観光交流センターでは、現在、電動車椅子の貸出しを行なうなど、様々な形で対応しています。また、働き手の確保については、NPO法人小田原ガイド協会をはじめ、市内のまち歩き団体等が積極的に活動いただいているいます。 今後も、常時誘客の推進に向けて、関係団体等と連携しながら、共生社会における観光施策にも取り組んでまいります。	観光課			●	
163	6-49	P54	施策・詳細施策	施策19_観光	根岸	現在、小田原市が持っているさまざまな素晴らしい観光資源を活用してさまざまな取組をされていると認識しております。ただ、現状として若者の来訪が相対的に少ないという問題があるかと思います。近年の観光の潮流としては、大きな観光資源に限らず、日常生活の中で楽しめる場所や暮らし方そのものを観光として捉える「生活観光」という考え方があげられます。この流れを踏まえると、小田原ならではのライフスタイルが観光コンテンツとなる可能性があり、この点を観光政策に盛り込むことが望ましいのではないかと考えます。「新たな観光コンテンツ」の造成という表現がありました。既存の小田原の暮らし方や地域の魅力を観光資源としてコンテンツ化していくことも有効ではないかと思います。そのような視点を取り入れることを提案いたします。	「生活観光」という考え方を踏まえ、市民や事業者が身近な地域資源を再認識して、観光客を受け入れる意識の醸成を図るための取り組みを進めています。その中で、身近な地域資源が観光資源であることの理解を深めるとともに、本市を訪れる方に対しても、その魅力を発信してまいります。	観光課			●	

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
164	6-54	P54	施策・詳細施策	施策19_観光	平井	基本構想では、マイクロツーリズムなどの新しい時代の観光ニーズを捉えた観光誘客の取組により、入込観光客数の増加を目指しているという形が示されています。これまでの成果については、皆さまの努力や市民の皆さまのご尽力によって良い結果が得られてきたと思います。しかしながら、文章の書きぶりについては、以前と変わり映えがせず少々課題があるようを感じます。現状では「まち歩きを進めましょう」といった内容にとどまっているように見受けられますが、日本全体においてインバウンド需要が少なくとも今後5年間程度は続く見込みであり、それに応する必要がある状況です。このインバウンドの流れを地域にどのように取り込んでいくのか、また観光地が「オーバーツーリズム」と呼ばれないような適切な形で活用しつつ、地域の力としていくのかを具体的に考える必要があります。そのため、個別の成果や課題の認識、また主な取組についてもっと具体的に、インバウンドを含めた観光の取組として明確に落とし込んでいただきたいと感じました。	CN6-58で対応します。	観光課			●	
165	6-58	P54	施策・詳細施策	施策19_観光	平井	インバウンドという言葉そのものが、現状では少し下の方に置かれているような印象を受けます。しかし、現実的には非常に大きなインバウンドがあると思います。そのため、そのあたりをもう少し伝わりやすく、市民の皆様にも共有していただけるよう工夫していただきたいです。同じことを繰り返してしまいましたがよろしくお願ひいたします。	ご意見を踏まえて、実行計画の主な取組において、「市民や民間事業者等と連携したインバウンド向け観光施策の充実」に修正いたします。	観光課		●	◎	
166	6-69	P54	施策・詳細施策	施策19_観光	関	観光の視点でもDXが重要になります。観光については、前にご意見をいただいた方もおっしゃっていましたが、どんなに小さなコンテンツであっても、Web上で募集、予約、決済がしっかりと完結する仕組みが進むことによって、人が集まりやすくなる傾向があります。特にその地域でしか体験できない、例えば小さな体験型のコンテンツや奇木細工づくり、あるいは魚料理など、そのような小さな体験型のコンテンツをしっかりと取り入れることが重要な点だと思います。また、この分野においてデジタル化は非常に重要な要素となりますので、小規模な事業所に対するデジタル化支援を盛り込んでいただければと思います。さらに、観光で特に重要なのは交通に関する部分です。回遊促進の観点で、交通に関してラストワンマイルについてご言及いたしていると思いますが、もう少し大胆に、自動運転やドローンなど、より革新的な技術や新しい産業に結びつくような交通手段についても検討していただければと思います。	観光においても、デジタル技術を活用した展開が重要であると認識しています。事業者へのデジタル化の支援については、他の関係部署とも連携する必要があるため、事業者のニーズを把握しながら研究してまいります。 自動運転やドローンの活用については、非常に先進的な取組であるため、現時点では、既存の観光回遊バスやレンタサイクルのさらなる活用促進を図りながら、市内を回遊しやすくなる工夫を、関係団体と連携して進めてまいります。	観光課			●	
167	6-77	P54	施策・詳細施策	施策19_観光	別所	観光に関する部分では、意見としてですが、データの活用についてもう少し考えただくことが重要だと思います。常時訪客の推進においても、基盤となるのはやはり適切なデータを用いて分析・判断を行うことです。福井県では広域のMEO活動において先進的な取組を行っている例がありますので、福井県の具体的な2つのデータ活用事例を参考にされることで、どういったデータを収集・活用するべきかという方向性が見えてくるかと思います。	観光においても、デジタル技術を活用した展開が重要であると認識しています。事業者へのデジタル化の支援については、他の関係部署とも連携する必要があるため、事業者のニーズを把握しながら研究してまいります。自動運転やドローンの活用については、非常に先進的な取組であるため、現時点では、既存の観光回遊バスやレンタサイクルのさらなる活用促進を図りながら、市内を回遊しやすくなる工夫を、関係団体と連携して進めてまいります。	観光課		●		
168	4-2	P62	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	別所	成果目標の3（総合防災訓練及び地域防災訓練の参加者数）、4（防災教室の参加者数）を目標とする場合、その結果をみることも必要ですが、参考データとして参考者アンケートを実施し、参加による意識向上が図られたかどうかを観察することも含めていただければと思います。	防災訓練教室に関するアンケートの実施についてのご意見をいただきました。参考者の意識向上を図るためにアンケートを実施するというご提案は、確かにその通りだと思います。現状では実施できていないのですが、今後どういった形で可能になるのか検討を進めていきたいと考えております。	防災対策課			●	
169	4-25	P62	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	宮本	現状と課題の部分の一番最後に、「危機管理体制の整備に必要な各種計画について、適宜見直しを実施していく」と記載されています。その下には関連する個別計画がいくつか挙げられているのですが、その中で、いわゆる第1期計画期間中、または10年度までに見直しを予定している計画がどれに該当するのかについて教えていただけますでしょうか。	各種計画の見直しの中で、個別計画について令和10年までに見直す予定の計画というお話をございました。これに関して、小田原市地域防災計画については令和8年の6月から7月に改正をする予定です。この計画は2年に1回、定期的に見直しを行っているものです。現時点で確実に改正すると申し上げられるのは、他に小田原市災害時トイレ確保計画と災害時備蓄計画です。これらについては現在、見直し作業を進めているところです。 【建築指導課補足】その中に記載されている小田原市の耐震改修促進計画に関する部分についてお話しをいたします。この計画については、耐震改修促進法に基づく国の基本方針が今年の7月に改定されました。その改定を受けて、現在改定作業を進めております。具体的には、今年度末もしくは来年度の4月頃を目標に改定を実施したいと考えており、現在そのための作業を進行中です。	防災対策課・建築指導課			●	
170	4-26	P62	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	宮本	成果目標の一一番下、5のところについてですが、市と自治体の事業所との3者協定締結を単年度ごとに着実に3件ずつ増やしていくことを目指しています。ただし、目標の方向性が「維持」という表現になっているため、例えば累計で増加を示す形にするなど、より具体的な見せ方があっても良いのではないかと思います。例えば、1期計画中に締結件数の具体的な目標を提示する形にすることで、成果の方向性や達成目標がより明確になるのではないかという意見です。	3者協定の締結数を維持ではなく増加にすることについてですが、目標として累計数を設定するという方針で進めている状況です。おっしゃることは確かにその通りだと思います。しかしながら、自治体が自治会側の求める要望と、企業側が提供可能な役務とのマッチングが難しい状況があり、その調整に時間がかかるというのが現状です。そのため、現実的な目標として、毎年3件を目指して努力するという姿勢を持ち、現段階では「維持」という表現になっているものと認識しています。	防災対策課			●	
171	4-33	P62	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	山本	自治会と事業所の3者協定についての内容です。どの団体が主導権を持ってまとめていくかという点に関しては非常に苦労されていることがあります。商工会議所としても、事業所を取りまとめて立場から連携を進めていきたいと考えております。現在、毎年3件ずつ進めている状況であり、令和10年には継続して3件という形で進める計画があるようです。この取組の進捗としてKPIはそれかもしれませんか、地域を安全に確立されることが目指されているようですが、その際、令和10年度において充足率がどの程度になるかを具体的に把握し、既存分の協定に加えて新たな協定を結ぶことで最終的にすべてを網羅するという目標を持たれているのでしょうか。	令和10年までのカバー率や充足率についてですが、正直申し上げて、現状では令和7年度の取組があまりうまく進んでいない状況です。そのため、令和10年度に目標を達成できるかどうかを現時点で明確に申し上げるのは難しいところです。ただし、商工会議所では毎年企業にアンケートを実施しており、災害時に提供可能な役務やお手伝いがどのようなものかを把握し、それを進めていただいている。この点を自治会との間でしっかりと話し合いを進め、何とかして連合自治会26連合のいずれかの自治会が協定を結ぶ形に持っていくことを考えております。しかし、残念ながら令和7年度の取組状況が現状では芳しくないため、令和10年度までに必ず達成できると断言するのは難しいです。そのため、商工会議所との連携方法について再度相談しながら進めていきたいと考えています	防災対策課			●	

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
172	4-34	P62	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	山本	((CN4-33の意見後段)居住者のいない地域を除き、すべてのエリアで協定が結ばれることが理想という考えで進めているようですが、そのようなグランドデザインを描きつつ、現在はまだ充足率が低い状態であるため、毎月・毎年年の進捗状況を確認しながら、今後の時点での程度の充足が達成されるのかを具体的に把握していただきたいたと考えております。どうか計画的かつ着実な取り組みを進めなければと思ひます。	CN4-33の回答と同じです。	防災対策課			●	
173	4-39	P62	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	有賀	防災教室についてお聞きしたいのですが、本日の資料4の中に記載されているKPI一覧の16ページのNo94に防災教室の参加者数が掲げられております。基準値は、899人となっており、1回当たりの参加者数は約50人とされています。これを年間に換算すると、大体58回程度の開催となるかと思います。毎月の実施回数としては、4～5回開催されているということになりますが、防災教室の対象となる方々や具体的な開催の仕方について、少し詳しくお聞かせいただければと思います。	対象については、自治会単位や学校、事業所単位などを基本としていますが、特にこの単位でないといけないというわけではありません。防災対策課へご相談いただければ、ある程度の人数が集まっている場合、防災部の職員が現地へ伺い、その場でご説明を行う仕組みになっています。また、お住まいの地域がある程度まとまっている状況であれば、その地域の特性やハザードに応じた内容を題材として選び、ご説明することも可能です。地域の状況に適した情報を提供するよう努めております。開催方法については、基本的には防災対策課に「やって欲しい」との依頼をいただければ、その都度、可能な限り依頼された方のご都合に合わせて職員が向いて対応するという形を取っています。	防災対策課	●			
174	4-3	P63	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	別所	防災については、ハード面（インフラ面）での対応をソフト面の両面の対応が必要ですが、詳細施策の2301（災害被害軽減化の推進）と2302（災害時即応体制の強化）はそのうちハード面での対応を進めることが主要な内容となっており、これらについて予算立てを含めて進めて頂けるものと考えています。一方、ソフト面は住民の方々の防災意識の向上を基盤とするため、防災意識の向上が何よりも鍵となると考えています。詳細施策の2303はその点についての取組を掲げていますが、防災講演会の開催、防災リーダー研修会の開催は、その方法や内容が肝となるものであり、そこに触れておく必要があると考えています。デジタル化も関連しますが、現在のVR（バーチャルリアリティ）技術を用いた防災訓練（実際の被害発生状況や避難経路の適敵を可視的に把握することができるもの）などで災害に対する危機意識を高め防災の必要性を強く実感してもらうこと等、アプローチ方法を工夫していくことが内容として盛り込んでいく方がいいかでしょうか。特に、デジタルツインの作成に要する費用や時間が従来に比べると著しく下がっており、まちづくりにおけるシミュレーションなどにもVRの活用は極めて有益であるため、VR活用を組み込むことは有用だと考えます。防災ナビの利用やハザードマップの活用など住民の方々の意識に依存しているため、その点を重視いただければと思います。詳細施策2304についても同様にVRシミュレーションをベースに整備を考えていってはいかがでしょうか。	次に、VRを活用した防災訓練についてのご提案がございました。災害に対する危機意識を高めるための新たなアプローチとして、VRを導入することの可能性を検討するという内容です。しかしながら、VRの導入に関しては、その費用が問題になると考えております。導入費用をはじめ、他の防災対策、例えばハード整備や備蓄などにも費用がかかるため、それらの事業とのバランスや効果を慎重に見極めていく必要があります。そのため、VRの活用については検討は進めるものの、他の事業とのバランスも踏まえた上で判断していくかと考えております。	防災対策課			●	
175	4-27	P63	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	宮本	詳細施策2301における災害被害軽減化の推進の中では、主な取組の一つとして「ブロック塀の撤去促進」という項目が含まれております。この件についても、以前にも私からご質問をさせていただいたことがあります。その際には「ブロック塀の危険箇所の件数については把握していない」というご回答をいただいております。大阪において過去にブロック塀が倒れて児童が死亡してしまうという痛ましい事故が発生したことから、「ブロック塀の撤去促進」が重要な取組として図られているのではないかと考えております。例えば、通学路における危険箇所がどれほど存在しているのかを調査し、これらの危険箇所を減らしていくといった目標の立て方も、施策を進める上で有効なのではないかと思います。この点については、私自身の感想となりますが、そのような方向性も検討の余地があるのではないかと考えております。	ブロック塀につきましては、正直申し上げますと、大規模な危険ブロック塀については、時間と費用の関係から調査が進められていない状況です。ただし、現在も小田原市内の通学路や市道沿いのブロック塀に關しては、危険なもののが多數存在している状況です。そのため、毎年一定の需要があることを踏まえまして、今後もしっかりと対応を進めていきたいと考えております。	防災対策課			●	
176	4-28	P63	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	宮本	詳細施策の2302には「マンホールトイレの整備を図っていく」ということが記載しております。この点について少し質問をさせていただきたいのですが、マンホールトイレに関しては広域避難所などで整備が進められているということは承知しております。ただし、例えはそれ以外の場所、例えば公園などに設置されている「トイレベンチ」というものについていかがでしょうか。通常はベンチとして利用されるものが、いざという時はトイレとして使用できるような仕組みです。私の住んでいる市町村ではどのようなもののが設置されているのですが、そのような設備を整備する予定はありますか。もしそのような予定があるのであれば、このような設備の設置を主な取組として進めていくのも良いのではないかと考えています。	防災部としては現時点でトイレベンチを設置するという考えを持っておりません。マンホールトイレ以外の災害時に使用するトイレについては、国やその他の機関から提供されるブッシュ型の支援による仮設トイレの活用を検討しているほか、震災工事が進んだ学校施設内のトイレに携帯トイレを使用することで対応する予定です。また、自動ラップ式トイレのようにフィルム内で用を足した後、それを熟処理するというタイプのものも存在しており、こうした方法を活用することで災害時の対応を進めていきたいと考えております。	防災対策課			●	
177	4-31	P63	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	久田	近年では自治会そのものに参加されないご家庭が増えている状況が見受けられることや、高齢化の問題が非常に深刻であると感じております。しかし、情報伝達の手段としてのデジタル化の推進が基本となってくるのではないかと考えております。その一方で、詳細施策についてですが、あまりその点に対して具体的な取組が見えてこないように感じました。そこで、具体的にどのようなことに取り組んでいく予定なのかについてお聞きしたいと思っております。	自治会に加入していない世帯が増加しているため、災害時の情報発信手段やデジタル化に関する具体的な施策について考えているのではないかという趣旨だと思います。災害時の情報発信ツールとしては、「小田原防災ナビ」というスマートフォン向けアプリがあります。このアプリを多くの方にダウンロードしてもらえるよう、力を入れております。デジタルの観点では、このアプリが主な取組となっています。現在のダウンロード数は約2万9,000件弱ですが、今後はさらに若年層、特に高校生以下の世代に訴求していくよう、若い世代が集まるイベントなどを通じて、周知啓発を行っていく考えです。また、デジタルツール以外にも、エリックメールの活用を行っています。エリックメールは携帯電話キャリアを通じて、災害情報をエリック内の人々に強制的に送る仕組みです。このほか、防災行政無線を利用して情報発信をしたり、デジタルツールと併用して対応していく方針を持っています。	防災対策課			●	

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
178	4-35	P63	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	益田	2303地域防災力、特に自主防災組織についてですが、この組織は現在ほどんど自治会と紐づいており、自治会が中心となって活動を行っている状況です。また、防犯灯に関する問題で、問題が発生した際は市に報告するという体制が取られています。私の自治会でも最近、同様の話を取り上げました。小田原市では自治会が解散した例もあり、今後3年間の間に自治会が解散するケースがさらに増えてくることが予想されています。どれほどの数になるかは分かりませんが、既にいくつか解散例が出ているため、これが今後の傾向となる可能性が高いと考えています。このように自治会が解消する中で、自主防災組織や防犯灯管理を自治会に依存する体制を維持することは難しい状況になってくると懸念しています。自治会がない地域において、誰がこれらの責任を担うのかという課題が浮上するでしょう。そのため、行政がこの問題にどのように関わっていくか、解散した自治会に代わる体制をどのように構築していくかを今後3年間のうちに具体的に検討していく必要があると思います。そのためにも、こうした視点を含めた文言を検討することが重要だと考え、意見を述べさせていただきました。	確かに自主防災組織を中心に防災対策を行っている状況において、自主防災組織と自治会がほぼイコールの関係になっている現状がございます。ですので、仮に自治会が解散した場合には、防災部として、小田原市の防災対策を進めることが非常に難しくなるということは認識しております。現時点では、その状況に対する具体的な対応策について明確な答えを示すことができず申し訳ございません。自治会が解散した場合にどのような形で対応していくべきかという点については、今後の課題として検討を進めていく必要があると考えております。しかし、現時点では「このように進めていきます」と明確なご回答を差し上げることができず、引き続き検討を進め、課題解決に努めてまいります。	防災対策課		●		
179	4-36	P63	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	益田	本当に命に関わるような状況で、もし今すぐ何かが起きたときに、解散した自治会はどうなるのかという問題があります。現状では、明日にでもそうした状態が起きる可能性があるため、そこにいてしっかりと考える必要があります。現在、自治会のない地域があるということで、すべてが自治会に任せられているという状況ではなくたのです。この点についてきちんと考えていかなければなりません。3年間が経過した現在の状況を踏まえ、今回この問題を議論として取り入れておく必要があるのではないかと考えます。地域からの声として、本当に切実なものです。例えば、防犯灯一つを取り上げてみても、その重要性は明確です。したがって、市としてこの問題をしっかりと課題として捉え、対応していただきたいと強く思います。	自治会は、住民が地域で安全・安心に生活するために、環境美化や交通安全や防犯などの多岐にわたる活動を、各地域の実情に応じて行っている地域に欠かせない団体です。特に災害時には、地域住民が互いに助け合う「共助」が非常に重要であり、自治会は地域防災において大切な役割を担っています。自治会の負担軽減を図ると共に、担い手不足など自治会運営が厳しくなっている地域については、周辺地域と情報を共有し合併なども視野に入れながら協力をいただけるよう調整するなど、市内において、自治会の空白地域ができるようしっかりと支援していきます。	防災対策課・地域政策課		●		
180	4-37	P63	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	渡邊ちい子	施策23の3年間で取り組むことの3つ目の項目についての内容です。自主防災組織に対する補助金を活用して防災資機材の整備を進めているという記述があります。しかし、この自主防災組織が資機材だけでなく、さまざまな備蓄品を準備する際に補助金が使いにくいという話を周囲から聞いております。一方で、2302の市の備蓄計画ではそういう面の対応が含まれている部分もあるのですが、自主防災組織でも現在いろいろな取り組みを検討し、進めようとしている状況です。このような状況に鑑みて、柔軟な対応ができるように検討を進めていただければ良いのではないかと感じております。	災害対策の基礎となる「自助、共助、公助」のうち、自主防災組織が担う「共助」の活動を支援することを目的とした本補助制度につきましては、補助金が有効的かつ、継続的に使用できる資機材等の購入に活用されるよう、防災的にそぐわない物品や、使用期限が限られている消耗品類については対象外としています。しかしながら、自主防災組織による積極的な取組を支援するためにも、地域からの要望が高いものにつきましては、補助対象の拡充について検討してまいりたいと考えています。	防災対策課		●		
181	4-38	P63	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	渡邊ちい子	(CN4-37的回答を踏まえ) 自主防災組織については、市が備蓄をしてくれているからそれで良いという考え方ではなく、さまざまな自主的な取組を進めようとして検討している状況であります。そのため、今後こうした取組を含めて、さらにご支援いただける形で対応していただけると、大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。	CN4-37の回答と同じです。	防災対策課		●		
182	4-41	P63	施策・詳細施策	施策23_防災・減災	総意	情報伝達の手段としてのデジタル化の推進が基本となる中で、詳細施策の中で防災に関するデジタル化の取組を記載すべき。	防災アプリや河川氾濫予測災害感知システム、データ連携基盤を活用した防災情報の一括配信など、デジタル技術の導入を進めて参りましたが、現在は、防災アプリの市民への普及や導入済みのシステムの運用方法の習熟に努めています。今後の新たなデジタル技術の導入につきましては、本市の課題整理と、それを解消する最新のデジタル技術のリリースなどに注視しながら検討をしてまいりたいと考えています。	防災対策課		●		
183	4-4	P64	施策・詳細施策	施策24_安全・安心	別所	成果目標の2（防犯カメラ補助件数）ですが、防犯カメラの犯罪の抑止効果に加えて現在の犯罪捜査に防犯カメラ映像が果たしている役割が大きいことを考えると目標の方向性として「維持」が良いのかどうか見直しても良いのではないかでしょうか。	防犯カメラの補助は、地域が設置をする際に、市がその設置費用の一部を補助する事業です。地域からの申請件数は毎年異なっていることから、計画の目標値は実績平均とし、今後も相応の補助を維持していきたいと考えています。また、本事業は、県補助金額を最大限活用する仕組みを整えておりますが、防犯カメラの価格帯は廉価なものから高価なものまで幅広いことから、調整した予算の範囲内で実質的に地域要望に対応できているという認識もございます。今後の目標値をどのように判断していくかについては、地域要望の状況や財政状況を見極めながら検討してまいりたいと存じます。	地域安全課		●		
184	4-29	P64	施策・詳細施策	施策24_安全・安心	宮本	目標のところに「防犯灯の新設」と記載されており、直近3年間の平均として「54灯」という数字が示されています。この点について質問をさせていただきたいのですが、目標の方向性として具体的にどのように捉えればよいのでしょうか。毎年「54灯」を新設するという解釈でよいのか、あるいは更新も含まれるのかどうかを確認したいと思います。特に、かなり数が多いことから更新も含めての数字なのかどうかについて、お伺いしたいです。	54灯という数字はあくまで新設のものであり、既存のものの更新は含まれておりません。	地域安全課	●			

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
185	4-30	P64	施策・詳細施策	施策24_安全・安心	宮本	「防犯カメラ」の補助件数についてもお聞きしたいのですが、こちらは直近5年間の平均を取って「4件」ということが記載されています。防犯カメラの設置に関しては、国の方でも昨年補正予算を通じてかなり重点的に予算を組み、全国の市町村に対して防犯カメラの設置を促進するよう要望するという経緯がありました。この背景から、近年では防犯カメラの設置数が増えているのではないかと考えております。配付されている意見の中にも触れられましたが、防犯カメラの必要性が高まっている現状を踏まえると、これまでの実績をもとにした5年間の平均値という目標設定で十分なのかどうかについては議論が必要ではないかと思います。特に、直近の補助件数に基づいて目標を設定することで、実情により合った計画になるのではないかと考えます。その点について再検討いただく必要があるのではないかと思いました。	防犯カメラの有効性についてはさまざまな場面で言及されておりますが、当市では、地域が防犯カメラを設置する際にその費用の一部を補助しております。地域からの申請件数は毎年異なっていることから、計画の目標値は実績平均とし、今後も相応の補助を維持していきたいと考えるものです。また、本事業は県補助金と市補助金を組み合わせて実施しており、これまでその予算の範囲内で、地域が必要とする防犯カメラの仕様や件数に柔軟に対応してまいりました。引き続き、できる限り地域要望に添つ形で進めていきたいと考えておりますが、今後の目標値をどのように判断していくかについては、地域要望の状況や財政状況を見極めながら検討してまいりたいと存じます。	地域安全課		●		
186	4-32	P64	施策・詳細施策	施策24_安全・安心	久田	自転車に関する対応についてですが、放置自転車が増加している状況が見受けられます。コロナ禍が終わり、出勤される方が増える中で、小田原駅周辺で自転車を停めるスペースが不足しているという課題があるのではないかと感じています。この問題に対してどのようにお考えで、どのような取り組みを進められているのかをお伺いしたいです。	小田原駅周辺の自転車駐車場は、現在、西口と東口の両方に設置されており、それぞれ市が指定管理で運営を委託しているもの、賃貸借方式で事業協会が運営しているものとなっています。このうち東口駐車場の稼働率は、現在、定期利用は約80%、時利用は約70%となっており、空車がある状態です。また、周辺にはUMEICOなど民間が運営している駐輪場もございます。このような現状を踏まえますと、コロナ禍以降、放置自転車の台数が増えているものの、自転車駐車場が不足しているために自転車が溢れている、という状態にはなっていないと認識しております。今後とも、放置自転車に対する警告・撤去や自転車駐車場の利用を促すための周知に努めてまいります。	地域安全課		●		
187	4-40	P64	施策・詳細施策	施策24_安全・安心	総意	防災防犯カメラの補助件数についての内容です。補助件数と台数をイコールとする考え方ですが、目標値として設定されている「4件」が少ないのでないのではないか。地域との要望の要請もあるけれども、目標を増すことも考えられるのではないか。	地域の防犯意識の向上に向けて、市は情報発信や地域要望に応じた事業を重点的に実施しているところですが、毎年、地域で防犯カメラ設置を検討し、市に補助申請をされる件数は異なります。そこで、計画の目標値は実績平均とし、相応の補助を維持していきたいと考えるものであります。今後の目標値をどのように判断していくかについては、地域要望の状況や財政状況を見極めながら検討してまいりたいと存じます。	地域安全課		●		
188	4-5	P65	施策・詳細施策	施策24_安全・安心	別所	詳細施策2401について、特殊詐欺対策のハード面での対策としての迷惑電話防止機能付き電話の購入補助は有効だと思いますが、むしろ手口が変化する特殊詐欺については情報発信のみならず地域における啓発活動（金融機関の窓口での送金防止に限らず、近隣の方による注意喚起等による防犯のためのもの）を行うといったことも必要ではないでしょうか。	特殊詐欺に関する啓発活動については、迷惑電話防止機能付き電話機の購入費補助だけに留まらず、地域の方々に注意喚起を行う啓発活動が非常に重要であると考えております。そのため、現時点でも詳細施策の中に記載しておりますように、小田原地域防犯協会など、自治会から推薦を受けた防犯指導員の方々が所属する団体などと連携を図りながら、地域との繋がりを活かして啓発キャンペーンや広報活動を行っているところです。	地域安全課		●		
189	4-6	P65	施策・詳細施策	施策24_安全・安心	別所	詳細施策2402については自転車に限らず、現在普及してきている種々のマイクロモビリティ（電動キックスクーターや無登録の電動自転車等）の対応を視野に入れて項目を追加することを検討されてはいかがでしょうか。	詳細施策2402では、3年間で取り組む内容の中で「自転車等」という表現を使用しており、自転車以外の対応すべきものについても「等」に含まれるという意図で記載しております。現時点において、放置車両としてマイクロモビリティを回収した事例はなかったため、項目として特出したままには至らないとの認識を持っております。しかしながら、このような視点は非常に重要なと認識しており、今後の事業を進める中でこうした視点も含めて取り組んで取り組んでまいりたいと考えております。	地域安全課		●		
190	4-7	P65	施策・詳細施策	施策24_安全・安心	別所	詳細施策2403については、消費者センターを設置する場合、例えばオンラインショッピングモールの運営者や種々のオンライン決済事業者との意見交換や情報交換なしには何が起きているのかを把握することができないため、協議会を設置していくことも含めて頂けないでしょうか。また、重要な視点は、犯罪者による行為と一般的の事業者による行為を峻別して対応策を考えなければならないということであり、啓発を行なっていく際に詳細施策2401に関連する啓発と純粋な消費者対策を区別して、より消費者にわかり易い発信をしていくということに努めていただきたいと考えています。	消費者問題について、オンラインショッピングモール運営者やオンライン決済事業者との意見交換や情報共有を通じて、実態把握や適切な対策を検討していく必要はあると考えておりますが、全国的な課題であることから、市町村が直接的な役割を担うというよりも、国や県などが協議会等の設置の検討も含め広域的な視点で取り組むべき内容と捉えております。また、現在、犯罪被害防止の啓発と消費者教育・啓発は、それぞれ別の事業として取り組んでおりますが、引き続き、消費者にわかりやすい発信に努めます。なお、市民の方々から見ると、いずれもお金の問題という点では共通しているため、悩みを抱えて消費生活センターへ相談に来られる方に対しては、その相談内容を丁寧に聞き取り、警察につなぐべきなのか、あるいは消費生活センターで対応すべき話なのかを慎重に判断し、適切な対応をしてまいりたいと考えております。	地域安全課		●		
191	4-8	P66	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	別所	成果目標の3（路線バスの路線数）ですが、3年後の令和10年度の目標数としては理解できますが、将来的に路線数をどのようにしていくのかという設計をしておくことの方が重要ではないでしょうか。利用者数減少や運転士不足により路線バスは大幅な減便、廃止が複数回行われているということですので、短期的には現状の路線数を確保できたとしても中長期的に確保できるかどうか、あるいは確保の必要を認めるかどうかが課題となってきます。そこで、今回の計画では路線数維持を掲げつつ、詳細施策2504では、将来の路線数のあり方の検討というものを取り組みとして掲げておくのはどうでしょうか。	本市の地域公共交通計画（計画期間：～令和15年度（2033年度））において、集約型都市構造の実現には期間を要すことから、当面は鉄道・路線バスなど既存の公共交通の維持・確保を基本としており、指標は利用者が多く利便性の高い路線や、地域の重要な移動手段として維持していく必要がある路線です。将来的にバス事業者から減便・路線廃止について出があった際には、路線ごとに利用状況や地域の実情を踏まえ、代替案も含め路線維持の必要性について検討していく考えです。	地域交通課		●		

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
192	4-9	P66	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	別所	詳細施策2501から2503については是非、VRの活用を検討ください。	都市計画・まちづくりの分野でVRを有効活用するには、都市の3Dモデル化が必要であり、国土交通省が推進している都市空間情報デジタル基盤構築支援事業（PLATEAU補助制度）を活用し、『Project PLATEAU』の一環として3D都市モデルを構築することによって、都市計画・まちづくりのみならず、防災、防犯、観光、物流あるいは環境などの多岐の分野で様々なシミュレーションが可能となります。これらの導入にあたっては財政的な負担や関係各課間での十分な調整が必要となります。	都市計画課		●		
193	4-10	P66	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	別所	詳細施策2504については上述した通り将来の路線数のあり方の検討を取り組みに追加できるかどうか検討ください。また、A I オンデマンド交通・自動運転技術の実証については令和10年度までという時間軸に照らすと、実証で止まっているスピードでは遅いため、部分的でも良いので、A I オンデマンド交通か自動運転の運用開始というのを掲げてはどうでしょうか。	A I オンデマンド交通は、公共交通不便地域での移動支援策の1つである、タクシー・路線バス共通助成券おだチケに代わる次の実証実験として、令和8年度中の実証運行開始を目指し関係機関と調整を進めており、効果を検証し本格運行または次の実証実験への移行を具現めていく考えです。自動運転は、令和7年3月に県・本田技術研究所と締結した協定に基づき、令和12年度（2030年度）末を目標に技術実証実験を実施していくところであり、3者が協働して取り組んでいく考えです。	地域交通課		●		
194	4-11	P66	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	内山	KPI（成果目標）に◆施策25のKPI - 3路線バスの路線数の維持が挙げられていますが、現状維持を目標とする指標がKGIを伸ばすことにならうのでしょうか。人口減少、コンパクトシティを鑑みれば、現状維持は目標となり得るかもしれません。主要なKPIとして妥当でしょうか。詳細施策のほうで、おだタク・おだチケなどが、利便性の促進に貢献しうな取り組みとしてありますか、どちらは対象者が限定されるため主要KPIとしているといふことでしょうか。また、おだタク以外のコミュニティ・バスの導入も検討可能性があるのではないかでしょうか。	路線バスの路線数については、令和10年度に業務委託をせずに測定可能で、かつ、利用者の多い主要な路線の廃止は市民生活に影響があることから、主要な指標として設定したもの。指標は、主幹路線及び広域路線の合計としているが、サービス水準の維持・確保を目的とする主幹路線と、路線ごとのもの維持・確保を目的となる広域路線では、維持していく内容が異なることから、指標の設定について交通政策の専門家の意見も聞いて再検討します。 おだタク・おだチケやA I オンデマンド交通は、公共交通不便地域における移動支援策のひとつとして実証実験を重ね効果検証している段階であり、対象エリアや対象者など、事業の内容が変わるべきがあることから、指標として設定することが難しいと考えています。 コミュニティバスの導入の検討については、公共交通不便地域における移動支援策の1つの選択肢として認識しており、最長3年間程度を目途に実証するA I オンデマンド交通の次の実証実験の候補になると考えています。	地域交通課		●		
195	4-49	P66	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	総意	「目指す姿」に「市民が快適に暮らし、まちに愛着を持って住み続けたいと思っています」と記載があるが、将来像として「思っています」という表現が適切か違和感がある。	『市民が快適に暮らし、まちに愛着を持って住み続けたいと思っています』という表現は、第5次小田原市総合計画（平成23年度～令和3年度）策定時から、都市基盤に関する施策の目指す姿として使用してきました。第5次総合計画の策定前に実施された討議型ワークショップである『おだわらTRYフォーラム』においても、イベントを締めくくる最終テーマは『あなたは、どんな小田原であれば住み続けたいと思いますか？』であり、策定前から市民のみなさんの主觀を重視した議論が行われてきました。『住み続けたいと思っています』は、「現状や課題があり、理想的な状況はまだ完全には達成されていないが、それに向けて努力していく」という未来志向の意味を表しております。市民のみなさんに「一緒に良いまちづくりを目指そう」という共感を促しやすい表現であると考えたことから、過去の経験も尊重した上で今回の目指す姿として設定しました。	都市政策課		●		
196	4-50	P66	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	総意	「都市計画マスター プランの見直しを進めます」という記述が具体性に欠けており、何をどう見直すのかが分からぬ質問に対し、本実行計画が策定された段階でその内容に沿って進めるという回答があつたが、より具体的な方向性が分かるようある程度記載を充実させるべきではないか。	いただいたご意見を踏まえ、記載内容を再検討いたします。	都市政策課	●	◎		
197	4-45	P66, 67	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	宮本	都市基盤に関してですが、都市計画マスター プランの見直しは当然総合計画が上位計画となり、その計画に基づいて個別計画を見直していくといふ流れになると思います。しかし、現在のお話ですと、この上位計画を基に個別計画を見直していくといふ点において、なぜその見直しが必要であるのかという理由が少し見えづらいうふ感じました。また、現状と課題に関する部分では、5つのポイントを引用し、それをもとに見直しを進めるという形で結論づけるのが良いのかもしれません。そのため、もし可能であれば、その辺りについてもう少し具体的に記述を加えたほうが良いのではないかという印象を持ちました。 【出石会長補足】例えは「本実行計画を踏まえ、都市計画マスター プランを見直します」と記載した場合はどうなるでしょうか。どのような意味のこと是指しているのではないかでしょうか。この66ページに記載されている内容については、総合計画の中で本実行計画に基づいて見直すべき課題などが記載されていれば、それをもとに進めていくということになると思います。	いただいたご意見を踏まえ、記載内容を再検討いたします。	都市計画課		●	◎	
198	4-42	P67	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	宮本	詳細施策2501の3年間での取組の中に、小田原市都市計画マスター プランの見直しを進めることができています。また、立地適正化計画の評価分析を行うことも取組の中に含まれています。総合計画の策定時に、都市計画や都市マスター プランの見直しが行われることは理解しておりますが、この見直しが具体的にどの部分に焦点を当てているのかが少しつづらうと感じています。現状と課題の中に記載されている内容から読み取れる部分があるかもしれません。この3年間で取り組む内容を、もう少し具体的なイメージとして市民の方々にも共有する必要があるのではないかと思ひます。そのために、この書き方に工夫が必要ではないかと感じました。	現在の都市計画マスター プランは、第6次小田原市総合計画に基づいて、令和5年3月に改定しました。今回、第7次小田原市総合計画の策定に伴い、将来都市像やまちづくりの目標などを前総合計画から変更されているため、都市計画法の規定に基づき、上位計画に即して、都市計画マスター プランに掲げる将来都市像やまちづくりの目標などの見直しを予定しています。また、実行計画の内容を踏まえ、個別具体的な事業についても見直しを進める予定です。	都市計画課		●		

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
199	4-46	P67	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	久田	計画的な土地利用の促進や、地域資源を活用したまちづくりのところで、地域の公民館は非常に良いのではないかという認識を持っています。そのような既に保有している資産を活用していく取組が、ここに記載されている内容の中でどこかに含まれているかどうかについて、1点お聞きしたいと思います。	空き家については、詳細施策2601住環境の形成において記載しております。現状増加している空き家を住宅ストックとして捉え、市場流通を促進するため不動産事業者等と連携して空家等対策に取り組みます。	都市政策課		●		
200	4-48	P67	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	久田	公民館がたくさんありますが、地域と企業、また利用者が非常に限定されているという点が気になっております。そのため、もっと多くの地域の方々や企業の方々に利用していただくことができるようにして、まちづくりの一環として活用するという方法もあるのではないかと考えています。もしそうな取組が、アーバンデザインセンターで検討されているのであれば、それはそれで良いと思うのですが、現在その取組はあまり見られませんでした。そのため、公民館の利活用についてどのようにお考えであるか、ご質問させていただきたいと思います。	アーバンデザインセンターにつきましては、公共空地の利活用や地域住民の方々とともに、どのような利用方法が考えられるか、また、例えばその場所で収益事業を行うことが可能など、持続可能な活用方法を検討しているところです。公民館につきましては、自治会等が管理・運営をしておりますので、アーバンデザインセンター内で公民館の利活用をどこまで広げることができるかといった検討は、現時点では行っておりません。ただし、もし、管理者からアーバンデザインセンターに相談があれば、一緒に検討を進めていく可能性があると考えております。	都市政策課		●		
201	4-51	P67	施策・詳細施策	施策25_都市基盤	総意	詳細施策2504に於いて、民間事業者との協議について、民間にすべてを任せることではなく、市がすべてを請け負うという意味でもなく、民間事業者との連携や協議が必要であり、3年間の実行計画の中で具体的に取り組む内容として挙げてはどうか。	路線バスの維持確保やA.I.オンデマンド交通・自動運転技術の実証については、交通事業者や近隣市町と連携して取り組んでいく必要があるため、3年間で取組むことの1項目目に「交通事業者や近隣市町と連携して取組む」ことを記録します。	地域交通課	●	◎		
202	4-12	P68	施策・詳細施策	施策26_生活空間	別所	成果目標ですが、詳細施策2602の主な取組として「無電柱化の推進」が掲げられていますので、景観だけではなく防災という観点からも重要な対策であることに照らして、成果目標の中に何kmに渡って無電柱化を行うのかという項目を追加することを検討いただけないでしょうか。	無電柱化の一般的な整備としては、地中に埋設されている占用物件（水道・ガス管など）の移設から始まり、電線共同溝の管路部・特殊部の設置、沿線への連系管・引込管の設置、電柱の抜柱、整備した電線共同溝への電気・通信線の入線、道路の復旧・整備に至るまで、1路線の整備を終えるのに概ね10年程度を要しており、今後の社会経済情勢や道路を取り巻く環境などを踏まえると成果目標を定めることは難しいと考えています。 ※参考：市の取り組み状況 現在は、市道2189（銀座通り）の銀座通り交差点から本町二丁目交差点までの約170m区間において、令和元年度から整備を進めており、令和10年度に完了する見込みとなっています。その後は、国道1号大手前交差点までの約180m区間を整備する予定であり、完了までには更に10年程度を要する見込みとなっています。今後については、現在整備している市道2189（銀座通り）の事業進捗を見極めながら、次期整備路線について検討を進めています。	国県事業推進課 道水路整備課		●		
203	4-13	P68	施策・詳細施策	施策26_生活空間	内山	◆施策26のKPI-4市民生活道路改良事業による整備延長について、R7年度実績を基準としたとのことでしたが、「75m」の妥当性がわかりにくいので、教えてください。	75メートルの妥当性という点につきましては、本市の道路環境や道路整備を取り巻く状況に関して、近年の厳しい経済情勢に加えて、施設の老朽化による維持管理経費が増加傾向にあるため、多額の事業費を必要とする新設改良事業を抑制せざるを得ない状況となっております。こうした状況の中で、児童生徒の通学路となっている路線を中心的に優先的に整備する路線を選定し、整備を進めているところです。また、市全体予算の枠組みにおいて、予算や事業規模等を踏まえますと、当該指標について直近の実績である75メートルを目標とすることは妥当であると考えております。	道水路整備課	●			
204	4-15	P68	施策・詳細施策	施策26_生活空間	内山	②「暮らしやすく快適に住み続けることができるまち」とKGI指標41まちなか、公園川沿い等で心地よく歩ける場所がある市民の割合について ◆施策26のKPI-5にわんぱくらんど等の利用者数が挙げられていますが、身近な公園（住区基幹公園）が整備されるほうが、よりKGIにつながるという見方もあるかと思います。その点いかがでしょうか。身近な公園に関する利用者の意見などを聴取し、整備計画を策定して取り組んでおられるのでしょうか。	市内におきましては地域によって多少のばらつきがありますが、身近な公園を「街区公園」と呼んでおり、現在142ヶ所ございます。新規の公園整備につきましては、なかなか進めることが難しい状況がございますが、既存の公園については、「誰もが遊べる公園」そして「魅力ある公園」を目指し、令和4年度から街区公園の再整備を進めております。この再整備事業では、ワーキンググループ形式で実際に利用されている方々のご意見を伺なから進めており、現在までに2ヶ所の公園を整備した状況です。また、その他の街区公園についても既存の遊具等の老朽化が進んでいるため、順次更新を行なながら、地域の方々にとって安心して利用できる、さらに魅力的な公園となるよう整備を進めております。今後も地域の皆さんに親しまれる公園づくりに努めてまいります。	みどり公園課		●		
205	4-43	P68	施策・詳細施策	施策26_生活空間	宮本	成果目標の3番において、道路幹線や幹線道路等の整備推進に関する国や県への要望件数という項目がKPIとして設定されていることについて、少し違和感を抱いております。もちろん、要望を行うことは非常に大切だとは思います。しかしながら、この件数自体をKPIとして設定する理由や背景について、もし具体的な説明があれば教えていただければと思います。	国道、県道等幹線道路等のインフラ整備につきましては、大きく分けて調査・設計、用地取得、工事の3段階あり、そのうち用地取得の工程が予算的にも時間的にも大きな割合を占めています。この用地取得においては、地権者との協議が必須であり、地権者との信頼関係を丁寧に築いていくことが何より大切です。工事の工程においても、近隣住民や関係者等のさうに多くの方に理解を深めていただくための丁寧な説明等が欠かせません。市としても、国や県と連携し地元調整等に銳意取り組んでおりますが、市の考えだけで限られた期間内に一定の進歩をKPIとして設定することはなじまないと考えます。10年以上を要する幹線道路等の整備事業においては、長期に渡る切れ目ない安定的な予算確保が必要不可欠です。事業を実施する国や県へ継続的に要望をしていくことが本市のインフラ整備の推進に貢献する重要な活動であると考えることから、要望活動の件数をKPIとして設定し、市として継続的に実施しようとするものです。	国県事業推進課		●		
206	4-47	P68	施策・詳細施策	施策26_生活空間	久田	成果目標の5、具体的には「わんぱくらんど」などの利用者数を目標値として増加させていくと記載しております。しかしながら、施策の中で具体的にどのような方法を用いて利用者数の増加を図るのかが明確でないように感じましたので、その点についてどのようにお考えなのかをお伺いしたいです。	わんぱくらんど、フランガーデンは指定管理者が管理運営をしており、詳細施策2604には指定管理者と連携して利用促進を図るという内容を記載しています。わんぱくらんどでは、猛暑の影響による利用者数の減少や市内利用者が少ないこと、フランガーデンでは若者の利用者が少ないなどの課題があります。そのため、指定管理者と連携し、魅力あるイベントなどの開催や、利用者ののみでなく地域住民や子育て世代などの要望の把握、広報・宣伝活動においてはこれまで以上に様々な媒体を効果的に活用して情報発信を行うことで利用者増加を図っていきたいと考えております。	みどり公園課		●		

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
207	4-14	P69	施策・詳細施策	施策26_生活空間	内山	詳細施策2603が生活道路の整備と維持管理であります、「計画的な修繕」とあるものの、生活道路の整備計画を確認できません(「小田原市道路施設修繕計画」)は確認できましたが、「小田原市道路整備計画」(R4-)にはアクセスできませんでした。計画を示して、市民が改善にむけて期待や見通しを持ってるようにしていくことが、KGIにつながるのではないでしょうか。	本市の道路整備事業については、都市計画道路をはじめとした幹線市道整備や生活道路における歩道設置・交差点改良などのほか、踏切改良や無電柱化等、実施すべき事業が山積しているものの、厳しい社会経済情勢により、十分な対応ができない状況です。また、各事業の関連性は希薄で、全体像を示す指標がなかったことから、「小田原市道路整備計画」については、限られた予算の中で、今後概ね10年間において優先的に取り組むべき路線を整理し、市内部の計画として作成したものであり、今回お示している総合計画(詳細施策)とも整合を取りっています。	道水路整備課			●	
208	3-10	P7	-	-	内山	評価方法(第3回会議資料6-p.7)については案③を支持する。 …3年間の計画の中で、計画に修正や柔軟な変更が必要な場合も想定されることから、年度ごとに内部評価結果や市民アンケートを踏まえ、進捗を確認しておくことは有効と考える。	-	企画政策課		●		
209	4-16	P70	施策・詳細施策	施策27_上下水道	別所	成果目標、詳細施策に関しての意見はありませんが、人口減少の進行等によって料金収入が減少していくことは避けられない事実であり、長期的に見れば、仮に上下水道管理を民間に委ねたとしても現状の上下水道網をそのまま維持できると考えることはできない状況にあります。そのため、道路や交通網と同様に、どこまで維持が可能かということを考え始めていく時期ではないかと思います。ただ、上下水道については道路とは異なり、オフグリッドでの対応が技術的には可能となっていますので、どこまでを維持し、どこからおオフグリッド化していくのかという観点で検討されていくことはいかがでしょうか。	上下水道における下水道整備の現状について、平成28年4月から県の酒匂川流域下水道に編入されており、こちらで処理が行われております。 下水道整備の計画区域につきましては、市街化区域と同程度の2,888.8ヘクタールを区域設定し、順次、未普及区域の解消に努めており、緊急輸送路下や広域避難所の排水を受ける重要な管渠の耐震化を進めています。 また、水道につきましても、給水区域内の配水管に対して可能な限りをダウンサイジングすることや、28の施設の規模を適正化などに取り組んでいることから、現段階においては、上下水道ともにオフグリッド化については、考えておりません。	水道整備課・下水道整備課			●	
210	4-44	P70	施策・詳細施策	施策27_上下水道	宮本	自指す姿の中に、「川や海の水質が良好に保たれ、いつでも安心しておいしい水が飲むことができる」という表現があります。しかし、この「川や海の水質が良好に保たれる」という自指す姿を実現するための具体的な施策が、右側に記載されている詳細施策2701や2702の内容の中からは読み取ることができませんでした。この目標を達成するための具体的な施策について、もし記載がないのであれば、明確に記載することを検討したほうが良いのではないかと感じました。	詳細施策2701に「下水道の未普及区域の汚水管渠の整備を進めます。」と位置付けており、下水道が普及することにより「川や海の水質が良好に保たれる」と考えております。	水道整備課			●	
211	4-17	P72	施策・詳細施策	施策28_行政経営	別所	成果目標の2(ふるさと納税寄付受入額)ですが、小田原市のボテンシャルに照らして16億円という目標額はかなり小さいと思います。ふるさと納税制度そのもののは是非はあると思いますが、現行の制度として認められているものですので、かなり積極的に取り組んでも良いのではないかと思います。	総務省の制度改革や激化する自治体間競争の影響を鑑みると、寄付受入額を大幅に引き上げることは容易ではないと考えています。しかし、本市が有する豊かな地域資源や潜在的な魅力を最大限に活用し、効果的に行動することで、更なる寄附額の増加につながると考えています。近年の寄附実績(約10億円→11億円)を踏まえながらも、大規模な制度改革があつた平成29年度以降最大となる16億円を目指し積極的に取り組んでいます。	企画政策課			●	
212	4-19	P72	施策・詳細施策	施策28_行政経営	別所	4(女性職員の管理監督者への昇任希望率)については管理監督者の割合を使わなかつた理由を教えていただけないでしょうか。また、対照できるように現状の男性職員の管理監督者への昇任希望率も教えていただけないでしょうか。それらを踏まえて、考えるのが適切ではないかと思います。	実際に職員の昇任希望がないにもかかわらず、登用率の目標値を達成させるためだけに管理職に登用した場合、本人にも組織にも必ずしも望ましい結果を及ぼさない可能性があります。そこで、まずは女性職員が昇任を前向きに捉えることができる組織環境作りが必要であると考えています。現在、管理職昇任に際して職員が抱く不安を取り除くため、職員課ではさまざまな取組を進めていますが、女性管理職の割合が横ばいでいる点は課題であると認識しています。そのため、令和8年度に改定を予定している「特定事業主行動計画」において、登用率という評価基準を活用するかどうかについて、引き続き慎重に検討してまいります。令和6年度の昇任希望率は女性職員が71%、男性職員が76%です。	職員課			●	
213	4-52	P72	施策・詳細施策	施策28_行政経営	宮本	成果目標の4番目に連関する「女性職員の管理監督者への昇任希望率」について触たいと思います。この目標は前回の計画にも含まれていたかと思うのですが、この点をどのように捉えるべきについて考えています。最終的に実際の登用率が向上しないかなければ、この昇任希望率を成果指標とする意味が薄れてしまうのではないかと感じています。そのため、昇任希望率という指標が適切なのかどうかについて意見もいくつか出ているようですので、この点について議論を深められればと思います。	実際に職員の昇任希望がないにもかかわらず、登用率の目標値を達成させるためだけに管理職に登用した場合、本人にも組織にも必ずしも望ましい結果を及ぼさない可能性があります。そこで、まずは女性職員が昇任を前向きに捉えることができる組織環境作りが必要であると考えています。現在、管理職昇任に際して職員が抱く不安を取り除くため、職員課ではさまざまな取組を進めていますが、女性管理職の割合が横ばいでいる点は課題であると認識しています。そのため、令和8年度に改定を予定している「特定事業主行動計画」において、登用率という評価基準を活用するかどうかについて、引き続き慎重に検討してまいります。	職員課			●	

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
214	4-20	P73	施策・詳細施策	施策28_行政経営	別所	詳細施策2804の基本は、小田原市職員の組織開発だと考えています。組織開発という観点からは研修を実施するだけではなく、日々の業務を通じての組織開発（組織マネジメント）が重要ですので、民間企業で行われているような1on1を取り入れて体系的に整備をするということを考えてみてはどうでしょうか。	日々の業務を通じて組織開発を行うことや、そのために効果的な仕組みを取り入れるというご意見についてですが、市では階層別研修や課題別研修に加え、日々の業務を通じた研修、いわゆるOJTの重要性を認識しております。本市では、このOJTの一環として、新採用職員に指導者を選任して、指導・育成を行う「新採用職員職場研修」や、初めて異動する際、また係長に昇進する際など、キャリアの節目を迎える職員に対して「クロスマンターチーム」制度を導入しております。このような制度を活用しながら、職員の意識啓発や組織開発に努めたいと考えております。また、ご指摘の通り、民間企業や他自治体の先進的な取組を参考しながら、さらに取組の充実を図っていく所存です。	職員課		●		
215	4-53	P73	施策・詳細施策	施策28_行政経営	宮本	詳細施策の2803の主な取組についてですが、ここで一つ質問をさせていただきたいと思います。一番目に挙げられている「土地開発公社の経営支援」についてです。これについては、それぞれの市が当然、メリット・デメリットを判断されていることだと思います。引き続き小田原市として、土地開発公社を活用して土地の取得などに取り組んでいくお考えがあるのかどうか、こちらについてお聞きしたいです。	公社は主に先行取得を行うという重要な役割を担っております。ただし、現時点では具体的に土地を購入する予定はない状況です。小田原市の特殊性として、例えば文化財用地に関して、将来史跡指定を受けた予定がある土地を民間が開発する話がある場合、市が購入することができます。国の指定を受けることで用地取得費の補助を受け取ることが可能となります。ただし、国の指定を受けるまでには1年ほどかかることがあります。そのような場合に、公社が先行して土地を取得し、国の指定を受けた後に市が購入するという流れを踏むケースが、ここ数年続いている状況です。そのため、現時点では公社の存続が必要であると考えられております。	資産経営課	●			
216	4-54	P73	施策・詳細施策	施策28_行政経営	宮本	詳細施策の2804のところですが、案の中の2つ目のボツで「職員研修を通じて」と記載されている内容についてです。この部分については、正直申し上げて言いづらい点ではございますが、いろいろと過去の不祥事があった背景を踏まえると、このままの形で進めるご予定なのか、それとも何か少し補足や書き加えをされるご予定があるのかについて、お伺いしたいと思います。	職員による不祥事や事務ミスが見られ、市民の皆様からの信用を損なう行為が散見されている状況については、まさにその通りだと考えております。そのような状況を踏まえ、2ボツ目の内容には、コンプライアンスを意識した行動や、高い倫理感・使命感を持って取り組むことが記載されています。また、正確性を重視して仕事を遂行することについても触れております。これらは職員として当然取り組むべきことであると認識しておりますが、改めてその重要性を意識し、行動することを目標として掲げる形で記載したものです。	職員課	●			
217	4-56	P73	施策・詳細施策	施策28_行政経営	宮本	詳細施策2804のコンプライアンスを意識するという点については理解しました。また、文章の冒頭に「職員研修を通じて」という表現がありましたら、職員研修だけでなく、他にも取り組むべきことがあるのではないかと考えました。そのため、この「職員研修を通じて」という言葉を枕詞にして、「努めていく」という方向性で進めるのが良いのではないかという趣旨を申し上げました。	ご意見ありましたとおり、職員研修も含めて他の取り組みも進めていくべきと考えておりますので、「職場研修等を通じて、～」に表現を変更いたします。	職員課		●	◎	
218	4-58	P73	施策・詳細施策	施策28_行政経営	久田	行政の部署間での連携がDX推進と同様に大きな課題だと認識しております。この部署間の連携を促進するための具体的な施策にぜひ取り組んでいただけないか、という意見を申し上げたいと思います。	計画内での表現について検討します。	企画政策課		●	◎	
219	4-18	P73, P30	施策・詳細施策	施策28_行政経営、施策30_多様な主体とのまちづくり	別所	企業版ふるさと納税制度も期間が延長されたので他の自治体の例などを参考に力を入れはどうでしょうか。特に企業版ふるさと納税の人材派遣型など活用することで企業（民間）との取り組みも進むことが期待でき施策30_詳細施策3002（公民連携の推進と関係人口の創出）にもふるさと納税は貢献できると思います。	企業版ふるさと納税についてですが、少しこ入れが必要であると考えております。実際、県内で人材派遣型を活用している事例も見受けられますし、また企業側の副業に対する考え方が以前より緩和されており、前向きに検討される企業が増えている状況もございます。このような流れを踏まえ、今後さらに具体的な検討を行ってまいりたいと思います。	企画政策課		●		
220	4-59	—	施策・詳細施策	施策28_行政経営	総意	行政内の部署間連携が重要である。施策に盛り込むことが難しいのであれば、計画推進の前提として文言の追加を検討されたい。	計画内での表現について検討します。	企画政策課	●		◎	
221	4-21	P74	施策・詳細施策	施策29_デジタル化	別所	成果目標の2（電子申請システム取扱サービス数）については、電子申請システムを使って申請された申請数にするか、あるいは、申請数も目標に追加することを検討いただければと思います。行政機関側としては提供するサービス数が充実すればという観点だと思いますが、利用者側（住民）からすれば使いやすいシステムとなっているかどうかの方が重要です。オンラインで申請するよりも窓口に出かけてしまった方が便利というようなものではデジタル化は進みません。また、後述しますがユーバビリティテストを導入することも詳細施策の中では検討いただければと思います。	電子申請では、申請種別の数だけではなく申請件数も重要な指標になるのではないかとの意見と認識している。現在、国も「自治体窓口DX」や「自治体フロントヤード改革」などを推進しており、その先には来庁せず行政手続が完結することを目指している。そのため、指摘のあった申請件数の把握は従前から実施しておりますが、成果目標としては多数の行政手続のデジタル化の進捗を把握できるように「取扱サービス数」を基準としています。本市でも、成果目標を達成させることで来庁しなくても手続きが完了できるような環境の創出を目指していくたいと考えてる。 また、電子申請システムの利用のし易さの評価を行うことで、利用数増加に繋げるべく「ユーバビリティテストを行った方がいいのではないか」という意見と認識している。ユーバビリティテストは、対象の手続きに対してさまざまな方がアクセスし、その結果を基にアクセシビリティの向上を図る観点で実施されるものと考えている。成果目標で「取扱サービス数」を基準としており、様々な手続きフォームが作成できるように汎用性が高いシステムが、県の共同調達の仕組みを活用することで導入されるに至っている経緯もあるため、この観点を持ちながら申請しやすいフォームの作成に努めたいと考えている。	情報システム課		●		

## 総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
222	4-55	P74	施策・詳細施策	施策29_デジタル化	宮本	現状と課題について、基幹業務システムの標準化という記述がございます。この標準化は、全国的に各地でバラバラになっているシステムを統一していく動きの中での記載だと理解しております。ただ、この記載だけでは市民の方々にとって十分に分かりやすい内容となっているかどうかが少し気になりましたので、その点については一つ意見として述べさせていただければと思います。	システム標準化は市民に分かりにくい部分があり、結果、市民サービスにも影響が出るところもあります。令和7年11月4日(火)から順次、標準化した業務システムが稼働予定であり、令和7年10月号広報紙で一定情報提供したところです。今後も市民サービスに影響がある部分については、ホームページなどを活用しながら、情報発信に努めていきたいと考えています。	情報システム課		●		
223	4-57	P74	施策・詳細施策	施策29_デジタル化	久田	財政を確保するだけでなく、歳出を削減していく必要があると考えております。また、その際に行政のデジタル化による業務改善が非常に重要なポイントになると認識しております。成果目標の3番に「生成AIの利用職員数」を目標として掲げられていく点には、私も賛成です。しかしながら、この目標を達成するための具体的な施策がどのように説明されるのか、明確にわからなかつたため教えていただきたいと思っております。これが1点目の質問です。	本市での令和7年4月から生成AIの利用を開始し現時点で6ヶ月が経過したところであり、他自治体と同様で手探りで取り組んでいます。利用職員の増加のためには、まず、生成AIでどのようなことが出来るかを職員間で共有し、また、生成AIを取り巻く環境が刻々と変化していることも考慮しながら、その情報を共有できるようにしていくことが重要です。具体的には、生成AIを利用時のプロンプトとの関係性や、その利用から発生することが予想されるハラシネーションを抑える方法等、実際に生成AIを利用してもうることで職員の理解を深めていきたいと考えています。また新たな機能として検索拡張機能(RAG)なども活用し、本市が保有している情報も業務に利用できるように生成AIの環境を整備していきます。今後は、業務システムに生成AIが組み込まれ、それがどのように業務改善につながるのかや、AIエンジニア化されることでの便利性向上なども視野に入れ、情報収集に努めていきたと考えています。	情報システム課		●		
224	4-60	P74	施策・詳細施策	施策29_デジタル化	総意	2016年に制定された官民データ活用基本法に基づき、デジタル化は自治体だけで取り組むべきものではなく、市民や民間企業も巻き込んだ形で進めていく必要がある。重要なのは、データの収集を行いオープンデータ化して、利用可能な状態に整えておくことである。取組を追加することが難しいのであれば、現状と課題などにおいてこの状況に触れておくことが望ましい。	オープンデータの活用については、国が定める「推奨データセット」に基づき、現在、22項目中5項目をホームページ上で公開しています。また、以外に独自で「市内小・中学校」データについても公開しています。官民データ活用推進基本法では、オープンデータの活用以外にも、電子申請の利便性や個人番号カードの普及促進等、様々な視点での規定が盛り込まれていますが、本市においては、まず国が定める「推奨データセット」の公開及び定期的なデータの更新を行うと共に、利活用の促進が図られるよう周知に努めています。	情報システム課・政策調整課	●			
225	4-22	P75	施策・詳細施策	施策29_デジタル化	別所	AIについて文言は一部含まれていますが、今後のテクノロジーの進展スピードに照らすとAIの積極的利用は不可欠だと考えられます。成果目標の中に生成AIの利用職員数が記載されているものの、主な取り組みとして掲げられている事項の中にAIについて触れているものが多く、詳細施策の2901に、情報セキュリティレベルの向上と並べてAI利用促進のための施策を入れられないでしょうか。特に、生成AIはChatGPTの利用をはじめとして人々の生活の中に入り込んでいますので、それ以上に行政としてどのように取り組むのかを考え必要があります。行政庁内の各種の問い合わせをAI対応したり、議会答弁案などもAIで草案を作成せたりすることなども可能となっています。これらを実現するためには、府内のドキュメント、条例、議事録、各種資料などをAIに学習させせる必要があり、AI readyという状態を作り出していくことが求められています。これらのことをしっかりと捉えて進んでいかなければ他の自治体に遅れを取ることにもなりかねません。	生成AIについては、現段階では職員に生成AIの業務利用に慣れてもう観点から、例えば「文書の生成」「文章の校正」「議会答弁の草案作成」などの利用が進んでいるところである。今までの利用状況から見ると、積極的に利用する職員とそうでない職員の間にギャップが生じている。問題解消のために、生成AIが何に活用できるのかという点について、職員間で理解を深めてもらう必要性があり、そのためにも指摘いただいた「府内ドキュメント」や「条例」など、目的が明確になりやすい情報を利用できるようにしていく必要があると認識している。	情報システム課		●		
226	4-23	P75	施策・詳細施策	施策29_デジタル化	別所	最近のAIの発展はプログラミングの自動化という点での進んでおり、それらのテクノロジーをどのように取り入れていくかという視点が不可欠です。一方、AIの発展はLLMと言われるモデルに限られるものではなく、画像生成や分析、ロボティクスの発展にも結びついていますので、LLMを用いる生成AIだけではなく、広くAI利用については考えておくことが肝要だと思います。そのためには詳細施策の2901に、行政組織がAI readyとするという取り組みを追加するというのはどうでしょうか。	生成AIをより広く業務で活用していくようにするために、職員の知識をどのように向上させるかという視点が重要だと認識している。今後の技術の進展を情報収集・発信を行なながら、職員のリテラシー向上に努めていきたいと考えている。	情報システム課		●		
227	4-24	P76,P77	施策・詳細施策	施策30_多様な主体とのまちづくり	別所	成果目標にホームページアクセス数を入れることは良いと思いますが、その分析をしておくことが重要だと思います。少なくとも、どのような経路でホームページを訪れたのか、ユニークユーザー数、滞在時間など、見ておかなければならぬ指標を定め、少なくとも週次で追いかける仕組は作っておく必要があると思います。詳細施策3001にホームページの管理運用が掲げられていますので、上記に加えて、どのページが閲覧されているのかについても見ておいていただければと思います。	成果目標にホームページのアクセス数が含まれているのですが、それだけでなく、その分析を行うことが重要であるというご意見をいただいております。現状としては、ホームページの訪問者数や滞在時間、またホームページに訪れた経路などについて、無料サービスで確認できる範囲ではございますが、しっかり把握しており、府内において必要に応じて情報提供を行なながら共有を図っているところです。指標は総アクセス数が基準となっておりますが、いただいたご意見につきましては、データの活用という観点から事業を進める上で参考とさせていただきたいと思っております。	広報広聴室		●		
228	4-61	P77	施策・詳細施策	施策30_多様な主体とのまちづくり	総意	詳細施策3003の主な取組に「国や神奈川県等との協力・連携強化」とあるが、今後の南海トラフなどの大規模災害が想定される中では、遠隔地の県や市町村などの自治体との連携についても重要であるため表現の追加を検討されたい。	広域連携の推進については、近隣市町村のほか遠隔地の市町村との連携についても推進していくことを含んでいます。大規模災害を想定した災害協定や連携については、「施策23 防災・減災」の「詳細施策2304 危機管理体制の整備」の取組にて記載しています。なお、表記については、分かりやすい表記を検討します。	企画政策課	●	◎		

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧（第3～6回分 体系順）

資料3

通しNo	CN	行政案該当ページ	該当箇所	該当箇所	委員名	委員意見	市の考え方・対応方針	担当所管	整理フラグ			修正検討
									質問	総意	個意	
229	5-64	—	施策・詳細施策	その他	出石	総合計画というものはすべてにおいて共通するものだと思います。特に、総合計画の中でも実行計画はより具体的な内容が記載されるため、どうしても書し悪しにかかわらず縦割りの形になるものです。これはやむを得ないことで、施策の詳細をみても1303という形でかなり具体的なことが記載されています。それについては、そのとおりであると思います。そのため、この実行計画にさらにソフト面を記載するべきだとか、先ほどの議論の中で1301にソフト面をもう少し書き込むべきだという意見がありました。そのようなご意見もそのとおりではあります。	30の施策による縦軸の展開と、横軸で展開する協働プロジェクトの役割の明確化など検討します。また、各施策における個別の事業や取組と、協働プロジェクトの関係性についてもわかりやすい表現を検討します。	企画政策課		●	◎	
230	3-30	P78	協働プロジェクト	—	総意	協働プロジェクトの施策体系との関係性が、行政案の最後部のP78に記載されており全体像がつかみにくい。P14に施策体系と協働プロジェクトの関係性を表現できれば理解が進むと思われる。	記載内容について、修正を検討いたします。	企画政策課	●	◎		
231	3-31	P78	協働プロジェクト	—	総意	協働プロジェクトは市単独で実現できるものではないため、市民や事業者とどのように取り組んでいくかがポイントである。	協働プロジェクトが議事となる第7回会議での結果を踏まえながら、ご意見に留意し推進して参ります。	企画政策課	●			
232	3-32	P78	協働プロジェクト	—	総意	進行管理の方法や評価すべきかどうかについても検討が必要である。	協働プロジェクトが議事となる第7回会議での結果を踏まえながら、ご意見に留意し推進して参ります。	企画政策課	●			
233	3-7	—	—	—	内山	(第3回会議資料3 答申方法等について) 异論ございません。	—	企画政策課		●		
234	3-8	—	—	—	内山	アウトプットベースのKPIとアウトカムベースのKPIについて、資料4に示されているものはアウトカムベースのKPIでしょうか?いくつかの分野でアウトプットベースのものも混在しているように思われました。 例) 施策8 多様性 成果目標4 小田原市人権施策推進指針に基づく人権施策取り組み数	施策の成果目標(KPI)については、原則アウトカムベースの指標を設定しています。	企画政策課		●		
235	3-9	—	—	—	内山	KGI、KPI指標を示すデータを同時に明記する必要があると思います。EBPMの観点から根拠資料は重要です。どの調査のデータによるのか、事務局調べなんか、指標と同じ場所に計などて記していただきたい。	第4回会議に指標の設定理由や出典などの把握方法を記載した一覧を配付する予定です。また、計画書発行の際には巻末資料として整理を行う予定です。	企画政策課		●	◎	
236	3-11	—	—	—	内山	(第3回会議資料7 行政案補足資料 施策・詳細施策) 异論ございません。	—	企画政策課		●		
237	3-12	—	—	—	内山	(第3回会議資料8 委員担当制について) 异論ございません。	—	企画政策課		●		